

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区

北海道警察本部告示第23号

昭和43年4月1日

改正 昭和43年9月19日警察本部告示第68号、12月11日第93号、44年2月19日第12号、4月30日第26号、8月1日第41号、45年1月28日第5号、4月1日第15号、10月1日第45号、12月1日第60号、46年1月4日第1号、5月13日第37号、12月1日第93号、47年4月1日第19号、7月5日第47号、8月1日第54号、12月2日第89号、48年7月1日第47号、第48号、10月1日第74号、49年2月13日第14号、第15号、5月17日第50号、10月1日第85号、12月2日第104号、11日第107号、50年5月24日第25号、9月1日第42号、51年2月16日第7号、4月21日第18号、11月1日第47号、17日第51号、30日第53号、12月6日第55号、52年4月1日第14号、第15号、8月1日第33号、11月1日第47号、12月1日第53号、53年3月29日第14号、5月1日第19号、8月1日第34号、9月1日第40号、10月27日第49号、11月15日第52号、54年1月22日第4号、3月20日第13号、5月31日第25号、10月5日第45号、12月20日第57号、55年2月16日第7号、4月1日第14号、6月21日第27号、7月15日第31号、11月20日第52号、29日第54号、12月13日第57号、56年3月28日第13号、9月21日第39号、11月19日第49号、12月28日第55号、57年4月8日第15号、8月2日第32号、9月20日第40号、10月12日第44号、11月8日第49号、58年1月13日第3号、24日第5号、3月28日第16号、10月11日第44号、11月24日第52号、12月8日第55号、59年1月12日第3号、2月16日第10号、4月1日第17号、7月26日第36号、9月13日第44号、11月12日第53号、12月10日第58号、60年2月12日第6号、3月14日第12号、4月1日第15号、18日第19号、5月30日第26号、9月17日第42号、12月12日第56号、61年1月13日第2号、4月10日第16号、7月31日第33号、10月30日第47号、62年2月9日第5号、3月30日第16号、10月12日第45号、12月14日第55号、63年3月10日第11号、31日第14号、9月19日第40号、10月27日第47号、11月10日第49号、平成元年1月19日第4号、2月27日第11号、4月3日第15号、5月18日第22号、7月31日第33号、2年1月25日第5号、2月5日第8号、4月9日第17号、9月13日第50号、10月11日第55号、3年1月28日第4号、4月12日第15号、4月19日第17号、4年3月10日第10号、31日第15号、5月22日第25号、7月14日第36号、12月10日第64号、18日第66号、22日第68号、5年3月9日第12号、4月9日第20号、8月18日第40号、9月24日第47号、10月26日第52号、10月28日第54号、12月16日第62号、6年3月28日第17号、10月11日第63号、10月20日第65号、11月21日第72号、12月26日第78号、7年2月8日第11号、3月28日第20号、8年3月11日第13号、8月28日第65号、12月6日第102号、9年3月24日第23号、5月28日第54号、10月27日第98号、第99号、10年3月3日第16号、9月11日第82号、10月13日第95号、16日第100号、11月24日第111号、12月25日第125号、11年3月9日第13号、第14号、4月30日第37号、5月25日第49号、11月9日第99号、12月24日第114号、12年2月15日第11号、3月28日第30号、8月22日第78号、12月8日第121号、13年2月27日第23号、3月13日第26号、30日第37号、11月13日第153号、12月11日第164号、21日第173号、14年2月22日第25号、4月26日第61号、12月27日第218号、15年4月1日第44号、8月29日第116号、16年2月3日第14号、3月16日第38号、30日第46号、4月27日第60号、6月4日第79号、7月20日第105号、10月1日第141号、11月30日第164号、12月3日第168号、第169号、10日第174号、17日第177号、21日第178号、17年2月25日第31号、3月1日第36号、4月1日第46号、8月30日第129号、9月30日第147号、10月11日第152号、11月4日第165号、12月9日第181号、13日第183号、16日第186号、第187号、

18年1月17日第3号、31日第12号、2月3日第17号、21日第26号、28日第33号、3月3日第36号、17日第43号、24日第48号、31日第52号、第53号、11月28日第171号、12月12日第180号、第181号、19日第186号、22日第187号、26日第189号、第190号、19年1月19日第6号、3月23日第36号、10月5日第138号、20年1月10日第3号、18日第5号、3月18日第83号、第84号、12月24日第329号、21年2月6日第28号、第29号、3月6日第65号、9月29日第262号、11月27日第328号、12月25日第354号、22年2月2日第36号、6月18日第251号、24年12月4日第437号、25年12月27日第429号、26年1月7日第1号、2月4日第55号、4月1日第177号、25日第209号、7月1日第290号、9月30日第417号、11月21日第495号、27年1月6日第2号、3月31日第148号、7月21日第256号、10月6日第350号、12月11日第432号、28年3月18日第143号、29日第155号、8月12日第358号、29年2月24日第116号、3月28日第156号、12月15日第533号、30年1月26日第32号、2月27日第120号、3月16日第141号、20日第143号、30日第151号、4月20日第189号、7月10日第308号、11月30日第509号、12月11日第522号、25日第529号、31年2月5日第36号、3月8日第137号、3月26日第147号、令和元年11月29日第525号、2年3月31日第164号、3年3月30日第177号、3年6月22日第303号、3年9月28日第431号、4年11月18日第517号、令和4年11月22日第520号、令和5年3月7日第163号

北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）第54条第2項の規定により、交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区を別表のように定める。

昭和37年北海道警察本部告示第1号（派出所および駐在所の名称、位置および受持区域）は、廃止する。

前文（抄）（昭和44年4月30日警察本部告示第26号）
昭和44年4月1日から適用する。

前文（抄）（昭和47年12月2日警察本部告示第89号）
昭和47年11月1日から適用する。

前文（抄）（昭和48年10月1日警察本部告示第74号）
昭和48年8月1日から適用する。

前文（抄）（昭和49年2月13日警察本部告示第14号）
昭和48年12月1日から適用する。

前文（抄）（昭和49年2月13日警察本部告示第15号）
昭和49年1月10日から適用する。

前文（抄）（昭和49年5月17日警察本部告示第50号）
昭和49年4月1日から適用する。

前文（抄）（昭和49年10月1日警察本部告示第85号）
昭和49年10月1日から適用する。

前文（昭和49年12月2日警察本部告示第104号）
昭和49年12月1日から適用する。

前文（抄）（昭和49年12月11日警察本部告示第107号）
昭和49年12月20日から適用する。

前文（抄）（昭和50年5月24日警察本部告示第25号）
昭和50年4月1日から適用する。

前文（昭和50年9月1日警察本部告示第42号）
昭和50年9月1日から適用する。

前文（抄）（昭和51年2月16日警察本部告示第7号）

昭和51年1月1日から適用する。

前文（抄）（昭和51年4月21日警察本部告示第18号）
昭和51年4月1日から施行する。

前文（抄）（昭和51年6月10日警察本部告示第26号）
昭和51年6月12日から施行する。

前文（抄）（昭和51年11月1日警察本部告示第47号）
昭和51年10月1日から適用する。

前文（抄）（昭和51年11月17日警察本部告示第51号）
昭和51年12月1日から適用する。

前文（抄）（昭和51年11月30日警察本部告示第53号）
昭和51年11月1日から適用する。

前文（抄）（昭和51年12月6日警察本部告示第55号）
昭和51年8月3日から適用する。

前文（抄）（昭和52年4月1日警察本部告示第14号）
昭和52年4月1日から施行する。

前文（抄）（昭和52年4月1日警察本部告示第15号）
昭和52年4月1日から適用する。

前文（抄）（昭和52年8月1日警察本部告示第33号）
昭和52年8月1日から施行する。

前文（抄）（昭和52年11月1日警察本部告示第47号）
昭和52年11月1日から施行する。

前文（抄）（昭和52年12月1日警察本部告示第53号）
昭和52年12月1日から施行する。

前文（抄）（昭和53年警察本部告示第14号）
昭和53年4月1日から施行する。

前文（抄）（昭和53年5月1日警察本部告示第19号）
昭和53年5月1日から施行する。

前文（抄）（昭和53年8月1日警察本部告示第34号）
昭和53年8月1日から施行する。

前文（抄）（昭和53年9月1日警察本部告示第40号）
昭和53年9月1日から施行する。

前文（抄）（昭和53年10月27日警察本部告示第49号）
昭和53年11月1日から施行する。

前文（抄）（昭和53年11月15日警察本部告示第52号）
昭和53年12月1日から施行する。

前文（抄）（昭和54年1月22日警察本部告示第4号）
昭和54年2月1日から施行する。

前文（昭和54年3月20日警察本部告示第13号）
昭和54年3月20日から施行する。

前文（抄）（昭和54年5月31日警察本部告示第25号）
昭和54年6月1日から施行する。

前文（抄）（昭和54年10月5日警察本部告示第45号）
昭和54年10月15日から施行する。

前文（抄）（昭和54年12月20日警察本部告示第57号）
昭和55年1月1日から施行する。

前 文（抄）（昭和55年2月16日警察本部告示第7号）
昭和55年2月16日から施行する。

前 文（抄）（昭和55年4月1日警察本部告示第14号）
昭和55年4月1日から施行する。

前 文（抄）（昭和55年6月21日警察本部告示第27号）
昭和55年6月21日から施行する。

前 文（抄）（昭和55年7月15日警察本部告示第31号）
昭和55年7月15日から施行する。

前 文（抄）（昭和55年11月20日警察本部告示第52号）
昭和55年11月20日から施行する。

前 文（抄）（昭和55年11月29日警察本部告示第54号）
昭和55年12月1日から施行する。

前 文（抄）（昭和55年12月13日警察本部告示第57号）
昭和55年12月15日から施行する。

前 文（抄）（昭和56年3月28日警察本部告示第13号）
昭和56年4月1日から施行する。

前 文（抄）（昭和56年9月21日警察本部告示第37号）
昭和56年9月21日から施行する。

前 文（抄）（昭和56年11月19日警察本部告示第49号）
昭和56年11月19日から施行する。

前 文（抄）（昭和56年12月28日警察本部告示第55号）
昭和56年12月28日から施行する。

前 文（抄）（昭和57年4月8日警察本部告示第15号）
昭和57年4月1日から適用する。

前 文（抄）（昭和57年8月2日警察本部告示第32号）
昭和57年8月2日から施行する。

前 文（抄）（昭和57年9月20日警察本部告示第40号）
昭和57年9月20日から施行する。

前 文（抄）（昭和57年10月12日警察本部告示第44号）
昭和57年10月12日から施行する。

前 文（抄）（昭和57年11月8日警察本部告示第49号）
昭和57年11月10日から施行する。

前 文（抄）（昭和58年1月13日警察本部告示第3号）
昭和58年1月13日から施行する。

前 文（抄）（昭和58年1月24日警察本部告示第5号）
昭和58年1月24日から施行する。

前 文（抄）（昭和58年3月28日警察本部告示第16号）
昭和58年4月1日から施行する。

前 文（抄）（昭和58年10月11日警察本部告示第44号）
昭和58年10月11日から施行する。

前 文（抄）（昭和58年11月24日警察本部告示第52号）
昭和58年11月26日から施行する。

前 文（抄）（昭和58年12月8日警察本部告示第55号）
昭和58年12月8日から施行する。

前 文（抄）（昭和59年1月12日警察本部告示第3号）

昭和59年2月1日から施行する。

前文(抄)(昭和59年2月16日警察本部告示第10号)
昭和59年2月16日から施行する。

前文(抄)(昭和59年4月1日警察本部告示第17号)
昭和59年4月1日から施行する。

前文(抄)(昭和59年7月26日警察本部告示第36号)
昭和59年8月1日から施行する。

前文(抄)(昭和59年9月13日警察本部告示第44号)
昭和59年9月13日から施行する。

前文(抄)(昭和59年11月12日警察本部告示第53号)
昭和59年11月12日から施行する。

前文(抄)(昭和59年12月10日警察本部告示第58号)
昭和59年12月10日から施行する。

前文(抄)(昭和60年2月12日警察本部告示第6号)
昭和60年2月12日から施行する。

前文(抄)(昭和60年3月14日警察本部告示第12号)
昭和60年3月14日から施行する。

前文(抄)(昭和60年4月1日警察本部告示第15号)
昭和60年4月1日から施行する。

前文(抄)(昭和60年4月18日警察本部告示第19号)
昭和60年4月22日から施行する。

前文(抄)(昭和60年5月30日警察本部告示第26号)
昭和60年6月1日から施行する。

前文(抄)(昭和60年9月17日警察本部告示第42号)
昭和60年9月17日から施行する。

前文(抄)(昭和60年12月12日警察本部告示第56号)
昭和60年12月12日から施行する。

前文(抄)(昭和61年1月13日警察本部告示第2号)
昭和61年1月13日から施行する。

前文(抄)(昭和61年4月10日警察本部告示第16号)
昭和61年4月10日から施行する。

前文(抄)(昭和61年7月31日警察本部告示第33号)
昭和61年8月1日から施行する。

前文(抄)(昭和61年10月30日警察本部告示第47号)
昭和61年11月1日から施行する。

前文(抄)(昭和62年2月9日警察本部告示第5号)
昭和62年2月9日から施行する。

前文(抄)(昭和62年3月30日警察本部告示第16号)
昭和62年4月1日から施行する。

前文(抄)(昭和62年12月14日警察本部告示第55号)
昭和62年12月14日から施行する。

前文(抄)(昭和63年3月31日警察本部告示第14号)
昭和63年4月1日から施行する。

前文(抄)(昭和63年10月27日警察本部告示第47号)
昭和63年10月27日から施行する。

前 文（抄）（昭和63年11月10日警察本部告示第49号）
昭和63年11月10日から施行する。

前 文（抄）（平成元年1月19日警察本部告示第4号）
平成元年1月19日から施行する。

前 文（抄）（平成元年2月27日警察本部告示第11号）
平成元年2月27日から施行する。

前 文（抄）（平成元年4月3日警察本部告示第15号）
平成元年4月3日から施行する。

前 文（抄）（平成元年5月18日警察本部告示第22号）
平成元年5月18日から施行する。

前 文（抄）（平成元年7月31日警察本部告示第33号）
平成元年7月31日から施行する。

前 文（抄）（平成2年1月25日警察本部告示第5号）
平成2年1月25日から施行する。

前 文（抄）（平成2年2月5日警察本部告示第8号）
平成2年2月5日から施行する。

前 文（抄）（平成2年4月9日警察本部告示第17号）
平成2年4月9日から施行する。

前 文（抄）（平成2年9月13日警察本部告示第50号）
平成2年9月13日から施行する。

前 文（抄）（平成2年10月11日警察本部告示第55号）
平成2年10月11日から施行する。

前 文（抄）（平成3年1月28日警察本部告示第4号）
平成3年1月28日から施行する。

前 文（抄）（平成3年4月12日警察本部告示第15号）
平成3年4月12日から施行する。

前 文（抄）（平成3年4月19日警察本部告示第17号）
平成3年4月19日から施行する。

前 文（抄）（平成4年3月10日警察本部告示第10号）
平成4年3月10日から施行する。

前 文（抄）（平成4年3月31日警察本部告示第15号）
平成4年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成4年5月22日警察本部告示第25号）
平成4年5月22日から施行する。

前 文（抄）（平成4年7月14日警察本部告示第36号）
平成4年7月14日から施行する。

前 文（抄）（平成4年12月10日警察本部告示第64号）
平成4年12月10日から施行する。

前 文（抄）（平成4年12月18日警察本部告示第66号）
平成4年12月18日から施行する。

前 文（抄）（平成4年12月22日警察本部告示第68号）
平成4年12月24日から施行する。

前 文（抄）（平成5年3月9日警察本部告示第12号）
平成5年3月9日から施行する。

前 文（抄）（平成5年4月9日警察本部告示第20号）

平成5年4月9日から施行する。

前文（抄）（平成5年8月18日警察本部告示第40号）
平成5年8月18日から施行する。

前文（抄）（平成5年9月24日警察本部告示第47号）
平成5年10月1日から施行する。

前文（抄）（平成5年10月26日警察本部告示第52号）
平成5年11月1日から施行する。

前文（抄）（平成5年10月28日警察本部告示第54号）
平成5年11月1日から施行する。

前文（抄）（平成5年12月16日警察本部告示第62号）
平成5年12月17日から施行する。

前文（抄）（平成6年3月28日警察本部告示第17号）
平成6年3月28日から施行する。

前文（抄）（平成6年10月11日警察本部告示第63号）
平成6年10月11日から施行する。

前文（抄）（平成6年10月20日警察本部告示第65号）
平成6年11月1日から施行する。

前文（抄）（平成6年11月21日警察本部告示第72号）
平成6年11月22日から施行する。

前文（抄）（平成6年12月26日警察本部告示第78号）
平成6年12月27日から施行する。

前文（抄）（平成7年2月8日警察本部告示第11号）
平成7年2月9日から施行する。

前文（抄）（平成7年3月28日警察本部告示第20号）
平成7年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成8年3月11日警察本部告示第13号）
平成8年3月11日から施行する。

前文（抄）（平成8年8月28日警察本部告示第65号）
平成8年8月28日から施行する。

前文（抄）（平成8年12月6日警察本部告示第102号）
平成8年12月17日から施行する。

前文（抄）（平成9年3月24日警察本部告示第23号）
平成9年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成9年5月28日警察本部告示第54号）
平成9年6月1日から施行する。

前文（抄）（平成9年10月27日警察本部告示第98号）
平成9年11月4日から施行する。

前文（抄）（平成9年10月27日警察本部告示第99号）
平成9年10月27日から施行する。

前文（抄）（平成10年3月3日警察本部告示第16号）
平成10年3月3日から施行する。

前文（抄）（平成10年9月11日警察本部告示第82号）
平成10年9月11日から施行する。

前文（抄）（平成10年10月13日警察本部告示第95号）
平成10年10月13日から施行する。

前 文（抄）（平成10年10月16日警察本部告示第100号）
平成10年10月31日から施行する。

前 文（抄）（平成10年11月24日警察本部告示第111号）
平成10年12月2日から施行する。

前 文（抄）（平成10年12月25日警察本部告示第125号）
平成10年12月25日から施行する。

前 文（抄）（平成11年3月9日警察本部告示第13号）
平成11年3月23日から施行する。

前 文（抄）（平成11年3月9日警察本部告示第14号）
平成11年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成11年4月30日警察本部告示第37号）
平成11年4月30日から施行する。

前 文（抄）（平成11年5月25日警察本部告示第49号）
平成11年6月1日から施行する。

前 文（抄）（平成11年11月9日警察本部告示第99号）
平成11年11月11日から施行する。

前 文（抄）（平成11年12月24日警察本部告示第114号）
平成11年12月24日から施行する。

前 文（抄）（平成12年2月15日警察本部告示第11号）
平成12年2月15日から施行する。

前 文（抄）（平成12年8月22日警察本部告示第78号）
平成12年8月22日から施行する。

前 文（抄）（平成13年3月13日警察本部告示第26号）
平成13年3月21日から施行する。

前 文（抄）（平成13年3月30日警察本部告示第37号）
平成13年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成13年11月13日警察本部告示第153号）
平成13年11月13日から施行する。

前 文（抄）（平成13年12月11日警察本部告示第164号）
平成13年12月13日から施行する。

前 文（抄）（平成13年12月21日警察本部告示第173号）
平成13年12月25日から施行する。

前 文（抄）（平成14年2月22日警察本部告示第25号）
平成14年2月25日から施行する。

前 文（抄）（平成14年4月26日警察本部告示第61号）
平成14年5月1日から施行する。

前 文（抄）（平成14年12月27日警察本部告示第218号）
平成14年12月27日から施行する。

前 文（抄）（平成15年4月1日警察本部告示第44号）
平成15年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成15年8月29日警察本部告示第116号）
平成15年9月1日から施行する。

前 文（抄）（平成16年2月3日警察本部告示第14号）
平成16年2月3日から施行する。

前 文（抄）（平成16年3月16日警察本部告示第38号）

平成16年3月18日から施行する。

前文（抄）（平成16年3月30日警察本部告示第46号）

平成16年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成16年4月27日警察本部告示第60号）

平成16年4月27日から施行する。

前文（抄）（平成16年6月4日警察本部告示第79号）

平成16年6月7日から施行する。

前文（抄）（平成16年7月20日警察本部告示第105号）

平成16年7月20日から施行する。

前文（抄）（平成16年10月1日警察本部告示第141号）

平成16年10月1日から施行する。

前文（抄）（平成16年11月30日警察本部告示第164号）

平成16年12月1日から施行する。

前文（抄）（平成16年12月3日警察本部告示第168号）

平成16年12月3日から施行する。

前文（抄）（平成16年12月3日警察本部告示第169号）

平成16年12月6日から施行する。

前文（抄）（平成16年12月10日警察本部告示第174号）

平成16年12月13日から施行する。

前文（抄）（平成16年12月17日警察本部告示第177号）

平成16年12月20日から施行する。

前文（抄）（平成16年12月21日警察本部告示第178号）

平成16年12月22日から施行する。

前文（抄）（平成17年2月25日警察本部告示第31号）

平成17年2月25日から施行する。

前文（抄）（平成17年3月1日警察本部告示第36号）

平成17年3月1日から施行する。

前文（抄）（平成17年4月1日警察本部告示第46号）

平成17年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成17年8月30日警察本部告示第129号）

平成17年9月1日から施行する。

前文（抄）（平成17年9月30日警察本部告示第147号）

平成17年10月1日から施行する。

前文（抄）（平成17年10月11日警察本部告示第152号）

平成17年10月11日から施行する。

前文（抄）（平成17年11月4日警察本部告示第165号）

平成17年11月4日から施行する。

前文（抄）（平成17年12月9日警察本部告示第181号）

平成17年12月12日から施行する。

前文（抄）（平成17年12月13日警察本部告示第183号）

平成17年12月14日から施行する。

前文（抄）（平成17年12月16日警察本部告示第186号）

平成17年12月17日から施行する。

前文（抄）（平成17年12月16日警察本部告示第187号）

平成17年12月19日から施行する。

前 文（抄）（平成18年1月17日警察本部告示第3号）
平成18年1月19日から施行する。

前 文（抄）（平成18年1月31日警察本部告示第12号）
平成18年2月1日から施行する。

前 文（抄）（平成18年2月3日警察本部告示第17号）
平成18年2月6日から施行する。

前 文（抄）（平成18年2月21日警察本部告示第26号）
平成18年2月21日から施行する。

前 文（抄）（平成18年2月28日警察本部告示第33号）
平成18年3月1日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月3日警察本部告示第36号）
平成18年3月5日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月17日警察本部告示第43号）
平成18年3月20日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月24日警察本部告示第48号）
平成18年3月27日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月31日警察本部告示第52号）
平成18年3月31日から施行する。

前 文（抄）（平成18年3月31日警察本部告示第53号）
平成18年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成18年11月28日警察本部告示第171号）
平成18年11月30日から施行する。

前 文（抄）（平成18年12月12日警察本部告示第180号）
平成18年12月13日から施行する。

前 文（抄）（平成18年12月12日警察本部告示第181号）
平成18年12月16日から施行する。

前 文（抄）（平成18年12月19日警察本部告示第186号）
平成18年12月21日から施行する。

前 文（抄）（平成18年12月22日警察本部告示第187号）
平成18年12月25日から施行する。

前 文（抄）（平成18年12月26日警察本部告示第189号）
平成18年12月27日から施行する。

前 文（抄）（平成18年12月26日警察本部告示第190号）
平成18年12月29日から施行する。

前 文（抄）（平成19年1月19日警察本部告示第6号）
平成19年1月19日から施行する。

前 文（抄）（平成19年3月23日警察本部告示第36号）
平成19年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成19年10月5日警察本部告示第138号）
平成19年10月5日から施行する。

前 文（抄）（平成20年1月10日警察本部告示第3号）
平成20年1月11日から施行する。

前 文（抄）（平成20年1月18日警察本部告示第5号）
平成20年1月21日から施行する。

前 文（抄）（平成20年3月18日警察本部告示第83号）

平成20年3月18日から施行する。

前文（抄）（平成20年3月18日警察本部告示第84号）

平成20年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成20年12月24日警察本部告示第329号）

平成20年12月25日から施行する。

前文（抄）（平成21年2月6日警察本部告示第29号）

平成21年2月7日から施行する。

前文（抄）（平成21年9月29日警察本部告示第262号）

平成21年10月1日から施行する。

前文（抄）（平成21年11月27日警察本部告示第328号）

平成21年12月1日から施行する。

前文（抄）（平成22年2月2日警察本部告示第36号）

平成22年2月2日から施行する。

前文（抄）（平成22年6月18日警察本部告示第251号）

平成22年6月18日から施行する。

前文（抄）（平成24年12月4日警察本部告示第437号）

平成24年12月4日から施行する。

前文（抄）（平成25年12月27日警察本部告示第429号）

平成25年12月27日から施行する。

前文（抄）（平成26年1月7日警察本部告示第1号）

平成26年1月7日から施行する。

前文（抄）（平成26年2月4日警察本部告示第55号）

平成26年2月4日から施行する。

前文（抄）（平成26年4月1日警察本部告示第177号）

平成26年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成26年4月25日警察本部告示第209号）

平成26年4月25日から施行する。

前文（抄）（平成26年7月1日警察本部告示第290号）

平成26年7月1日から施行する。

前文（抄）（平成26年9月30日警察本部告示第417号）

平成26年10月1日から施行する。

前文（抄）（平成26年11月21日警察本部告示第495号）

平成26年11月21日から施行する。

前文（抄）（平成27年3月31日警察本部告示第148号）

平成27年4月1日から施行する。

前文（抄）（平成27年10月6日警察本部告示第350号）

平成27年10月11日から施行する。

前文（抄）（平成28年3月29日警察本部告示第155号）

平成28年4月1日から施行する。ただし、別表札幌方面苫小牧警察署の部沼ノ端北の項及び同部錦岡の項並びに同表釧路方面中標津警察署の部尾岱沼の項の改正規定は、同年3月29日から施行する。

前文（抄）（平成28年8月12日警察本部告示第358号）

平成28年8月12日から施行する。

前文（抄）（平成29年2月24日警察本部告示第116号）

平成28年2月24日から施行する。ただし、別表函館方面木古内警察署の部涌元の項の改正

規定は、同年3月7日から施行する。

前文(抄)(平成29年3月28日警察本部告示第156号)

平成29年4月1日から施行する。

前文(抄)(平成29年12月15日警察本部告示第533号)

平成29年12月21日から施行する。

前文(抄)(平成30年1月26日警察本部告示第32号)

平成30年1月26日から施行する。ただし、別表旭川方面名寄警察署の部西四条北の項及び同部西五条南の項の改正規定は、同年2月15日から施行する。

前文(抄)(平成30年2月27日警察本部告示第120号)

平成30年2月27日から施行する。ただし、別表札幌方面伊達警察署の部黄金の項の改正規定は同年3月1日から、同表函館方面江差警察署の部鶉の項の改正規定は同年3月12日から施行する。

前文(抄)(平成30年3月16日警察本部告示第141号)

平成30年3月16日から施行する。ただし、別表札幌方面倶知安警察署の部の改正規程(蘭越の項に係る部分及び目名の項を削る部分に限る。)は同年3月19日から、同表札幌方面千歳警察署の部の改正規程は同年4月1日から施行する。

前文(抄)(平成30年3月20日警察本部告示第143号)

平成30年4月1日から施行する。

前文(抄)(平成30年3月30日警察本部告示第151号)

平成30年3月31日から施行する。ただし、別表函館方面函館中央警察署の部の改正規程は同年4月13日から施行する。

前文(抄)(平成30年4月20日警察本部告示第189号)

平成30年4月20日から施行する。

前文(抄)(平成30年7月10日警察本部告示第308号)

平成30年7月10日から施行する。

前文(抄)(平成30年11月30日警察本部告示第509号)

平成30年10月1日から適用する。

前文(抄)(平成30年12月11日警察本部告示第522号)

平成30年12月11日から施行する。

前文(抄)(平成30年12月25日警察本部告示第529号)

平成31年1月1日から施行する。

前文(抄)(平成31年2月5日警察本部告示第36号)

平成31年2月5日から施行する。ただし、別表函館方面松前警察署の部小島の項の改正規程は同年3月4日から施行する。

前文(抄)(平成31年3月8日警察本部告示第137号)

平成31年3月8日から施行する。

前文(抄)(平成31年3月26日警察本部告示第147号)

平成31年3月26日から施行する。

前文(抄)(令和2年3月31日警察本部告示第164号)

令和2年4月1日から施行する。

前文(抄)(令和3年3月30日警察本部告示第177号)

令和3年4月1日から施行する。

前文(抄)(令和3年6月22日警察本部告示第303号)

令和3年6月22日から施行する。

前文(抄)(令和3年9月28日警察本部告示第431号)

令和3年10月1日から施行する。

前文（抄）（令和4年11月18日警察本部告示第517号）

令和4年10月1日から施行する。

前文（抄）（令和4年11月22日警察本部告示第520号）

令和4年11月23日から施行する。

前文（抄）（令和5年3月7日警察本部告示第163号）

令和5年4月1日から施行する。

別表

所属 警察署	名称			位置	所管区
	交番	警備 派出所	駐在所		
札幌方面 中央警察署	薄野			札幌市中央区 南4条西3丁目	札幌市中央区南2条（南2条通以北を除く。）から南9条（南9条通以北）までの西1丁目から西5丁目まで
同	大通			同 中央区 大通西1丁目	同 中央区大通、南1条、南2条（南2条通以北）及び北1条（北1条通以南）の西1丁目から西5丁目まで、大通東1丁目から東3丁目まで、南1条東1丁目から東4丁目（東4丁目通以西）まで並びに南2条及び南3条の東1丁目及び東2丁目
同	南三条			同 中央区 南3条西7丁目	同 中央区北1条（北1条通以南）、大通及び南1条から南8条までの西6丁目から西10丁目まで並びに南9条（南9条通以南を除く。）西6丁目
同	札幌駅前			同 中央区 北5条西4丁目4番地	同 中央区北1条（北1条通以北）から北5条までの西1丁目から西7丁目まで及び北1条から北5条までの東1丁目
同	北一条西			同 中央区 北1条西15丁目	同 中央区大通（南大通以北）の西11丁目から西19丁目まで、北1条及び北2条の西8丁目から西19丁目（ただし、北1条の西8丁目から西10丁目までの北1条通以南を除く。）、北3条から北5条までの西8丁目から西15丁目まで並びに北6条西10丁目
同	御幸			同 中央区 南3条西14丁目	同 中央区大通（南大通以北を除く。）、南1条及び南2条の西11丁目から西19丁目まで並びに南3条から南8条までの西11丁目から西18丁目まで
同	桑園西			同 中央区 北4条西19丁目	同 中央区北3条から北5条までの西16丁目から西22丁目まで、北6条及び北7条の西11丁目から西22丁目まで、北8条西12丁目から西22丁目まで、北9条西13丁目から西22丁目まで、北10条西14丁目から西22丁目まで、北11条西13丁目から西20丁目まで、北12条及び北13条の西15丁目から西19丁目まで、北14条西15丁目、西18丁目及び西19丁目、北15条西15丁目及び西19丁目、北16条西15丁目、西16丁目、西20丁目及び西21丁目、北17条及び北18条の西15丁目並びに北20条から北22条までの西

					15丁目
同	北一条東			同 中央区北1条東7丁目	同 中央区大通東4丁目から東14丁目まで、北1条東2丁目から東19丁目まで、北2条東2丁目から東20丁目まで、北3条東2丁目から東15丁目まで、北4条東2丁目から東8丁目まで、北5条東2丁目及び東3丁目並びに南1条東4丁目（東4丁目通以東）から東8丁目まで
同	豊平橋			同 中央区南5条東4丁目	同 中央区南2条及び南3条の東3丁目から東6丁目まで、南4条及び南5条の東1丁目から東5丁目まで、南6条東1丁目から東3丁目まで並びに南7条東1丁目及び東2丁目
同		北三条通		同 中央区北2条西12丁目	在札幌大韓民国総領事館施設一円
札幌方面東警察署	北十三条			同 東区北13条東1丁目3番7号	同 東区北4条東10丁目から東11丁目まで、北5条東4丁目から東11丁目まで、北6条東1丁目から東11丁目まで（東9丁目及び東10丁目欠）、北7条東1丁目から東11丁目まで（東10丁目欠）、北8条から北19条までの東1丁目から東7丁目まで
同	北十二条東			同 東区北12条東11丁目1番12号	同 東区北8条及び北9条の東8丁目から東15丁目まで、北10条から北12条までの東8丁目（市道東8丁目線以東）から東15丁目まで、北13条及び北14条の東8丁目から東15丁目まで（東11丁目欠）、北15条東8丁目から東18丁目まで（東11丁目欠）、北16条東8丁目から東19丁目まで（東11丁目欠）、北17条東8丁目から東20丁目まで（東11丁目欠）、北18条東8丁目から東21丁目まで（東11丁目欠）、北19条東8丁目から東22丁目（東11丁目欠）
同	苗穂			同 東区北6条東19丁目1番35号	同 東区苗穂町1丁目から16丁目まで、北4条東12丁目から東16丁目まで、北5条東12丁目から東17丁目まで、北6条及び北7条の東12丁目から東20丁目まで、北8条東16丁目から東19丁目まで、北9条東16丁目、北10条から北12条までの東16丁目及び東17丁目、北13条及び北14条の東16丁目、本町1条及び本町2条の1丁目から11丁目まで並びに雁来町
					同 東区東苗穂1条から東苗穂5条

同	東苗穂			同 東区東苗穂1条3丁目3番54号	までの1丁目から3丁目まで、伏古1条2丁目から5丁目まで、伏古2条3丁目から5丁目まで、伏古3条から伏古7条までの2丁目から5丁目まで、伏古8条から伏古10条までの1丁目から5丁目まで及び東雁来1条から東雁来5条までの1丁目
同	札苗			同 東区東苗穂8条3丁目3番17号	同 東区東苗穂6条から東苗穂11条までの1丁目から3丁目まで、東苗穂12条から東苗穂15条までの1丁目から4丁目まで、伏古11条1丁目から5丁目まで、伏古12条2丁目から5丁目まで、伏古13条及び伏古14条の3丁目から5丁目まで、東雁来6条及び東雁来7条の1丁目から3丁目まで、東雁来8条から東雁来11条までの1丁目から4丁目まで、東雁来12条から東雁来14条までの2丁目から4丁目まで、東苗穂町並びに東雁来町
同	丘珠			同 東区北35条東26丁目3番17号	同 東区北34条から北35条までの東20丁目から東28丁目まで、北36条の東20丁目から東29丁目まで、北37条の東20丁目から東30丁目まで（東23丁目及び東24丁目欠）、北38条及び北39条の東20丁目及び東21丁目、北40条及び北41条の東20丁目、北丘珠1条2丁目から4丁目まで、北丘珠2条から北丘珠5条までの1丁目から4丁目まで、北丘珠6条4丁目、中沼西1条から中沼西5条までの1丁目及び2丁目、中沼1条及び中沼6条の1丁目から3丁目まで、中沼2条から中沼5条までの1丁目及び2丁目、モエレ沼公園、丘珠町、栄町の一部（市道烈烈布北支線3号線以東）並びに中沼町
同	元町			同 東区北24条東18丁目4番39号	同 東区北20条東10丁目から東22丁目まで（東11丁目欠）、北21条から北23条までの東10丁目から東23丁目まで（東11丁目欠）、北24条から北27条までの東10丁目から東22丁目まで（東11丁目欠）、北28条東10丁目から東21丁目まで（東11丁目欠）、北30条東10丁目から東20丁目まで（東11丁目欠）、北31条東10丁目から東19丁目まで（東11丁目欠）、北32条及び北33条東10丁目から東18丁目まで（東11丁目欠）
同	北二十六			同 東区北	同 東区北20条から北33条まで（北

	条			26条東6丁目	29条欠)の東1丁目から東9丁目まで
同	栄西			同 東区北42条東4丁目1番35号	同 東区北34条から北48条までの東1丁目から東7丁目まで、北49条から北51条までの東2丁目から東7丁目まで
同	栄東			同 東区北41条東14丁目2番16号	同 東区北34条から北43条までの東8丁目から東19丁目まで(東11丁目欠)、北44条の東8丁目から東15丁目まで(東11丁目欠)、北45条及び北46条の東8丁目から東19丁目まで(東11丁目欠)、北47条及び北48条の東8丁目から東19丁目まで(東11丁目及び東12丁目欠)、北49条の東8丁目から東17丁目まで(東11丁目及び東12丁目欠)、北50条の東8丁目から東15丁目まで(東11丁目及び東12丁目欠)、北51条の東8丁目から東15丁目まで(東11丁目から東13丁目まで欠)並びに栄町の一部(市道烈烈布北支線3号線以東を除く。)
同		空港		同 東区丘珠町無番地、札幌空港ターミナルビル内	空港施設一円
札幌方面西警察署	円山			同 中央区北2条西24丁目26番4号	札幌市中央区大通及び南1条から南5条までの西20丁目から西28丁目まで、南6条及び北2条の西20丁目から西27丁目まで、南7条及び南8条の西20丁目から西26丁目まで、南9条から南11条(南11条本通以北)までの西20丁目から西23丁目まで、北1条西20丁目から西28丁目まで(市道北海道神宮線及び道道宮の沢北1条線以南)、北3条及び北4条の西23丁目から西27丁目まで、北5条西25丁目から西29丁目まで、北6条西26丁目(道道宮の沢北1条線以西)から西28丁目まで、双子山及び界川の1丁目から4丁目まで並びに旭ヶ丘1丁目から3丁目まで
同	宮の森			同 中央区宮の森2条11丁目1番1号	同 中央区北1条西28丁目(道道宮の沢北1条線以北)、北2条西28丁目及び西29丁目、北3条及び北4条の西28丁目から西30丁目まで、宮の森1条1丁目から18丁目まで、宮の森2条1丁目から17丁目まで、宮の森3条1丁目から13丁目まで、宮の森4条1丁目から13丁目まで、宮の森、宮ヶ丘、円

					山、円山西町並びに盤溪
同	二十四軒			同 西区二十四軒2条3丁目2番26号	同 中央区北5条西23丁目から西24丁目まで、北6条（道道宮の沢北1条線以東）及び北8条の西23丁目から西26丁目まで、北7条西23丁目から西27丁目まで、北9条及び北10条の西23丁目から西24丁目まで、北11条西21丁目から西24丁目まで、北12条西20丁目及び西23丁目、北14条西20丁目並びに西区二十四軒1条及び二十四軒2条の1丁目から7丁目まで並びに二十四軒3条及び二十四軒4条の1丁目から5丁目まで
同	琴似本通			同 西区山の手3条1丁目3番26号	同 西区琴似1条から琴似4条までの4丁目から7丁目まで、二十四軒3条及び二十四軒4条の6丁目及び7丁目、山の手1条1丁目から13丁目まで、山の手2条1丁目から12丁目まで、山の手3条1丁目から12丁目まで、山の手4条1丁目から11丁目まで、山の手5条1丁目から10丁目まで、山の手6条1丁目から9丁目まで、山の手7条5丁目から8丁目まで並びに山の手
同	琴似駅前			同 西区八軒1条東1丁目5番8号	同 西区琴似1条から4条までの1丁目から3丁目まで、八軒1条から八軒10条までの東1丁目から東5丁目まで、八軒1条及び八軒2条の西1丁目から西4丁目まで、八軒3条西1丁目から西5丁目まで、八軒4条西1丁目から西6丁目まで並びに八軒5条西1丁目から西8丁目まで（西7丁目欠）
同	八軒			同 西区八軒6条西6丁目1番1号	同 西区八軒5条西9丁目から西11丁目まで、八軒6条及び八軒7条の西1丁目から西11丁目まで、八軒8条西1丁目から西10丁目まで、八軒9条西1丁目から西11丁目まで（西8丁目欠）並びに八軒10条西1丁目から西13丁目まで（西7丁目及び西8丁目欠）
同	発寒			同 西区発寒10条3丁目1番39号	同 西区発寒1条2丁目から4丁目まで、発寒2条1丁目から5丁目まで、発寒3条1丁目から6丁目まで、発寒4条1丁目から7丁目まで、発寒5条2丁目から8丁目まで、発寒6条3丁目から14丁目まで（6丁目欠）、発寒7条4丁目から14丁目まで（6丁目欠）、発寒8条5丁目から14丁目まで

					で（6丁目及び8丁目欠）、発寒9条9丁目から14丁目まで、発寒10条1丁目から5丁目まで、発寒11条1丁目から4丁目まで及び発寒12条1丁目から3丁目まで
同	鉄工団地			同 西区発寒13条5丁目2番39号	同 西区発寒10条6丁目から14丁目まで（7丁目から10丁目まで欠）、発寒11条5丁目から14丁目まで（7丁目から10丁目まで及び13丁目欠）、発寒12条4丁目から14丁目まで（6丁目から10丁目まで欠）、発寒13条2丁目から14丁目まで（6丁目から10丁目まで欠）、発寒14条1丁目から14丁目まで（6丁目から10丁目まで欠）、発寒15条及び発寒16条の1丁目から14丁目まで（5丁目から11丁目まで欠）及び発寒17条3丁目から14丁目まで（5丁目から12丁目まで欠）
同	西町			同 西区西町北6丁目1番8号	同 西区西町南1丁目から21丁目まで、西町北1丁目から20丁目まで、西野1条1丁目から9丁目まで、西野2条から西野5条までの1丁目から10丁目まで、宮の沢1条及び宮の沢2条の1丁目から5丁目まで、宮の沢3条2丁目から5丁目まで、宮の沢4条3丁目から5丁目まで並びに宮の沢
同	西野			同 西区西野9条4丁目6番37号	同 西区西野6条から8条までの1丁目から10丁目まで、西野9条3丁目から9丁目まで、西野10条6丁目から9丁目まで、西野11条7丁目から9丁目まで、西野12条から14条までの8丁目、西野、福井1丁目から10丁目まで、福井、平和1条2丁目から11丁目まで、平和2条1丁目から11丁目まで、平和3条4丁目から10丁目まで、平和及び小別沢
札幌方面南警察署	中島			同 中央区中島公園1番25号	同 中央区南9条（南9条通以南）西4丁目から西6丁目まで、南10条から南17条までの西1丁目から西6丁目まで（ただし、南10条の西4丁目及び西5丁目、南11条及び南12条の西2丁目から西5丁目まで、南13条西2丁目から西4丁目まで、南14条の西2丁目から西4丁目まで、南15条及び南16条の西2丁目から西3丁目まで及び南17条西1丁目から西3丁目までを欠く。）並びに中島公園

同	南九条			同 中央区南9条西7丁目	同 中央区南9条（南9条通以南）から南12条までの西7丁目から西13丁目まで及び南13条西10丁目（南13条本通以北）
同	幌西			同 中央区南11条西15丁目	同 中央区南9条（南9条通以南）及び南10条の西14丁目から西18丁目まで、南11条（西20丁目から西23丁目までの南11条本通以北を除く。）から南13条までの西14丁目から西23丁目まで（西19丁目欠）並びに南14条西14丁目から西17丁目まで
同	伏見			同 中央区南15条西18丁目	同 中央区南14条西18丁目及び西19丁目、南15条及び南16条の西16丁目から西19丁目まで、南17条西16丁目から西18丁目まで、南18条西15丁目から西17丁目まで、南19条から南21条までの西15丁目から西16丁目、伏見1丁目から伏見5丁目まで、旭ヶ丘4丁目から旭ヶ丘6丁目まで並びに南区藻岩山の一部（南23条西15丁目中通と伏見5丁目との接点と藻岩山山頂を結ぶ割線及び藻岩山山頂から大倉山山頂を見とおす線で結ぶ北側斜線）
同	行啓通			同 中央区南14条西10丁目	同 中央区南13条（西10丁目の南13条本通以北を除く。）及び南14条の西7丁目から西13丁目まで並びに南15条から南17条までの西7丁目から西15丁目まで
同	山鼻			同 中央区南23条西10丁目	同 中央区南17条（南18条通以南）の西4丁目及び西5丁目、南18条西4丁目から西14丁目まで、南19条から南21条までの西5丁目から西14丁目まで、南22条及び南23条の西5丁目から西15丁目まで、南24条西7丁目から西15丁目まで、南25条から南27条までの西7丁目から西14丁目まで、南28条西7丁目から西13丁目まで、南29条西8丁目から西12丁目まで、南30条西9丁目から西11丁目まで並びに南区藻岩山（藻南所管区との境界から伏見所管区との境界までの北側斜面）
同	澄川			同 南区澄川4条4丁目	同 南区澄川1条1丁目から4丁目まで、澄川2条1丁目から5丁目まで、澄川3条1丁目から6丁目まで、澄川4条1丁目から12丁目まで、澄川5条及び澄川6条の3丁目から13丁目まで並びに澄川

同	真 駒 内			同 南区真駒内曙町1丁目	同 南区真駒内曙町1丁目から4丁目まで、真駒内上町1丁目から5丁目まで、真駒内本町1丁目から7丁目まで、真駒内東町1丁目から3丁目まで及び真駒内の一部（五輪通以北及び通称真駒内公園）
同	真 駒 内 地 団			同 南区真駒内幸町2丁目	同 南区真駒内幸町1丁目から3丁目まで、真駒内泉町及び真駒内緑町の1丁目から4丁目まで、真駒内南町1丁目から5丁目まで、真駒内柏丘1丁目から11丁目まで並びに真駒内の一部（真駒内1号線から澄川跨道橋までの石山西岡線以西及び五輪通以南。ただし、通称真駒内公園を除く。）
同	藻 南			同 南区川沿9条1丁目	同 南区南30条西8丁目、南31条から南34条までの西8丁目から西11丁目まで、南35条西9丁目から西11丁目まで、南36条から南39条までの西10丁目及び西11丁目、藻岩下1丁目から5丁目まで、藻岩下並びに藻岩山の一部（南31条西11丁目藻岩山麓の接点と藻岩山山頂を結ぶ割線及び藻岩山山頂から藻岩下と川沿町の町境界に至る稜線で画された東側斜面）、川沿1条1丁目、川沿2条及び川沿3条の1丁目から2丁目まで、川沿4条1丁目から5丁目まで、川沿5条1丁目から4丁目まで、川沿6条2丁目から4丁目まで、川沿7条から川沿9条までの1丁目から4丁目まで、川沿10条及び川沿11条の1丁目から3丁目まで、川沿12条1丁目から5丁目まで、川沿13条1丁目から3丁目まで、川沿14条から川沿18条までの1丁目及び2丁目、南沢1条1丁目から3丁目まで、南沢2条2丁目から4丁目まで、南沢3条から南沢5条までの1丁目から4丁目まで、南沢6条2丁目から4丁目まで、南沢並びに硬石山
同	北 ノ 沢			同 南区川沿2条5丁目	同 南区川沿1条2丁目から6丁目まで、川沿2条3丁目から6丁目まで、川沿3条3丁目から5丁目まで、北ノ沢1丁目から9丁目まで、北ノ沢、中ノ沢、砥石山並びに藻岩山の一部（南側斜面）
					同 南区石山1条1丁目から9丁目まで、石山2条2丁目から9丁目ま

同	石 山			同 南区石山1条3丁目1番1号	で、石山3条5丁目から8丁目まで、石山東1丁目から東7丁目まで、真駒内南町6丁目及び7丁目、石山、常盤、滝野並びに真駒内の一部（真駒内1号橋から澄川跨道橋までの石山西岡線以西を除く。）
同	定山溪			同 南区定山溪温泉東3丁目	同 南区定山溪温泉東1丁目から東4丁目まで、定山溪温泉西1丁目から西4丁目まで、定山溪及び小金湯
同	藤 野			同 南区藤野2条6丁目5番2号	同 南区藤野1条5丁目から10丁目まで、藤野2条1丁目から13丁目まで、藤野3条及び藤野4条の1丁目から11丁目まで、藤野5条1丁目から10丁目まで、藤野6条1丁目から9丁目まで（5丁目、7丁目及び8丁目欠）、簾舞1条1丁目から5丁目まで（3丁目欠）、簾舞2条1丁目から5丁目まで（4丁目欠）、簾舞3条1丁目から6丁目まで（4丁目及び5丁目欠）、簾舞5条、簾舞6条及び豊滝の1丁目及び2丁目、藤野、簾舞、白川、豊滝並びに砥山
同		旭ヶ丘		同 中央区南13条西23丁目19番地	在札幌中国総領事館施設一円
同		南十五条		同 中央区南15条西11丁目1243番6	在札幌ロシア連邦総領事館施設一円
札幌方面北警察署	札幌駅北口			札幌市北区北7条西3丁目	札幌市北区北6条西1丁目から西9丁目まで、北7条西1丁目から西10丁目まで、北8条から北11条までの西1丁目から西11丁目まで、北12条及び北13条の西1丁目から西12丁目まで、北14条から北17条までの西1丁目から西13丁目まで並びに北18条から北20条までの西10丁目（北海道大学畜産通以西）から西13丁目まで
同	北二十条			同 北区北20条西5丁目2番45号	同 北区北18条から北20条までの西1丁目から西10丁目（北海道大学畜産通以西を除く。）まで（北19条及び北20条の1丁目欠）、北21条及び北22条の西2丁目から西13丁目まで、北23条西2丁目から西14丁目まで並びに北24条西2丁目から西11丁目まで
					同 北区北25条及び北26条の西2丁目から西11丁目まで、北27条西2丁目

同	北三十条			同 北区北30条西7丁目	から西13丁目まで、北28条及び北29条の西2丁目から西12丁目まで、北30条及び北31条の西2丁目から西11丁目まで、北32条西2丁目から西10丁目まで並びに北33条西2丁目から西7丁目及び西8丁目の一部（札幌新道以南）
同	麻生			同 北区北39条西5丁目335番地5	同 北区北32条西12丁目の一部（札幌新道以北）、北32条西13丁目、北33条西8丁目の一部（札幌新道以北）、北33条西9丁目から西12丁目まで、北34条西2丁目から西11丁目まで、北35条及び北36条の西2丁目から西10丁目まで、北37条西2丁目から西9丁目まで、北38条西2丁目から西8丁目まで、北39条西3丁目から西7丁目まで、北40条西4丁目から西6丁目まで並びに麻生町1丁目から9丁目まで
同	新琴似			同 北区新琴似8条4丁目670番地1	同 北区新琴似1条から新琴似3条までの1丁目から6丁目まで、新琴似4条から新琴似12条までの1丁目から10丁目まで
同	新琴似西			同 北区新琴似7条14丁目743番地23	同 北区新琴似4条から新琴似12条までの11丁目から17丁目まで（新琴似9条17丁目欠）及び新琴似町
同	新光			同 北区新琴似1条12丁目6番43号	同 北区新川2条7丁目から13丁目まで、新川3条及び新川4条の7丁目から20丁目まで、新川5条14丁目から20丁目まで（17丁目から19丁目まで欠）、新川6条14丁目から20丁目まで（17丁目から19丁目まで欠）、新川7条16丁目、新川西1条1丁目から7丁目まで（5丁目欠）、新川西2条及び新川西3条の1丁目から7丁目まで、新川西4条3丁目及び4丁目、新川西5条4丁目、新川並びに新琴似1条から新琴似3条までの7丁目から13丁目まで
同	新川			同 北区北26条西17丁目196番地1	同 北区新川1条から新川5条までの1丁目から6丁目まで、北24条西12丁目から西19丁目まで、北25条西12丁目から西18丁目まで、北26条西12丁目から西17丁目まで、北27条西14丁目から西16丁目まで、北28条及び北29条の西13丁目から西15丁目まで、北30条及び北31条の西12丁目から西14丁目まで並びに北23条西11丁目及び西12丁目の一部（札幌新道以南）

同	篠 路			同 北区篠路4条7丁目2番47号	同 北区篠路1条から篠路5条までの1丁目から10丁目まで、篠路6条及び篠路7条の1丁目から8丁目まで、篠路8条1丁目から7丁目まで、篠路9条1丁目から6丁目まで（5丁目欠）、篠路10条1丁目から4丁目まで、拓北1条から拓北5条までの1丁目から4丁目まで、篠路町篠路、篠路町上篠路並びに篠路町拓北の一部
同	太 平			同 北区太平9条5丁目84番地	同 北区太平1条1丁目、太平2条及び太平3条の1丁目から5丁目まで（2丁目欠）、太平4条から太平6条までの1丁目から6丁目まで（太平4条2丁目欠）、太平7条から太平12条までの1丁目から7丁目まで、百合が原1丁目から10丁目まで並びに篠路町太平
同	あいの里			同 北区あいの里1条6丁目1番3号	同 北区あいの里1条3丁目から7丁目まで、あいの里2条1丁目から8丁目まで、あいの里3条及びあいの里4条の1丁目から10丁目まで、あいの里5条3丁目及び4丁目、拓北6条から拓北8条までの1丁目から5丁目まで、篠路町拓北並びに篠路町福移
同	屯 田			同 北区屯田4条3丁目159番地	同 北区屯田1条1丁目及び2丁目、屯田2条1丁目から5丁目まで、屯田3条1丁目から8丁目まで、屯田4条1丁目から10丁目まで、屯田5条から屯田9条までの1丁目から12丁目まで、屯田10条及び屯田11条の1丁目から3丁目まで並びに屯田町
同	茨 戸			同 北区東茨戸46番地2	同 北区東茨戸1条及び東茨戸2条の1丁目から3丁目まで、東茨戸3条1丁目及び2丁目、東茨戸4条1丁目、西茨戸1条から西茨戸3条までの1丁目、西茨戸4条1丁目及び2丁目、西茨戸5条から西茨戸7条までの1丁目、東茨戸並びに西茨戸
同	花 川 北			石狩市花川北3条2丁目198番地の2	石狩市花川北1条から花川北3条までの1丁目から6丁目まで、花川北4条1丁目から5丁目まで、花川北5条1丁目から3丁目まで、花川北6条1丁目から5丁目まで、花川北7条1丁目から3丁目まで、新港中央1丁目から中央4丁目まで、新港南1丁目から南3丁目まで、緑苑台東1条及び東2条の1丁目及び2丁目、緑苑台東3条1丁目から3丁目まで、緑苑台中央1丁

					目から中央3丁目まで、緑苑台西1条2丁目及び3丁目、緑苑台西2条3丁目、花畔1条1丁目及び2丁目、花畔2条から4条までの1丁目、花川東並びに花畔
同	花川南			同 花川南5条2丁目193番地	同 花川南1条及び南2条の1丁目から6丁目まで、花川南3条1丁目から5丁目まで、花川南4条及び南5条の1丁目から6丁目まで、花川南6条から南9条までの1丁目から5丁目まで、花川南10条1丁目から4丁目まで、新港西1丁目から3丁目まで、樽川3条から9条までの1丁目から3丁目まで、樽川並びに花川
同			石狩	同 親船町14番地1	同 親船町、親船東1条から3条までの1丁目及び2丁目、本町、仲町、新町、浜町、横町、弁天町、船場町、新港東1丁目から4丁目まで、志美並びに生振
同			八幡	同 八幡2丁目332番地12	同 八幡1丁目から5丁目まで、八幡町、緑ヶ原1丁目及び2丁目、若生町、若生、八幡町大曲、八幡町若生、八幡町来札、八幡町俊別、八幡町高岡、八幡町高岡シツプ、八幡町高岡地蔵沢、八幡町五の沢、八幡町シラトカリ、八幡町シツプ、八幡町シツプ中島、北生振並びに美登位
同			望来	同 厚田区望来27番地5	同 厚田区望来、古潭、嶺泊、聚富及び虹が原
同			厚田	同 厚田43番地4の5	同 厚田区厚田、安瀬、濃昼、別狩、小谷、押琴及び浜益区濃昼
同			浜益	同 浜益区浜益77番地6	同 浜益区浜益、群別、幌、床丹、千代志別、雄冬、川下、毘砂別、柏木、実田、御料地及び送毛
同	当別			石狩郡当別町弥生53番地43	石狩郡当別町幸町、末広、弥生、美里、錦町、園生、西町、白樺町、北栄町、春日町、東町、緑町、元町、樺戸町、栄町、下川町、六軒町、対雁、字西小川通、字東小川通、字大川上通、字下川通、字樺戸通、字材木沢、字上当別、字田の沢、字対雁通、若葉、蕨岱、字東裏、川下の一部（通称左岸）、字弁華別、字茂平沢、字青山、字青山奥及び字青山奥二番川から四番川まで、字中小屋及び字金沢

同	太 美			同 当別町太美町1483番地	同 当別町太美町、太美南、太美スターライト、当別太、ビトエ、字高岡、字獅子内、獅子内、スウェーデンヒルズ及び川下の一部（通称右岸）
札幌方面白石警察署	菊 水			札幌市白石区菊水3条1丁目4番20号	札幌市白石区菊水1条1丁目から4丁目まで、菊水2条、菊水4条及び菊水5条の1丁目から3丁目まで並びに菊水3条1丁目から5丁目まで
同	東 橋			同 白石区菊水上町1条3丁目52番地	同 白石区菊水6条から菊水9条までの1丁目から4丁目まで、菊水上町1条から菊水上町4条までの1丁目から4丁目まで及び菊水上町
同	東 札 幌			同 白石区東札幌4条3丁目	同 白石区東札幌1条から東札幌6条までの1丁目から6丁目まで及び中央1条1丁目から5丁目まで
同	白石中央			同 白石区本通2丁目北7番地	同 白石区中央1条6丁目及び7丁目、中央2条1丁目から7丁目まで、中央3条1丁目から6丁目まで、平和通1丁目南から7丁目南まで、平和通1丁目北から7丁目北まで、本通1丁目南から7丁目南まで、本通1丁目北から7丁目北まで並びに本郷通1丁目北から5丁目北まで
同	北 都			同 白石区北郷4条13丁目3番12号	同 白石区北郷1条から北郷4条までの11丁目から14丁目まで、川北1条から川北4条までの1丁目から3丁目まで、川北5条1丁目、川北、川下1条4丁目から9丁目まで、川下2条4丁目から8丁目まで、川下3条3丁目から7丁目まで、川下4条1丁目から6丁目まで、川下5条1丁目から4丁目まで並びに川下
同	北 郷			同 白石区北郷3条5丁目3番13号	同 白石区北郷1条から北郷4条までの1丁目から10丁目まで、北郷5条3丁目から10丁目まで、北郷6条から北郷8条までの3丁目から10丁目まで（5丁目及び6丁目欠）、北郷9条3丁目及び7丁目から9丁目まで並びに北郷
同	菊水元町			同 白石区菊水元町8条2丁目17番1号	同 白石区菊水元町1条から菊水元町3条までの1丁目から5丁目まで、菊水元町4条及び菊水元町5条の1丁目から3丁目まで、菊水元町6条及び菊水元町7条の1丁目から4丁目まで、菊水元町8条1丁目から3丁目まで、菊水元町9条1丁目及び2丁目、菊水元町10条1丁目、菊水元町、米里

					1条及び米里2条の1丁目から4丁目まで、米里3条から米里5条までの1丁目から3丁目まで、米里並びに東米里
同	南郷			同 白石区南郷通6丁目南1番地	同 白石区南郷通1丁目南から13丁目南まで、南郷通1丁目北から12丁目北まで、本郷通1丁目南から13丁目南まで、本郷通6丁目北から13丁目北まで及び栄通1丁目から13丁目まで
同	東白石			同 白石区本通16丁目南4番19号	同 白石区本通8丁目南から21丁目南まで、本通8丁目北から21丁目北まで、平和通8丁目南から17丁目南まで、平和通8丁目北から17丁目北まで、南郷通14丁目南から21丁目南まで、南郷通14丁目北から20丁目北まで、栄通14丁目から21丁目まで及び流通センター1丁目から7丁目まで
札幌方面 豊平警察署	旭			札幌市豊平区豊平8条8丁目2番	札幌市豊平区豊平4条の1丁目及び2丁目、豊平5条の1丁目及び2丁目並びに9丁目から13丁目まで(12丁目欠)、豊平6条の2丁目から10丁目まで(4丁目欠)、豊平7条の7丁目から13丁目まで(11丁目及び12丁目欠)、豊平8条8丁目から13丁目まで、豊平9条9丁目、旭町1丁目から7丁目まで並びに水車町1丁目から8丁目まで
同	豊平			同 豊平区豊平3条7丁目2番	同 豊平区豊平1条及び豊平2条の1丁目から13丁目まで(9丁目欠)、豊平3条の1丁目から13丁目まで、豊平4条の3丁目から13丁目まで並びに豊平5条の3丁目から8丁目まで(4丁目欠)
同	美園			同 豊平区美園3条4丁目	同 豊平区美園1条から美園9条までの1丁目から8丁目まで、美園10条及び美園11条の4丁目から8丁目まで並びに美園12条6丁目から8丁目まで
同	中の島			同 豊平区中の島1条4丁目	同 豊平区中の島1条1丁目から14丁目まで及び中の島2条1丁目から12丁目まで
同	平岸			同 豊平区平岸3条7丁目	同 豊平区平岸1条から平岸4条までの1丁目から8丁目まで及び平岸5条6丁目から8丁目まで
同	南平岸			同 豊平区平岸3条13丁目	同 豊平区平岸1条9丁目から23丁目まで、平岸2条から平岸4条までの9丁目から18丁目まで、平岸5条9丁目から19丁目まで(16丁目及び17丁目欠)、平岸6条9丁目から17丁目まで、

					平岸 7 条 12 丁目から 19 丁目まで並びに平岸 8 条 12 丁目及び 13 丁目
同	月 寒			同 豊平区月寒中央通 7 丁目	同 豊平区月寒中央通 1 丁目から 11 丁目まで、月寒東 1 条及び月寒東 2 条の 1 丁目から 11 丁目まで、月寒東 3 条 3 丁目から 10 丁目まで、月寒東 4 条 6 丁目から 10 丁目まで、月寒東 5 条 5 丁目から 14 丁目まで、月寒西 1 条 2 丁目から 11 丁目まで、月寒西 2 条及び月寒西 3 条の 4 丁目から 10 丁目まで、月寒西 4 条 5 丁目から 10 丁目まで並びに月寒西 5 条 6 丁目から 10 丁目まで（9 丁目欠）
同	東 月 寒			同 豊平区月寒東 3 条 17 丁目 231 番地の 44	同 豊平区月寒東 1 条及び月寒東 2 条の 12 丁目から 20 丁目まで、月寒東 3 条 11 丁目並びに月寒東 3 条から月寒東 5 条までの 15 丁目から 19 丁目まで
同	西 岡			同 豊平区西岡 4 条 9 丁目 1 番 16 号	同 豊平区西岡 1 条及び西岡 2 条の 3 丁目から 11 丁目まで、西岡 2 条の 12 丁目から 14 丁目まで、西岡 3 条及び西岡 4 条の 4 丁目から 13 丁目まで、西岡 4 条 14 丁目、西岡 5 条の 11 丁目から 15 丁目まで並びに西岡
同	福 住			同 豊平区福住 2 条 5 丁目 4 番 6 号	同 豊平区福住 1 条及び福住 2 条の 1 丁目から 9 丁目まで、福住 2 条の 10 丁目及び 11 丁目、福住 3 条の 1 丁目から 12 丁目まで、西岡 1 条及び西岡 2 条の 1 丁目、西岡 2 条 2 丁目、西岡 3 条から西岡 5 条までの 1 丁目から 3 丁目まで並びに羊ヶ丘
同	清 田			同 清田区清田 1 条 4 丁目 3 番 1 号	同 清田区清田 1 条 1 丁目から 4 丁目まで、清田 2 条及び清田 3 条の 1 丁目から 3 丁目まで、清田 4 条から清田 7 条までの 1 丁目から 4 丁目まで、清田 8 条 1 丁目から 3 丁目まで、清田 9 条 1 丁目及び 3 丁目、清田 10 条 3 丁目及び 4 丁目、清田、真栄 1 条、真栄 2 条及び真栄 4 条から真栄 6 条までの 1 丁目、真栄並びに有明
同	北 野			同 清田区北野 4 条 5 丁目 4 番 60 号	同 清田区北野 1 条 1 丁目及び 2 丁目、北野 2 条 1 丁目から 3 丁目まで、北野 3 条から 7 条までの 1 丁目から 5 丁目まで、平岡 4 条 1 丁目から 3 丁目まで、平岡 5 条 1 丁目から 4 丁目まで、平岡 6 条から平岡 9 条までの 1 丁目から 4 丁目まで並びに平岡 10 条 1 丁目から 3 丁目まで

同	中央通			同 清田区平岡1条5丁目4番3号	同 清田区里塚1条1丁目から4丁目まで、里塚2条及び里塚3条の1丁目から7丁目まで、里塚4条1丁目及び3丁目、平岡1条から平岡3条までの1丁目から6丁目まで、平岡4条6丁目及び7丁目、平岡5条6丁目並びに平岡公園2番
同	緑ヶ丘			同 清田区里塚緑ヶ丘1丁目14番26号	同 清田区里塚緑ヶ丘1丁目から12丁目まで、平岡公園東1丁目から11丁目まで及び平岡公園1番
同	美しが丘			同 清田区美しが丘3条4丁目1番33号	同 清田区真栄1条から真栄3条までの2丁目、真栄4条及び真栄5条の2丁目から5丁目まで、美しが丘1条から美しが丘3条までの1丁目から10丁目まで、美しが丘4条5丁目から10丁目まで、美しが丘5条5丁目、6丁目及び9丁目並びに里塚
札幌方面厚別警察署	ひばりが丘			札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番30号	札幌市厚別区厚別中央1条及び厚別中央2条の1丁目から4丁目まで、厚別中央3条1丁目及び2丁目、厚別南1丁目から南3丁目まで、大谷地西1丁目から西6丁目まで、大谷地東1丁目から東7丁目まで
同	上野幌			同 厚別区上野幌1条2丁目6番25号	同 厚別区厚別南4丁目から南7丁目まで、上野幌1条から上野幌3条までの1丁目から6丁目まで及び厚別町上野幌
同	信濃			同 厚別区厚別中央5条2丁目5番12号	同 厚別区厚別西1条1丁目から5丁目まで、厚別西2条から厚別西4条までの1丁目から6丁目まで、厚別西5条1丁目から6丁目まで、厚別西、厚別中央3条3丁目から6丁目まで、厚別中央4条2丁目から6丁目まで、厚別中央5条1丁目から6丁目まで、厚別町山本並びに厚別町小野幌の一部(国道12号以西の地区)
同	森林公園			同 厚別区厚別北4条4丁目16番	同 厚別区厚別北1条1丁目から4丁目まで、厚別北2条1丁目から5丁目まで、厚別北3条及び厚別北4条の2丁目から5丁目まで、厚別北5条及び厚別北6条の4丁目及び5丁目、厚別東3条1丁目から7丁目まで、厚別東4条1丁目から9丁目まで、厚別東5条1丁目から4丁目まで、厚別東5条7丁目及び8丁目並びに厚別町小野幌の一部(国道12号以東の地区)
				同 厚別区	同 厚別区青葉町1丁目から16丁目

同	新 札 幌			厚別中央1条5丁目2番	まで、厚別中央1条5丁目から7丁目まで、厚別中央2条5丁目及び6丁目
同	もみじ台			同 厚別区もみじ台西4丁目2番	同 厚別区もみじ台東、もみじ台西、もみじ台南及びもみじ台北の1丁目から7丁目まで、厚別東1条1丁目から6丁目まで、厚別東2条1丁目から7丁目まで、下野幌テクノパーク1丁目及び2丁目並びに厚別町下野幌
同	北 広 島			北広島市中央1丁目2番地1	北広島市中央1丁目から6丁目まで、稲穂町東1丁目から東12丁目まで、稲穂町西1丁目から西8丁目まで、新富町東1丁目及び東2丁目、新富町西1丁目から西4丁目まで、朝日町1丁目から6丁目まで、美沢及び共栄町の1丁目から5丁目まで、東共栄1丁目から4丁目まで、美咲き野1丁目から3丁目まで、共栄、Fビレッジ、中の沢、富ヶ岡、東の里、南の里並びに北の里
同			西の里	同 西の里北5丁目2番地1	同 西の里北1丁目から北5丁目まで、西の里東1丁目から東4丁目まで、西の里南1丁目及び南2丁目、虹ヶ丘1丁目から8丁目まで及び西の里
同	北 広 島 前 駅			同 北進町1丁目2番地13	同 山手町1丁目から8丁目まで、白樺町及び緑陽町の1丁目から3丁目まで、北進町、栄町、青葉町、若葉町、南町及び泉町の1丁目から4丁目まで、広葉町1丁目から5丁目まで、松葉町1丁目から6丁目まで、高台町及び里見町の1丁目から7丁目まで、輝美町、富ヶ岡の一部並びに南の里の一部
同			輪 厚	同 輪厚中央5丁目4番地4	同 希望ヶ丘1丁目から5丁目まで、輪厚中央1丁目から5丁目まで、輪厚元町及び輪厚工業団地の1丁目及び2丁目、輪厚、島松、三島並びに仁別
同	大 曲			同 大曲中央2丁目4番地2	同 大曲柏葉及び大曲南ヶ丘の1丁目から5丁目まで、大曲工業団地1丁目から8丁目まで、大曲中央及び大曲並木の1丁目から3丁目まで、大曲末広、大曲緑ヶ丘及び大曲幸町の1丁目から7丁目まで、大曲光1丁目から4丁目まで並びに大曲
札幌方面				同 手稲区手稲本町3条	同 手稲区手稲本町1条1丁目から4丁目まで、手稲本町2条1丁目から5丁目まで、手稲本町3条から手稲本町5条までの1丁目から4丁目まで、

手稲警察署	手稲		1丁目1番16号	手稲本町6条3丁目及び4丁目、富丘1条4丁目から7丁目まで、富丘2条から富丘5条までの4丁目から7丁目まで、富丘6条4丁目及び7丁目、手稲本町並びに手稲富丘
同	前田		同 手稲区前田5条15丁目8番13号	同 手稲区前田1条10丁目から12丁目まで（10丁目は軽川以北）、前田2条10丁目から13丁目まで、前田3条10丁目、前田4条及び前田5条の9丁目から15丁目まで、前田6条8丁目から16丁目まで、前田7条8丁目から18丁目まで（16丁目欠）、前田8条8丁目から19丁目まで（16丁目欠）、前田9条9丁目から19丁目まで、前田10条9丁目から20丁目まで、前田11条から前田13条までの10丁目、曙1条から曙4条までの1丁目及び2丁目並びに手稲前田
同	手稲山口		同 手稲区明日風1丁目1番6号	同 手稲区曙5条1丁目から5丁目まで、曙6条及び曙7条の1丁目から3丁目まで、曙8条から曙12条までの1丁目及び2丁目、明日風1丁目から6丁目まで、星置3条1丁目並びに手稲山口
同	西宮の沢		同 手稲区西宮の沢4条2丁目200番地1	同 手稲区富丘1条3丁目、富丘2条2丁目及び3丁目、富丘3条及び富丘4条の1丁目から3丁目まで、富丘5条及び富丘6条の2丁目及び3丁目、西宮の沢1条及び西宮の沢2条の1丁目から5丁目まで、西宮の沢3条1丁目から3丁目まで、西宮の沢4条1丁目から5丁目まで、西宮の沢5条及び西宮の沢6条の1丁目及び2丁目並びに西宮の沢
同	稲積		同 手稲区新発寒5条6丁目2番8号	同 手稲区前田1条1丁目から10丁目まで（10丁目は軽川以南）、前田2条1丁目から9丁目まで（5丁目及び6丁目欠）、前田3条3丁目から9丁目まで（5丁目及び6丁目欠）、前田4条及び前田5条の4丁目から8丁目まで、前田6条5丁目から7丁目まで、前田7条6丁目及び7丁目、新発寒1条1丁目から3丁目まで、新発寒2条及び新発寒3条の1丁目から5丁目まで、新発寒4条1丁目から6丁目まで、新発寒5条1丁目から9丁目まで、新発寒6条1丁目から10丁目まで

					並びに新発寒7条1丁目から11丁目まで
同	稲穂			同 手稲区稲穂3条7丁目6番10号	同 手稲区稲穂1条及び稲穂2条の1丁目から8丁目まで、稲穂3条及び稲穂4条の1丁目から7丁目まで、稲穂5条2丁目から7丁目まで、手稲稲穂、金山1条及び金山2条の1丁目から4丁目まで、金山3条1丁目から3丁目まで、手稲金山並びに星置南1丁目から4丁目まで
同	星置			同 手稲区星置1条4丁目7番1号	同 手稲区曙1条3丁目、曙2条3丁目から5丁目まで、曙3条及び曙4条の3丁目、星置1条及び星置2条の1丁目から9丁目まで、星置3条4丁目から9丁目まで及び手稲星置
札幌方面 江別警察署	駅前			江別市2条6丁目6番地1	江別市1条1丁目から3丁目まで、2条及び3条の1丁目から6丁目まで、4条及び5条の1丁目から7丁目まで、6条5丁目から8丁目まで、7条6丁目から8丁目まで、8条7丁目及び8丁目、緑町東1丁目から東4丁目まで、緑町西1丁目から西3丁目まで、萩ヶ岡、一番町、王子、弥生町、高砂町、向ヶ丘、元江別本町、元江別、見晴台、対雁、いずみ野、上江別東町、上江別西町、上江別南町、ゆめみ野東町、ゆめみ野南町、上江別、牧場町、元町並びに若草町
同	朝日			同 朝日町8番地4	同 江別太、萌えぎ野西、萌えぎ野中央、萌えぎ野東、豊幌花園町、豊幌美咲町、豊幌はみんぐ町、豊幌、あけぼの町、東光町、朝日町及び大川通
同	野幌			同 野幌町82番地の2	同 野幌町、幸町、錦町、元野幌、野幌寿町、野幌屯田町、野幌美幸町、中央町、野幌代々木町、野幌住吉町、野幌松並町及び野幌末広町
同	東野幌			同 東野幌本町7番地1	同 野幌若葉町、東野幌本町、東野幌町、緑ヶ丘、野幌東町、東野幌、あさひが丘及び西野幌のうち通称中央線以東の区域
同	文京台			同 文京台27番地の4	同 文京台、文京台東町、文京台南町、文京台緑町及び西野幌のうち通称中央線以西の区域
同	大麻			同 大麻中町26番地	同 大麻中町、大麻東町、大麻西町、大麻扇町、大麻沢町、大麻宮町、大麻高町、大麻園町、大麻晴美町、大麻南樹町、大麻元町、大麻栄町、大麻

					新町、大麻泉町、大麻北町及び大麻
同			角山	同 角山 449番地の5	同 角山、篠津、八幡、中島、美原 及び工栄町
同			新篠津	石狩郡新篠津 村第47線北11 番地	石狩郡新篠津村
札幌方面 千歳警察 署	駅 前			千歳市千代田 町7丁目101 番地の19	千歳市千代田町、栄町、清水町及び花 園の1丁目から7丁目まで、幸町及び 高台の1丁目から6丁目まで、稲穂、 富丘及び幸福の1丁目から4丁目ま で、末広及び清流の1丁目から8丁目 まで、北栄1丁目及び2丁目、あづさ 1丁目から5丁目まで（4丁目欠）、 根志越の一部（千歳川以東を除く。）、 北信濃の一部（東9線以東）並びに都 の一部（東9線以東の南26号以南）
同	新 富			同 信濃2 丁目33番3号	同 信濃及び富士の1丁目から4丁 目まで、長都駅前及び桜木の1丁目か ら5丁目まで、新富1丁目から3丁目 まで、自由ヶ丘及び北光の1丁目から 7丁目まで、北斗1丁目から6丁目ま で、北陽及び勇舞の1丁目から8丁目 まで、北信濃の一部（東9線以東を除 く。）、都の一部（南26号以南の東9 線以西）、長都の一部（南26号以北を 除く。）並びに上長都
同	本 町			同 本町4 丁目7番地の 13	同 本町、東雲町、春日町及び緑町 の1丁目から5丁目まで、朝日町1丁 目から8丁目まで、錦町、大和及び真 々地の1丁目から4丁目まで、桂木1 丁目から6丁目まで、新星1丁目及び 2丁目、平和、真町、美々の一部（J R千歳線高架から以南）、蘭越並びに 泉沢の一部（道央自動車道以東）
同	住 吉			同 住吉1 丁目8番11号	同 住吉、豊里及び日の出の1丁目 から5丁目まで、青葉1丁目から8丁 目まで、旭ヶ丘1丁目から4丁目ま で、梅ヶ丘、弥生、寿及び流通の1丁 目から3丁目まで、東郊及び柏台南の 1丁目及び2丁目、日の出丘、青葉 丘、柏台、駒里、祝梅、根志越の一部 （千歳川以東。ただし、通称中央長都 を除く。）並びに美々の一部（JR千 歳線高架から以北）
同	向 陽 台			同 里美2 丁目17番地の5	同 若草、里美及び柏陽の1丁目か ら5丁目まで、白樺1丁目から6丁目 まで、福住1丁目から4丁目まで、文

				1	京1丁目から6丁目まで並びに泉沢（道央自動車道以東を除く。）
同			支笏湖	同 支笏湖温泉番外地	同 支笏湖温泉、水明郷、藤の沢、美笛、西森、紋別、幌美内、支寒内、モラツプ及び奥潭
同			泉郷	同 泉郷	同 泉郷、中央、釜加、協和、幌加、新川、東丘、根志越の一部（通称中央長都）、都（南26号線以南を除く。）及び長都の一部（南26号線以北）
同	恵庭			恵庭市有明町5丁目1番7号	恵庭市有明町、駒場町、中島町及び美咲野の1丁目から6丁目まで、大町、幸町、桜町、白樺町及び文京町の1丁目から4丁目まで、柏木町及び北柏木町の1丁目から5丁目まで、柏陽町1丁目から4丁目まで（2丁目欠）、恵み野里見1丁目及び2丁目並びに漁町、泉町、恵南、柏木町、恵央町、桜森、島松沢、盤尻、牧場及び本町
同	恵庭駅前			同 相生町1丁目1番7号	同 黄金北及び住吉町の1丁目から4丁目まで、黄金中央及び和光町の1丁目から5丁目まで、黄金南1丁目から7丁目まで、福住町1丁目から3丁目まで、緑町1丁目及び2丁目、相生町1丁目から4丁目まで、京町、栄恵町、新町、末広町並びに戸磯
同	恵み野			同 恵み野西1丁目23番6	同 恵み野北及び恵み野東の1丁目から7丁目まで、恵み野西1丁目から6丁目まで、恵み野南1丁目から5丁目まで並びに漁太、春日、上山口、北島、島松沢の一部（南17号以北）、中央、中島松（西4線以西の南17号以南を除く。）、林田、穂栄及び南島松（西4線以西の道道600号島松恵庭線以北を除く。）
同			島松	同 島松本町1丁目7番15号	同 島松本町、島松旭町及び島松東町の1丁目から4丁目まで、島松仲町1丁目から3丁目まで、島松寿町1丁目及び2丁目、西島松、下島松の一部（南17号以南）、中島松の一部（西4線以西の南17号以南）並びに南島松の一部（西4線以西の道道600号島松恵庭線以北）
同		空港		千歳市美々、新千歳空港旅客ターミナルビル内	新千歳空港旅客ターミナル一円
					岩見沢市美園1条から美園4条までの

札幌方面 岩見沢警 察署	美 園			岩見沢市美園 5条4丁目2 番1号	1丁目から8丁目まで、美園5条2丁目から8丁目まで、美園6条6丁目から8丁目まで、美園7条8丁目、駒園1丁目から9丁目まで、南町1条から南町6条までの1丁目及び2丁目、南町7条から南町9条までの1丁目から5丁目まで、緑が丘1丁目から6丁目まで、春日町及び鳩が丘の1丁目から4丁目、南町、緑が丘、並木町並びに総合公園
同	駅 前			同 1条 西5丁目8番 地3	同 1条西1丁目から14丁目まで、2条西1丁目から16丁目まで、3条西及び4条西の1丁目から18丁目まで、5条西1丁目から19丁目まで、6条西1丁目から20丁目まで、7条西1丁目から22丁目まで、8条西及び9条西の1丁目から23丁目まで、10条西1丁目から5丁目及び18丁目から23丁目まで、11条西から13条西までの1丁目から5丁目まで（13条西2丁目欠）、北1条西2丁目から20丁目まで（4丁目から10丁目まで及び12丁目欠）、北2条西2丁目から20丁目まで、北3条西3丁目から20丁目まで、北4条西4丁目から20丁目まで、北5条西6丁目から20丁目まで、北6条西16丁目から20丁目まで、大和1条1丁目から9丁目まで、大和2条2丁目から9丁目まで、大和3条3丁目から9丁目まで、大和4条4丁目から8丁目まで、元町1条東及び元町2条東の1丁目から9丁目まで、元町3条東4丁目及び5丁目、元町1条西及び元町2条西の1丁目及び2丁目、有明町南、有明町中央、大和町並びに若松町
同	東 光			同 5条 東13丁目9番 地16	同 1条東及び2条東の1丁目から15丁目まで、3条東1丁目から14丁目まで（5丁目及び6丁目欠）、4条東1丁目から16丁目まで、5条東1丁目から16丁目まで（9丁目欠）、6条東1丁目から14丁目まで、7条東1丁目から14丁目まで、8条東1丁目から12丁目まで（7丁目、8丁目及び9丁目欠）、9条東1丁目から9丁目まで（3丁目及び4丁目欠）、10条東1丁目から7丁目まで、11条及び12条の東1丁目、日の出南及び日の出北の1丁

					目から4丁目まで、日の出1丁目から10丁目まで、かえで町1丁目から8丁目まで、若駒1丁目から3丁目まで並びに日の出町
同			上幌向	同 上幌向 南1条2丁目1247番地3	同 上幌向南1条1丁目から6丁目まで、上幌向南2条の5丁目から9丁目まで、上幌向南3条の6丁目及び7丁目、上幌向北1条1丁目から6丁目まで、上幌向町、御茶の水町、西川町の一部（幾春別放水路以南）並びに双葉町の一部（南3線以北）
同			幌向	同 幌向 南1条3丁目336番地1	同 幌向南1条から南3条までの1丁目から5丁目まで、幌向南4条1丁目から4丁目まで、幌向南5条1丁目、幌向北1条及び幌向北2条の1丁目から7丁目まで、幌向町並びに中幌向町
同			桜木	同 桜木 1条6丁目2番20号	同 緑町1丁目から7丁目まで、北本町東1丁目から10丁目まで、北本町西1丁目から3丁目、桜木1条1丁目から7丁目まで、西川町の一部（幾春別放水路以南を除く。）及び稔町の一部（通称学校通以北を除く。）
同			東	同 東町 1条8丁目1363番地9	同 1条東16丁目及び17丁目、2条東及び3条東の16丁目から18丁目まで、4条東及び5条東の17丁目及び18丁目、栄町1丁目から8丁目まで、東町1条及び東町2条の1丁目から8丁目まで、東町、岡山町、峰延町、大願町、宝水町並びに稔町の一部（通称学校通以北）
同			北村	同 北村 赤川512番地3	同 北村豊正の一部（石狩川以北を除く。）、北村豊里、北村北都、北村中央、北村美唄達布、北村幌達布、北村砂浜、北村赤川、北村栄町、北村大願及び北村中小屋並びに樺戸郡月形町字雁里の一部（石狩川以南）
					樺戸郡月形町の一部（月形町以下町名があるもの及び北農沢川以東を除く。）字神園町、字階楽町、字大川岸通、字八重垣町、字本町、字富本町、字表小柳町、字裏小柳町、字柳橋通、字入舟町、字清澄町、字緑町、字旭町、字曙町、字表霞町、字裏霞町、字夕栄町、字北農場、字赤川、字南耕地、字知来乙、字豊ヶ岡の一部（北農沢川以東を除く。）、字篠津原野、字中

樺戸郡月形町

同			月形	1468番地19	野、字当別原野、字月形原野、字月ヶ岡、字五耕地山、字枯木、字スベツ太、字石狩川沿岸、字本町通、字ポンベツ、字ヌツパオマナイ、字チラスナイ、字市南、字知来乙三枚橋、字篠津、字当別、字新生、字農事会、字チクシベツの一部（北農沢川以東を除く。）、字北郷、字須部都、字新田、字月形、字赤川ヌツパオマナイ、字表階楽町、字旭町曙町及び字雁里の一部（石狩川以南を除く。）並びに岩見沢市北村豊正の一部（石狩川以北）
同			札比内	同 字札比内1001番地21	同 字札比内、字厚軽白内、字豊ヶ岡の一部（北農沢川以東）、字チクシベツの一部（北農沢川以東）、字アツカルシユナイ、字アツカルウスナイ、字アツカラウスナイ及び月形町の一部（月形町以下町名があるものを除く北農沢川以東）
同			栗沢	岩見沢市栗沢町東本町3番地1	岩見沢市栗沢町本町、栗沢町南本町、栗沢町北本町、栗沢町東本町、栗沢町西本町、栗沢町幸穂町、栗沢町砺波、栗沢町北斗、栗沢町自協、栗沢町越前、栗沢町南幸穂、栗沢町北幸穂、栗沢町必成、栗沢町最上、栗沢町由良、栗沢町栗部、栗沢町耕成、栗沢町小西、栗沢町岐阜、栗沢町栗丘及び栗沢町加茂川
同			志文	同 志文町324番地2	同 志文本町1条から3条の1丁目から6丁目まで、志文本町4条及び5条の1丁目から5丁目まで、ふじ町1条及び2条の1丁目から7丁目まで、志文町、下志文町、金子町並びに双葉町の一部（南3線以北を除く。）
同			美流渡	同 栗沢町美流渡本町50番地2	同 栗沢町美流渡栄町、栗沢町美流渡本町、栗沢町美流渡東町、栗沢町美流渡西町、栗沢町美流渡南町、栗沢町美流渡末広町、栗沢町美流渡東栄町、栗沢町美流渡錦町、栗沢町美流渡吉野町、栗沢町美流渡若葉町、栗沢町美流渡桜町、栗沢町美流渡緑町、栗沢町美流渡楓町、栗沢町万字仲町、栗沢町万字曙町、栗沢町万字幸町、栗沢町万字巴町、栗沢町万字睦町、栗沢町万字英町、栗沢町万字寿町、栗沢町万字旭町、栗沢町万字西原町、栗沢町万字錦町、栗沢町万字二見町、栗沢町万字

					大平及び栗沢町西万字並びに清水町、奈良町、毛陽町及び朝日町
同			上志文	同上志文町48番地8	同 東山1丁目から10丁目まで、東山町、上志文町、栗沢町宮村、栗沢町上幌及び栗沢町茂世丑
同	三笠警察庁舎			三笠市幸町4番地	三笠市本町、多賀町、幸町、有明町、若草町、柏町、若松町、高美町、榊町、堤町、宮本町、本郷町、美園町、川内及び美和
同			岡山	同 岡山54番地19	同 岡山、萱野、大里、いちきしり及び達布
同			幌内	同 幌内住吉町1番地1	同 幌内初音町、幌内住吉町、幌内新栄町、幌内北星町、幌内金谷町、幌内町1丁目から3丁目まで、幌内春日町、幌内月光町、幌内中央町、幌内末広町、幌内奔幌内町及び幌内本沢町
同			唐松	同 唐松栄町1丁目180番地1	同 清住町、東清住町、唐松町1丁目及び2丁目、唐松青山町、唐松栄町1丁目から3丁目まで、唐松千代田町1丁目及び2丁目、唐松常盤町、唐松緑町並びに唐松春光町
同			弥生	同 弥生橋町72番地8	同 弥生町1丁目から3丁目まで、弥生藤枝町、弥生双葉町、弥生柳町、弥生橋町、弥生桃山町、弥生花園町、弥生並木町及び弥生桜木町
同			幾春別	同 幾春別滝見町319番地8	同 幾春別町1丁目から4丁目まで、幾春別栗丘町、幾春別山手町、幾春別川向町、幾春別滝見町、幾春別千住町、幾春別中島町、幾春別錦町1丁目及び2丁目、奔別町、奔別新町、奔別旭町、奔別川端町、奔別川沿町、奔別鳥居沢町、奔別中の沢町、奔別本沢町、奔別沢、西桂沢並びに桂沢
札幌方面栗山警察署	駅前			夕張郡栗山町中央2丁目59番地1	夕張郡栗山町中央及び錦の1丁目から4丁目まで、松風及び朝日の2丁目から4丁目まで、桜丘1丁目から3丁目まで、字中里、字富士、字湯池、字雨煙別、字北学田、字鳩山、字森並びに字本沢
同			角田	同 角田28番1	同 角田、字三日月、字共和、字旭台、字杵臼、字大井分及び字阿野呂
同			継立	同 字継立346番地	同 字継立、字桜山、字南学田、字日出、字御園、字円山及び字南角田
同			由仁	同 由仁町	同 由仁町光荣、山形、本町、北栄、東光、新光、中央、伏見、山榊、

				中央353番4	東栄、古川、馬追、岩内の一部、熊本の一部、古山の一部及び本三川の一部
同			三 川	同 三川泉町63番地	同 三川旭町、三川錦町、三川緑町、三川泉町、西三川、中三川、熊本の一部、古山の一部及び本三川の一部
同			川 端	同 川端848番地1	同 川端、東三川、岩内及び栗山町字滝下（通称川端1区から川端3区まで、東三川及び上岩内）
同	長 沼			同 長沼町錦町北1丁目2番18号	同 長沼町西町及び南町の1丁目、錦町北及び錦町南の1丁目及び2丁目、あかね1丁目から3丁目まで、市街地、字市街地本通、字本通、字西川沿、字フシコ、字加賀団地、字木詰、字幌向原野、字馬追原野の一部並びに字馬追の一部
同			南長沼	同 430番地30	同 字馬追の一部、字馬追原野の一部、字幌内、字オサツナイ及び字ケヌフチ（通称17区から25区まで、27区及び31区）
同			北長沼	同 字馬追原野1545番地の114（通称北市区）	同 字東馬追原野の一部、字馬追の一部及び字馬追原野の一部（通称1区から5区まで、7区、8区及び北市区）
同			南 幌	空知郡南幌町栄町4丁目1番5号	空知郡南幌町北町、緑町、西町、元町、栄町、中央及び字幌向原野（通称三重自治区、青葉自治区及び6区から16区まで）
同	若 菜			夕張市若菜10番地28	夕張市丁未、錦、小松、富岡、福住、住初、高松、社光、本町1丁目から6丁目まで、昭和、旭町、末広1丁目及び2丁目、鹿の谷1丁目から3丁目まで、鹿の谷山手町、鹿の谷東丘町、常盤、日吉、若菜、平和、千代田並びに富野
同	清 水 沢			同 清水沢2丁目52番地	同 清水沢1丁目から3丁目まで、南清水沢1丁目から4丁目まで、清水沢清栄町、清水沢宮前町、清水沢清湖町及び清水沢清陵町
同			紅葉山	同 紅葉山81番地1	同 紅葉山、楓、登川及び滝ノ上
同			沼の沢	同 沼ノ沢42番地	同 真谷地及び沼ノ沢
				同 南部東	同 南部大宮町、南部若美町、南部新光町、南部東町、南部菊水町、南部青葉町、南部夕南町、南部岳見町、南部幌南町、南部遠幌町、南部北夕町、

同			南 部	町76番地	南部住の江町、鹿島緑町、鹿島富士見町、鹿島栄町、鹿島弥生町、鹿島代々木町、鹿島春日町、鹿島北栄町、鹿島千年町、鹿島錦町、鹿島宝町、鹿島常盤町、鹿島明石町及び鹿島白金
札幌方面 美唄警察署	駅 前			美唄市東1条南2丁目3番2号	美唄市大通東1条南1丁目から南7丁目まで及び北1丁目から北4丁目まで、東1条から東4条までの南1丁目から南7丁目まで及び北1丁目から北9丁目まで、東5条南1丁目から南7丁目まで及び北1丁目から北11丁目まで、東6条南1丁目から南6丁目まで及び北1丁目から北11丁目まで、東7条南1丁目から南6丁目まで及び北1丁目から北10丁目まで、東8条南1丁目及び北1丁目から北8丁目まで、大通西1条南1丁目から南7丁目まで及び北1丁目から北4丁目まで、西1条から西4条までの南1丁目から南7丁目まで及び北1丁目から北9丁目まで並びに西5条南1丁目から南4丁目まで（南2丁目欠）及び北1丁目から北7丁目まで
同			南美唄	同 南美唄町	同 南美唄町及び進徳町（北海幹線用水路の北を除く。）
同			峰 延	同 字峰延92番地4	同 峰延町、豊葦町、光珠内町、進徳町の1区、2区、3区、西及び東の一部並びに一心町
同			上美唄	同 上美唄町	同 上美唄町、西美唄町、開発町、北美唄町及び沼の内町
同			茶志内	同 字茶志内町	同 茶志内町、日東町、中村町及び癸巳町
同			東 明	同 東明2条2丁目1番6号	同 東明1条から4条までの1丁目から3丁目まで、東明5条1丁目及び2丁目、東明町、落合町、共練町東、盤の沢町、我路町並びに東美唄町
札幌方面 滝川警察署	明 神			滝川市明神町2丁目1番22号	滝川市明神町1丁目から4丁目まで、大町及び新町の1丁目から6丁目まで、緑町1丁目から7丁目まで、花月町及び空知町の1丁目から3丁目まで、一の坂町東1丁目から東3丁目まで、東町1丁目から7丁目まで、東町（ただし、東町池の前通以北を除く。）並びに中島町
				同 栄町2	同 栄町1丁目から4丁目まで、本町1丁目から6丁目まで、一の坂町西1丁目から西3丁目まで、有明町1丁

同	駅前			丁目9番17号	目から6丁目まで（有明町河川敷地を含む。）、西町1丁目から8丁目まで、扇町1丁目から3丁目まで、（扇町河川敷地を含む。）
同	黄金町			同 黄金町東1丁目1番地の1	同 文京町1丁目から4丁目まで、東町8丁目の一部（国道12号以西）、黄金町、朝日町及び二の坂町の東1丁目から東4丁目まで及び西1丁目から西4丁目まで、二の坂町、幸町3丁目及び4丁目、南滝の川の一部（国道12号以西）並びに泉町の一部（264番地から326番地まで）
同			東滝川	同 東滝川町2丁目1番1号	同 東滝川町1丁目から4丁目まで、流通団地1丁目から3丁目まで、東滝川、北滝の川の一部（東第1授業場通り以西を除く。）、東町8丁目の一部（国道12号以西を除く。）、東町の一部（東町池の前通以北）及び南滝の川の一部（国道12号以西を除く。）
同			北滝の川	同 滝の川町西8丁目1番32号	同 滝の川町東1丁目から東4丁目まで、滝の川町西1丁目から西8丁目まで、屯田町西1丁目から西4丁目まで、北滝の川の一部（東第1授業場通り線以西）及び西滝川（通称池の前を除く。）
同			泉町	同 泉町1丁目35号	同 幸町1丁目及び2丁目、泉町1丁目及び2丁目（泉町河川敷地を含む。）、泉町の一部（264番地から326番地までを除く。）並びに西滝川の一部（通称池の前）
同			新十津川町	樺戸郡新十津川町字中央3番地	樺戸郡新十津川町字中央、字弥生及び字総進
同			花月	同 字花月196番地14	同 字花月
同			大和	同 字大和93番地15	同 字大和、字美和、字花月、字学園、字吉野、字幌加及び字士寸
同			江部乙	滝川市江部乙町東12丁目1番6号	滝川市江部乙町東10丁目から東13丁目まで、江部乙町西10丁目から西13丁目まで及び江部乙町
					砂川市東1条北、西1条北及び西2条北の1丁目から18丁目まで、東1条南、東3条南及び西1条南の1丁目から22丁目まで、東2条南及び西4条南の1丁目から10丁目まで、東2条北1丁目

同	砂川駅前		砂川市東2条北2丁目1番21号	<p>から9丁目まで、東3条北1丁目から8丁目まで、東4条北及び東6条北の5丁目から11丁目まで、東4条南3丁目から22丁目まで、東5条北5丁目から10丁目まで、東5条南3丁目から21丁目まで、東6条南3丁目から14丁目まで（4丁目欠）、東7条南4丁目から8丁目まで、西2条南及び西3条南の1丁目から14丁目まで、西3条北1丁目から18丁目まで（8丁目、11丁目から13丁目まで欠）、西3条南及び西5条南の21丁目及び22丁目、西4条北1丁目から18丁目まで（7丁目から13丁目まで欠）、西4条南、西6条南及び西7条南の22丁目、西5条北及び西6条北の2丁目から16丁目まで（9丁目から12丁目まで欠）、西5条南9丁目から11丁目まで、西6条北14丁目から16丁目まで、西6条南及び西7条南の11丁目から14丁目まで、西7条北2丁目から9丁目まで（8丁目、10丁目から13丁目まで欠）、西8条北2丁目から15丁目まで（6丁目から13丁目まで欠）、西9条北3丁目から9丁目まで、晴見1条北5丁目から11丁目まで、晴見2条北5丁目から10丁目まで、晴見3条北及び晴見4条北の8丁目から10丁目まで、吉野1条北及び吉野2条北の1丁目から北4丁目まで、吉野1条南及び吉野2条南の1丁目から南8丁目まで、吉野3条南及び吉野4条南の3丁目から南8丁目まで、日の出1条南9丁目から12丁目まで、日の出2条南9丁目、三砂町、オアシス、北光の一部、焼山、北吉野町、南吉野町、鶉、宮城の沢、東豊沼、豊沼町並びに西豊沼</p>
同		空知太	同 空知太東1条2丁目1番22号	<p>同 東1条北19丁目から23丁目まで西1条北及び西2条北の19丁目から24丁目まで、西3条北及び西4条北の19丁目から22丁目まで、西5条北20丁目から23丁目まで、西6条北21丁目から24丁目まで、西7条北及び西8条北の22丁目から24丁目まで、空知太東4条1丁目から5丁目まで（3丁目欠）、空知太東5条4丁目、空知太西1条1丁目から7丁目まで、空知太西2条4</p>

					丁目及び5丁目、空知太西3条4丁目から6丁目まで、空知太西4条4丁目から7丁目まで、空知太西5条4丁目から8丁目まで、空知太西6条5丁目から8丁目まで、空知太東1条1丁目から7丁目まで、空知太東2条及び空知太東3条の1丁目から6丁目まで、北光の一部、一の沢、空知太及び富平
同	奈井江			空知郡奈井江町字奈井江町227番地19	空知郡奈井江町
同			上砂川	同上砂川町字上砂川町254番地4	同上砂川町字上砂川町、字鶉の一部（通称鶉本町、緑が丘及び下鶉を除く。）、字上砂川、字西山、字奈井江及び字文殊
同			下鶉	同上字鶉38番地12	同上字鶉の一部（通称鶉本町、緑が丘及び下鶉）
同			浦白	樺戸郡浦白町字浦白内172番地の61	樺戸郡浦白町（晩生内、茶志内及び浦白内の一部を除く。）
同			晩生内	同上晩生内228番地の661	同上字晩生内、茶志内及び浦白内の一部
札幌方面 赤歌警察 署	署所在地			赤平市東大町3丁目2番地	赤平市泉町及び大町の1丁目から4丁目まで、錦町、東大町、本町及び豊丘町の1丁目から3丁目まで、美園町、桜木町及び宮下町の1丁目から5丁目まで、東豊里町、字豊里並びに字赤平
同			文京町	同上西文京町3丁目1番地30	同上北文京町、西文京町及び豊栄町の1丁目から5丁目まで、東文京町1丁目から4丁目まで、幸町1丁目から7丁目まで並びに昭和町1丁目から6丁目まで
同			共和	同上共和町277番地2	同上若木町東1丁目から9丁目まで、若木町西1丁目から6丁目まで、若木町南1丁目から5丁目まで、若木町北1丁目から8丁目まで、共和町、幌岡町、住吉町及び西豊里町
同			茂尻	同上茂尻中央町北1丁目3番地1	同上茂尻元町南、茂尻栄町、茂尻新町及び百戸町東の1丁目から5丁目まで、茂尻元町北、茂尻中央町南及び百戸町西の1丁目から6丁目まで、茂尻中央町北及び茂尻新春日町の1丁目及び2丁目、茂尻春日町及び茂尻旭町の1丁目から3丁目まで、茂尻本町1丁目から4丁目まで、茂尻宮下町1丁目、百戸町北、エルム町並びに字茂尻

同			平 岸	同 平岸仲町4丁目2番地2	同 平岸桂町及び平岸南町並びに平岸西町、平岸仲町、平岸東町及び平岸曙町の1丁目から6丁目まで、平岸新光町1丁目から9丁目まで
同	歌 志 内			歌志内市字東光1番地2	歌志内市字本町、字東光、字歌神、字神威、字中村、字新歌、字西山及び字上歌
同			文 珠	同 字文珠226番地18	同 字文珠
札幌方面 芦別警察 署	署所在地			芦別市南1条東2丁目12番地12	芦別市南1条西1丁目、南1条の東1丁目及び東2丁目、南2条及び南3条の東1丁目から東3丁目まで、北1条の西1丁目及び西2丁目、北1条及び北2条の東1丁目及び東2丁目、北2条及び北3条の西1丁目から西3丁目まで、北3条及び北5条の東1丁目及び東2丁目、北4条及び北5条の西1丁目から西4丁目まで、北4条及び北6条の東1丁目、北6条の西1丁目及び西2丁目、北7条西2丁目、本町、旭町油谷、旭町及び幌内
同			溪 水	同 北7条西3丁目2番地の3	同 北5条西5丁目、北6条の西3丁目から西5丁目まで、北7条の西3丁目から西6丁目まで、黄金町、新城町、高根町、常磐、常磐町、豊岡、豊岡町及び福住町
同			頼 城	同 頼城町4番地の36	同 西芦別町、中の丘町、東頼城町、緑泉町、頼城町、川岸及び芦別
同			上芦別	同 上芦別町157番地の79	同 上芦別町、野花南町、滝里町及び泉
札幌方面 小樽警察 署	小樽駅前			小樽市稲穂2丁目22番14号	小樽市稲穂1丁目から5丁目まで並びに富岡1丁目及び2丁目
同	長 橋			同 長橋3丁目1番1号	同 長橋1丁目から5丁目まで、幸1丁目から4丁目まで及び清水町
同	花 園			同 花園3丁目1番1号	同 花園1丁目から5丁目まで、色内1丁目から3丁目まで、港町、山田町、相生町、東雲町及び堺町
同	手 宮			同 手宮1丁目3番1号	同 手宮1丁目から3丁目まで、高島1丁目から5丁目まで、祝津1丁目から4丁目まで、赤岩1丁目から3丁目まで、梅ヶ枝町、末広町、錦町、豊川町及び石山町
同	若 松			同 若松1	同 若松、住ノ江及び真栄の1丁目及び2丁目、奥沢1丁目から5丁目ま

				丁目9番9号	で、天神1丁目から4丁目まで、新富町、信香町、住吉町並びに有幌町
同	築港			同 築港1番3号	同 築港、若竹町、勝納町及び潮見台1丁目から4丁目まで
同	最上			同 最上1丁目1番1号	同 最上、松ヶ枝及び天狗山の1丁目及び2丁目、緑及び入船の1丁目から5丁目まで並びに旭町
同	銭函			同 見晴町8番3号	同 見晴町、銭函1丁目から5丁目まで、星野町、桂岡町、張碓町及び春香町
同	朝里			同 新光1丁目8番13号	同 新光1丁目から5丁目まで、朝里1丁目から4丁目まで並びに新光町及び朝里川温泉1丁目から3丁目まで
同	桜			同 桜2丁目24番13号	同 桜1丁目から5丁目まで、望洋台1丁目から3丁目まで及び船浜町
同			塩谷	同 塩谷2丁目15番10号	同 塩谷1丁目から5丁目まで及び桃内1丁目から3丁目まで
同			蘭島	同 蘭島1丁目26番21号	同 蘭島1丁目から3丁目まで及び忍路1丁目から3丁目まで
同			オタモイ	同 オタモイ1丁目35番19号	同 オタモイ1丁目から4丁目まで
札幌方面 余市警察署	駅前			余市郡余市町黒川町5丁目43番8	余市郡余市町大川町1丁目から20丁目まで、黒川町1丁目から16丁目まで、黒川町、登町、栄町、入舟町、朝日町、美園町及び山田町
同			沢町	同 港町211番地43	同 富沢町1丁目から14丁目まで、沢町1丁目から6丁目まで、沢町、梅川町、豊丘町、港町、浜中町、潮見町、豊浜町及び白岩町
同			仁木	同 仁木町北町6丁目25番地	同 仁木町東町1丁目から16丁目まで、西町1丁目から11丁目まで、南町1丁目から10丁目まで、北町1丁目から13丁目まで、東町緑ヶ丘、南町頂白、旭台、然別及び砥の川
同			银山	同 银山2丁目521番地	同 银山1丁目から3丁目まで、大江1丁目から3丁目まで、尾根内、長沢西、長沢南及び長沢植民地
同			赤井川	同 赤井川村字赤井川84番地68号	同 赤井川村
同			古平	古平郡古平町大字浜町40番地11	古平郡古平町
同			美国	積丹郡積丹町大字美国町字船濶47番地8	積丹郡積丹町大字美国町及び大字婦美町

同			入 舸	同 大字入舸町52 番地 1	同 大字入舸町、大字幌武意 町、大字出岬町、大字日司町及び大字 野塚町
同			余 別	同 大字余別町 255番地の 1	同 大字余別町、大字西河 町、大字神岬町及び大字来岸町
札幌方面 倶知安警 察署	駅 前			虻田郡倶知安 町北 3 条西 4 丁目 3 番 5 号	虻田郡倶知安町北 1 条西、北 1 条東、 北 2 条西、北 2 条東、北 5 条西、北 5 条東、南 1 条西、南 1 条東、南 2 条西、 南 6 条西及び南 8 条東の 1 丁目から 3 丁目まで、北 3 条西、北 4 条西、南 3 条西及び南 4 条西の 1 丁目から 4 丁目 まで、北 3 条東、北 4 条東、北 6 条東 及び北 7 条東の 1 丁目から 11 丁目ま で、北 6 条西及び南 6 条東の 1 丁目か ら 5 丁目まで、北 7 条西 1 丁目から 6 丁目まで、南 2 条東、南 8 条西、南 9 条西及び南 10 条東の 1 丁目及び 2 丁 目、南 3 条東及び南 4 条東の 1 丁目か ら 7 丁目まで、南 5 条西、南 5 条東、 南 7 条西、南 7 条東、南 9 条東、南 10 条西、南 11 条西及び南 11 条東の 1 丁目、 ニセコひらふ並びに字旭、字岩雄登、 字岩尾別、字樺山、字琴平（西 8 号琴 平末広線以東の北 2 線琴平八幡線以北 及び西 9 号線以東の北 3 線琴平八幡線 以北を除く。）、字高砂、字高嶺、字 峠下、字花園、字比羅夫、字富士見及 び字山田
同			寒 別	同 字寒別 679 番地 1	同 字出雲、字寒別、字琴 平の一部（西 8 号琴平末広線以東の北 2 線琴平八幡線以北及び西 9 号線以東 の北 3 線琴平八幡線以北）、字末 広、字高見、字巽、字豊岡、字扶桑、 字瑞穂、字緑、字八幡、字大和及び字 山梨
同			ニセコ	同 ニセコ 町字本通 105 番地 1	同 ニセコ町字本通、字富士見、字 元町、字近藤、字中央通、字ニセコ、 字曾我、字有島、字福井、字宮田、字 里見、字豊田、字黒川、字峠、字絹 丘、字富川及び字羊蹄
同			真 狩	同 真狩村 字真狩 29 番地 24	同 真狩村
同			蘭 越	磯谷郡蘭越町 蘭越町 228 番	磯谷郡蘭越町目名町及び蘭越町並びに 字相生、字旭台、字鮎川、字大谷、字 貝川、字上目名、字栄、字讚岐、字清

				地	水、字田下、字富岡、字豊国、字新見、字三笠、字水下及び字淀川
同			昆 布	同 昆布町373番地10	同 昆布町、字川上、字黄金、字立川、字日出及び字湯里並びに虻田郡ニセコ町字桂台及び字西富
同			港	同 港町1436番地2	同 名駒町及び港町並びに字御成、字上里、字共栄、字初田、字三和及び字吉国
同			喜茂別	同 虻田郡喜茂別町字喜茂別290番地の3	同 虻田郡喜茂別町字相川、字川上、字喜茂別、字栄、字尻別、字知来別、字比羅岡、字福島、字伏見及び字留産
同			鈴 川	同 字鈴川22番地	同 字鈴川、字双葉、字金山、字御園、字莊園、字花丘、字中里、字福丘及び富士見台
同			留寿都	同 留寿都村字留寿都5番地1	同 留寿都村
同			京 極	同 京極町字三崎91番67	同 京極町
札幌方面 岩内警察 署	マリンプ ラザ			同 岩内郡岩内町字万代48番地の6	同 岩内郡岩内町字万代、字高台、字宮園、字大浜、字東山、字栄、字大和、字御崎、字清住、字相生、字野東及び字敷島内
同			国 富	同 共和町国富30番地1	同 共和町国富（通称セトセ及び通称9号線以東を除く。）、幌似及び南幌似の一部（国道276号線以北の通称役場前通以東）
同			前 田	同 共和町前田50番地	同 共和町前田、南幌似（国道276号線以北の通称役場前通以東を除く。）及び老古美
同			発 足	同 共和町発足128番地3	同 共和町発足、宮丘及び梨野舞納
同			小 沢	同 共和町小沢126番地73	同 共和町小沢、ワイス及び国富の一部（通称セトセ及び通称9号線以東）
同			泊	同 古宇郡泊村大字茅沼村字臼別59番地10	同 古宇郡泊村大字泊村、大字盃村、大字興志内村、大字茅沼村及び堀株村
同			神恵内	同 神恵内村大字神恵内村6番地38	同 神恵内村大字神恵内村、赤石村及び珊内村
札幌方面 伊達警察 署	駅 前			同 伊達市山下町340番地3	同 伊達市山下町、末永町、鹿島町、網代町、錦町、大町、西浜町、館山町、館山下町及び上館山町
				同 松ヶ枝	同 梅本町、舟岡町、萩原町、弄月町、西関内町、東関内町、志門気町、

同	歴史の杜			町34番地 1	乾町、喜門別町、幌美内町、松ヶ枝町、清住町、竹原町、旭町、元町及び東浜町
同			黄金	同 南黄金町66番地 4	同 北黄金町、南黄金町、南稀府町、中稀府町及び北稀府町
同			長和	同 長和町420番地 1	同 長和町、若生町、上長和町及び大平町
同			有珠	同 有珠町254番地 2	同 有珠町、向有珠町、南有珠町、東有珠町及び北有珠町
同	虻田			虻田郡洞爺湖町入江44番地 1	虻田郡洞爺湖町青葉町、旭町、泉、入江、大磯町、栄町、清水、高砂町、浜町、花和、本町及び三豊
同			豊浦	同 豊浦町字旭町31番地 2	同 豊浦町字旭町、字海岸町、字舟見町、字幸町、字浜町、字東雲町、字高岡、字桜、字大和、字山梨、字美和、字上泉、字新山梨及び字青山
同			礼文華	同 字礼文華118番地 1	同 字礼文華
同			大岸	同 字大岸113番地19	同 富 字大岸、字豊泉及び字新
同	洞爺湖温泉			同 洞爺湖町洞爺湖温泉142番地151	同 洞爺湖町月浦及び洞爺湖温泉並びに有珠郡壮瞥町字洞爺湖温泉、字昭和新山、字壮瞥温泉の一部（昭和川以西）及び字中の島
同			洞爺	同 洞爺町48番地13	同 旭浦、岩屋、大原、香川、川東、財田、洞爺町、富丘、成香、早月及び伏見
同			壮瞥	有珠郡壮瞥町字滝之町420番地 6	有珠郡壮瞥町字滝之町、字東湖畔、字仲洞爺、字立香及び字壮瞥温泉の一部（昭和川以東）
同			久保内	同 字久保内91番地 7	同 字久保内、字南久保内、字上久保内、字駒別、字弁景、字幸内、字蟠溪および字黄溪
同			大滝	伊達市大滝区本町10番地 1	伊達市大滝区
札幌方面 室蘭警察署	室蘭駅前			室蘭市海岸町1丁目1番13号	室蘭市中央町、祝津町及び絵鞆町の1丁目から4丁目まで、山手町及び海岸町の1丁目から3丁目、清水町、本町、栄町、舟見町、小橋内町及び増市町の1丁目及び2丁目、港南町1丁目及び2丁目、常盤町、幸町、入江町、緑町、西小路町、沢町並びに築地町
同	母恋			同 母恋南町2丁目1番1号	同 母恋南町1丁目から5丁目まで、母恋北町及び御前水町の1丁目から3丁目まで、新富町1丁目及び2丁

					目並びに茶津町
同		祝 津		同 築地町 135番地	同 室蘭港港内一円
同	輪 西			同 輪西町 1丁目30番2号	同 輪西町、大沢町及びみゆき町の 1丁目から3丁目まで、御崎町1丁目 及び2丁目並びに仲町
同	東 町			同 東町3 丁目23番7号	同 東町1丁目から5丁目まで並び に寿町及び日の出町の1丁目から3丁 目まで
同	中 島			同 中島本 町1丁目5番 4号	同 中島本町1丁目から3丁目ま で、中島町1丁目から4丁目まで、知 利別町1丁目、宮の森町1丁目及び4 丁目、八丁平1丁目から5丁目まで並 びに高平町
同	新 生			登別市新生町 4丁目12番地 5	登別市鷺別町、新生町、美園町及び若 草町の1丁目から6丁目まで、栄町1 丁目から4丁目まで、上鷺別町、若山 町4丁目、富岸町2丁目及び3丁目並 びに富岸町
同	高 砂			室蘭市高砂町 1丁目19番1 号	室蘭市高砂町1丁目から5丁目まで、 宮の森町2丁目及び3丁目、知利別町 2丁目から4丁目まで、天神町並びに 水元町
同	本 輪 西			同 本輪西 町2丁目5番 20号	同 本輪西町、港北町及び陣屋町の 1丁目から5丁目まで、柏木町、神代 町並びに幌萌町
同	白 鳥 台			同 白鳥台 5丁目19番16	同 白鳥台1丁目から5丁目まで、 崎守町、石川町及び香川町
同	登 別			登別市桜木町 1丁目20番地 6	登別市幌別町1丁目から8丁目まで、 中央町及び富士町の1丁目から7丁目 まで、片倉町、幸町、桜木町、千歳町 及び常盤町の1丁目から6丁目まで、 柏木町1丁目から5丁目まで、新川町 及び緑町の1丁目から4丁目まで、若 山町1丁目から3丁目まで、大和町1 丁目及び2丁目、富岸町1丁目、青葉 町、川上町、鉦山町、札内町の一部（市 道サトオカシベツ線以西）、新栄町、 千歳町並びに来馬町
同	登別温泉			同 登別温 泉町92番地1	同 登別温泉町、中登別町の一部 （通称紀文台を除く。）、上登別町及び カルルス町
同	登 別 東			同 登別東 町2丁目22番 地の1	同 登別東町及び富浦町の1丁目か ら5丁目まで、登別本町1丁目から3 丁目まで、登別港町1丁目及び2丁 目、中登別町の一部（通称紀文台）並 びに札内町の一部（市道サトオカシベ

					ツ線以東)
札幌方面 苫小牧警 察署	駅 前			苫小牧市表町 6丁目4番1 号	同 表町1丁目から6丁目まで、 王子町1丁目から3丁目まで、若草町 1丁目から5丁目まで、新中野町1丁 目から3丁目まで、元中野町1丁目か ら4丁目まで、港町1丁目及び2丁目、 未広町及び汐見町の1丁目から3丁目 まで並びに旭町1丁目から4丁目まで
同	本 町			同 本町 1丁目1番13 号	同 本町、大町、寿町、本幸町、 高砂町、錦町、幸町及び浜町の1丁目 及び2丁目並びに栄町1丁目から3丁 目まで
同	弥 生			同 弥生 町2丁目2番 7号	同 弥生町、白金町、青葉町、大 成町及び新富町の1丁目及び2丁目並 びに矢代町及び元町の1丁目から3丁 目まで
同	双 葉			同 双葉 町2丁目1番 8号	同 双葉町1丁目から3丁目ま で、音羽町、日の出町、住吉町及び泉 町の1丁目及び2丁目並びに三光町1 丁目から4丁目まで
同	木 場			同 木場 町2丁目9番 29号	同 木場町及び清水町の1丁目か ら4丁目まで、春日町1丁目から3丁 目まで並びに緑町1丁目及び2丁目
同	山 手			同 北光 町2丁目15番 12号	同 山手町及び啓北町の1丁目及 び2丁目、北光町、花園町及び見山町 の1丁目から4丁目まで、松風町並び に字高丘の一部(苫小牧川以西)
同	美 園			同 美園 町1丁目4番 3号	同 美園町1丁目から4丁目ま で、三光町5丁目及び6丁目、明野新 町1丁目から6丁目まで、新開町及び 柳町の1丁目から4丁目まで、明野元 町1丁目及び2丁目、新明町1丁目か ら5丁目まで、字高丘の一部(苫小牧 川以東)並びに字丸山
同			勇 払	同 字勇 払27番地1	同 字勇払の一部(勇払ふ頭以北 を除く。)、字弁天及び真砂町
同	沼ノ端			同 沼ノ 端中央3丁目 2番8号	同 沼ノ端中央及び東開町の1丁 目から6丁目まで、入船町1丁目から 3丁目まで、船見町1丁目及び2丁目、 晴海町、一本松町、字沼ノ端の一部(北 海道旅客鉄道株式会社室蘭本線以南)、 字柏原、字静川並びに字勇払の一部(勇 払ふ頭以北)
同	沼ノ端北			同 北栄 町3丁目3番	同 北栄町及びあけぼの町の1丁 目から5丁目まで、拓勇東町、拓勇西 町及びウトナイ南の1丁目から8丁目 まで、ウトナイ北1丁目から12丁目ま

				1号	で、字沼ノ端の一部（北海道旅客鉄道株式会社室蘭本線以北）、字植苗及び字美沢
同	糸井			同 しろかば町5丁目6番19号	同 光洋町1丁目から3丁目まで、日吉町、桜木町及び豊川町の1丁目から4丁目まで、しろかば町、日新町、柏木町及び川沿町の1丁目から6丁目まで、桜坂町、有明町、永福町及び宮の森町の1丁目及び2丁目、有珠の沢町1丁目から7丁目まで、小糸井町及びはまなす町の1丁目並びに字糸井
同	錦岡			同 青雲町1丁目22番7号	同 ときわ町1丁目から6丁目まで、澄川町1丁目から8丁目まで、のぞみ町、美原町及び東雲町の1丁目から3丁目まで、明德町1丁目から4丁目まで、宮前町1丁目から5丁目まで、もえぎ町1丁目及び2丁目、はまなす町2丁目、字錦岡並びに字樽前
同			追分	勇払郡安平町追分本町5丁目44番地1	勇払郡安平町追分本町1丁目から7丁目まで、追分花園1丁目から4丁目まで、追分若草及び追分青葉の1丁目から3丁目まで、追分白樺1丁目及び2丁目、追分柏が丘、追分弥生、追分豊栄、追分春日、追分向陽、追分美園、追分緑が丘、追分中央並びに追分旭
同			安平	同 安平671番地4	同 早来緑丘、早来守田、早来瑞穂、安平及び東早来
同			早来	同 早来大町130番地2	同 早来大町、早来栄町、早来北町及び早来北進
同			遠浅	同 遠浅14番地	同 遠浅、早来新栄、早来源武及び早来富岡
同	鶴川			同 むかわ町花園3丁目21番地	同 むかわ町福住、文京及び美幸の1丁目から4丁目まで、花園及び松風の1丁目から3丁目まで、青葉、大原、末広及び大成の1丁目及び2丁目、洋光、若草、駒場、晴海、宮戸、汐見、豊城、二宮、旭岡、花岡、有明、生田、春日、米原並びに田浦
同			穂別	同 穂別29番地26	同 穂別、穂別栄、穂別仁和、穂別和泉、穂別豊田、穂別稲里、穂別長和、穂別富内、穂別平丘、穂別安住及び穂別福山
				同 厚真町	同 厚真町錦町、新町、本町、表町、京町、字美里、字豊沢、字宇隆、

同			厚 真	京町31番地	字幌里、字朝日、字本郷、字桜丘、字幌内、字高丘、字富里、字吉野及び字東和
同			上厚真	同 字上厚真538番地1	同 字上厚真、字浜厚真、字清住、字軽舞、字豊川、字共栄、字上野、字富野、字共和、字厚和、字鯉沼、字鹿沼及び字豊丘
同	白 老			白老郡白老町東町1丁目4番18号	白老郡白老町大町1丁目から6丁目まで、日の出町、東町及び末広町の1丁目から5丁目まで、高砂町、緑丘及び川沿の1丁目から4丁目まで、本町及び栄町の1丁目から3丁目まで、若草町1丁目及び2丁目、緑町、陣屋町、字白老、字社台並びに字森野
同	萩 野			同 字萩野77番地の15	同 字萩野、字北吉原及び字石山
同			竹 浦	同 字竹浦36番地1	同 字竹浦
同			虎杖浜	同 字虎杖浜14番地	同 字虎杖浜
札幌方面 門別警察 署			本 町	沙流郡日高町門別本町188番地の2	沙流郡日高町門別本町、字緑町、字庫富、字広富、字旭町、字幾千世、字豊郷、字清島及び字賀張
同			厚 賀	同 字厚賀町147番地の15	同 字厚賀町、字美原、字豊田、字正和及び字三和
同	富 川			同 富川南2丁目1番5号	同 富川東及び富川南の1丁目から6丁目まで、富川西1丁目から12丁目まで、富川北1丁目から7丁目まで、富川駒丘、字福満、字富浜並びに字平賀
同			平 取	同 平取町 本町25番地1	同 平取町本町、字紫雲古津、字去場、字荷葉、字小平、字二風谷及び字川向
同			荷 負	同 字荷負54番地5	同 字荷負、字貫氣別、字芽生、字旭及び字長知内
同			振 内	同 振内町28番地10	同 振内町、字幌毛志、字岩知志、字仁世字及び字豊糠
同			日 高	同 日高町 宮下町2丁目411番地の15	同 日高町山手町、本町東、本町西、宮下町及び新町の1丁目から3丁目まで、松風町、栄町東、栄町西及び若葉町の1丁目及び2丁目、字千栄、

					字日高、字富岡並びに字三岩
札幌方面 静内警察 署	駅 前			日高郡新ひだ か町静内本町 5丁目1番13 号	日高郡新ひだか町静内山手町及び静内本町の1丁目から5丁目まで、静内古川町、静内木場町、静内海岸町及び静内旭町の1丁目及び2丁目、静内こうせい町、静内高砂町及び静内末広町の1丁目から3丁目まで、静内吉野町、静内ときわ町、静内中野町及び静内青柳町の1丁目から4丁目まで、静内御幸町1丁目から6丁目まで、静内緑町1丁目から8丁目まで、静内入船町、静内駒場、静内花園、静内柏台、静内清水丘、静内神森、静内目名並びに静内真歌
同			東静内	同 東 静 内 102番地	同 東静内、静内川合、 静内西川及び静内浦和
同			御 園	同 静内御園 111番地	同 静内御園、静内田 原、静内豊畑、静内農屋及び静内高見
同			三 石	同 三石旭町 245番地	同 三石本町、三石港 町、三石旭町、三石越海町、三石西蓬 萊及び三石東蓬萊
同			本 桐	同 三石本桐 221番地	同 三石本桐、三石美野 和、三石鳧舞、三石蓬栄、三石福畑、 三石富澤及び三石豊岡
同			春 立	同 静内春立 192番地	同 三石西端、静内春立 及び静内東別
同			歌 笛	同 三石歌笛 40番地の2	同 三石歌笛、三石稲 見、三石川上、三石清瀬及び三石美河
同			新 冠	新冠郡新冠町 字東町16番地 19	新冠郡新冠町字東町、字中央町、字北 星町、字本町、字高江、字西泊津及び 字東泊津
同			節 婦	同 字節婦158番 地4	同 字節婦町、字共栄及び字 大狩部
同			朝 日	同 字朝日293番 地	同 字朝日、古岸、明和、万 世、大富、緑丘、東川および美宇
同			泉	同 字泉	同 字泉、若園、太陽、新 栄、新和、里平および岩清水
					浦河郡浦河町堺町東、堺町西及び向が 丘西の1丁目から6丁目まで、大通1 丁目から5丁目まで、東町ちのみ及び 東町かしわの1丁目から4丁目まで、

札幌方面 浦河警察署	堺町			浦河郡浦河町 堺町東1丁目 5番24号	東町うしお及び向が丘東の1丁目及び 2丁目、築地1丁目から3丁目まで、 緑町、昌平町東通、昌平町西通、昌平 町駅通、栄丘東通、栄丘西通、浜町、 潮見町、入船町、常盤町、旭町、字向 別、字上向別、字井寒台、字絵笛並び に字上絵笛
同			荻伏	同 荻伏町28番地	同 荻伏町、字姉茶、字瑞 穂、字野深、字富里及び字東栄
同			西幌別	同 字西幌別無番 地	同 字東幌別、字西幌別、字 西舎、字上西舎、字杵臼、字上杵臼、 字白泉及び字月寒
同			様似	様似郡様似町 大通2丁目42 番地の2	様似郡様似町本町及び大通の1丁目か ら3丁目まで、西町、潮見台、港町、 会所町、栄町、錦町、緑町、朝日丘、 字鶉苫並びに字西様似
同			旭	同 字旭75番地の 18	同 字旭、字幌満、字田代、 字大泉、字冬島、字平宇、字新富及び 字岡田
同			えりも 本町	幌泉郡えりも 町字新浜237 番地	幌泉郡えりも町字本町、字近浦、字笛 舞、字大和、字新浜及び字歌別の一部
同			庶野	同 字庶野523 番地の5	同 字庶野及び字目黒
同			えりも 岬	同 字えりも岬 233番地の1	同 字えりも岬、字東洋及 び字歌別の一部
函館方面 函館中央 警察署	新川			函館市堀川町 6番1号	函館市堀川町、高盛町、字賀浦町、的 場町及び日之出町
同	本町			同 本町7 番20号	同 本町、五稜郭町、梁川町、時任 町、中島町及び千代台町
同	杉並			同 杉並町 23番10号	同 杉並町、松陰町、柏木町、川原 町及び柳町
同	人見			同 人見町 17番16号	同 人見町、金堀町、乃木町及び広 野町
同	駒場			同 駒場町 12番2号	同 深堀町、駒場町及び湯浜町
同	湯川			同 湯川町 1丁目32番3 号	同 湯川町1丁目から3丁目まで、 榎本町、上野町、見晴町、滝沢町、戸 倉町、高丘町並びに根崎町の一部（市 道弥右衛門川通りの以西）及び高松町 の一部（市道高松1号線の以西及び道 道函館空港線と市道高松1号線との交 差点から上湯川町との境界までの道道 函館空港線の以北）及び鈴蘭丘町

同	日吉			同日吉町 1丁目24番2号	同日吉町1丁目から4丁目まで及び花園町
同	東山			同 東山2 丁目1番25号	同 鍛冶及び陣川の1丁目及び2丁目、中道1丁目、東山及び山の手の1丁目から3丁目まで、本通1丁目から4丁目まで、陣川町並びに東山町
同	美原			同 美原2 丁目82番6号	同 赤川町1丁目、神山及び北美原の1丁目から3丁目まで、中道2丁目、美原1丁目から5丁目まで、赤川町、神山町、亀田大森町、亀田中野町並びに水元町
同	富岡			同 富岡町 1丁目44番7号	同 富岡町1丁目から3丁目まで及び亀田本町
同	昭和			同 昭和4 丁目27番20号	同 昭和1丁目から4丁目まで、桔梗町の一部（1番から20番まで）及び西桔梗町の一部（通称サイベ沢通の以南）
同	桔梗			同 桔梗1 丁目7番11号	同 桔梗1丁目から5丁目まで、石川町及び桔梗町（1番から20番までを除く。）並びに西桔梗町の一部（通称サイベ沢通の以北）
同	七重浜			北斗市七重浜 1丁目14番19号	北斗市七重浜1丁目から8丁目まで、追分1丁目から7丁目まで及び追分
同	北斗			同 飯生2 丁目1番9号	同 久根別1丁目から5丁目まで、飯生、中央、常盤及び中野通の1丁目から3丁目まで、東浜、富川、昭和、大工川及び押上の1丁目及び2丁目、峯朗、三好、水無、桜岱、公園通1丁目、添山、谷好1丁目から4丁目まで、富川町、館野、柳沢、押上、大工川、中野通、中野、清川、野崎並びに戸切地
同			当別	同 当別3 丁目3番9号	同 当別1丁目から5丁目まで、三ツ石1丁目及び2丁目、当別並びに三ツ石
同			茂辺地	同 茂辺地 2丁目5番37号	同 茂辺地1丁目から7丁目まで、茂辺地、矢不来、茂辺地市ノ渡及び湯の沢
同	大野			同 本町1 丁目5番7号	同 本町1丁目から6丁目まで、本郷及び向野の1丁目から3丁目まで、市渡1丁目、本町、本郷、向野、市渡、稲里、白川、細入、開発、東前、萩野、一本木、千代田、清水川、南大野、村内、文月、村山並びに中山

同	七 飯			亀田郡七飯町 本町6丁目2 番13号	同 七飯町本町1丁目から8丁目まで、鳴川1丁目から5丁目まで、大中山1丁目から8丁目まで、緑町1丁目から3丁目まで、桜町1丁目及び2丁目、字本町、字桜町、字鳴川町、字大中山、字中島、字緑町、字鶴野及び字飯田町
同			七飯南	同 大川6丁目15 番1号	同 大川1丁目から11丁目まで、字大川、字中野及び字豊田
同			峠 下	同 字峠下304番 地3	同 字峠下、字藤城、字上藤城及び字仁山
同			大 沼	同 字大沼町255 番地の2	同 字大沼町、字西大沼、字軍川、字上軍川及び字東大沼
同			上湯川	函館市上湯川 町16番地9	函館市上湯川町
同			旭 岡	同 西旭岡 町2丁目51番 地6	同 西旭岡町1丁目から3丁目まで、銅山町、鱒川町、亀尾町、庵原町、旭岡町、寅沢町、三森町、紅葉山町、米原町、東畑町、鉄山町、蛾眉野町及び豊原町
同			銭 亀	同 銭亀町 141番地5	同 銭亀町、志海苔町、赤坂町、瀬戸川町、中野町、石倉町、根崎町の一部（市道弥右門川通りの以東）及び高松町の一部（市道高松1号線の以東及び道道函館空港線と市道高松1号線との交点から上湯川町との境界までの道道函館空港線の以南）
同			石 崎	同 石崎町 302番地1	同 石崎町、古川町、新湊町、鶴野町及び白石町
同			戸井西	同 小安町 523番地9	同 小安町、釜谷町、瀬田来町、汐首町及び小安山町
同			戸 井	同 浜町16 番地3	同 浜町、館町、新二見町、原木町、弁才町、泊町及び丸山町
同			恵山西	同 中浜町 74番地1	同 川上町、大瀬町、日浦町、豊浦町、女那川町、中浜町、日和山町及び吉畑町
同			恵 山	同 日ノ浜 町153番地1	同 日ノ浜町、古武井町、恵山町、御崎町、高岱町及び柏野町
同			榎法華	同 新八幡 町130番地4	同 新八幡町、恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新浜町、銚子町、絵紙山町及び新恵山町
同			尾札部	同 尾札部 町339番地1	同 尾札部町の一部（尾札部川以東及びからまつ団地）、木直町及び古部

				地先	町
同			白 尻	同 白尻町 119番地	同 白尻町、豊崎町、双見町、岩戸町及び大船町
同			南茅部	同 川汲町 427番地	同 川汲町、安浦町及び尾札部町 (尾札部川以東及びからまつ団地を除く。)
同		空 港		函館市高松町 51番地函館空 港ビル内	空港施設一円
函館方面 函館西警 察署	大 森			同 大森町 28番17号	函館市松風町、大森町、東雲町、旭町、栄町、新川町、上新川町及び千歳町
同	函館駅前			同 若松町 15番8号	同 若松町、大手町、海岸町及び大縄町
同	万 代			同 万代町 5番11号	同 万代町、八幡町、白鳥町、宮前町及び松川町
同	亀 田			同 亀田町 17番25号	同 亀田町、大川町、田家町、追分町、北浜町、吉川町及び浅野町
同	港			同 港町14 番13号	同 港町1丁目から3丁目まで、亀田港町及び昭和町
同	十 字 街			同 豊川町 7番31号	同 入船町、大町、末広町、豊川町、東川町、船見町、弁天町、元町、弥生町及び函館山
同	青 柳			同 青柳町 21番2号	同 青柳町、宝来町、住吉町及び谷地頭町
函館方面 森警察署	署所在地			茅部郡森町字 上台町299番 6	茅部郡森町字御幸町、字鳥崎町、字富士見町、字鷺ノ木町、字栗ヶ丘、字森川町、字上台町、字清澄町、字霞台、字姫川、字常盤町、字東森町、字桂川、字本町、字栄町、字港町、字新川町、字尾白内町及び字白川
同			石 谷	同 字本茅部町 163番地	同 字本茅部町、字蛭谷町、字石倉町、字濁川、字三岱及び字清瀧
同			駒ヶ岳	同 字駒ヶ岳225 番地の5	同 字赤井川及び字駒ヶ岳
同			鹿 部	同 鹿部町 字鹿部154番 地の3	同 鹿部町
同			砂 原	同 森町字 砂原2丁目 176番地の6	同 森町字砂原西1丁目から西5丁目まで、字砂原1丁目から6丁目まで、字砂原東1丁目から5丁目まで、字砂原原野線及び字砂原原野
函館方面 八雲警察	署所在地			二海郡八雲町 富士見町113	二海郡八雲町元町、本町、東町、富士見町、豊河町、東雲町、内浦町、住初町、末広町、相生町、栄町、宮園町、

署				番地	出雲町、三杉町、緑町、花浦、立岩、富咲、上八雲、浜松、鉛川、春日、大新、黒岩、山崎及び熱田
同			落部	同落部87番地15	同落部、栄浜、下の湯、上の湯、旭丘及び入沢
同			野田生	同野田生246番地の1	同野田生、山越、桜野、東野及びわらび野
同			熊石	同熊石根崎町71番地	同熊石雲石町、熊石根崎町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町
同			相沼	同熊石相沼町1番地の5	同熊石相沼町、熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石館平町、熊石泊川町及び熊石黒岩町
同	長万部			山越郡長万部町字長万部183番地の2	山越郡長万部町字長万部、字共立、字栄原、字富野、字大浜、字平里、字中ノ沢、字蕨岱、字知来、字双葉、字美畑、字栗岡、字大峯、字旭浜及び字花岡
同			国縫	同字国縫56番地の1	同字国縫、字豊津、字豊野及び字茶屋川
同			静狩	同字静狩52番地の6	同字静狩
函館方面木古内警察署	署所在地			上磯郡木古内町字本町550番3	上磯郡木古内町字前浜、字本町、字大平、字木古内、字新道、字建川、字中野、字大川、字鶴岡及び字瓜谷
同			泉沢	同字泉沢159番地2	同字泉沢、字釜谷、字札蒨、字幸運、字橋呉、字亀川、字大釜谷、字御宮野及び字二乃岱
同			知内	同知内町字元町250番地5	同知内町字元町（通称前浜、はまなす及び涌元谷地を除く。）、字中ノ川、字森越、字重内、字湯ノ里及び字上雷
同			涌元	同字涌元172番地1	同字涌元、字元町（通称前浜、はまなす及び涌元谷地に限る。）及び字小谷石
函館方面松前警察署	署所在地			松前郡松前町字福山164番地	松前郡松前町字朝日、字愛宕、字大磯、字上川、字唐津、字神明、字建石、字月島、字豊岡、字西館、字博多、字東山、字福山、字弁天及び字松城
同			白神	同字荒谷148番地1	同字白神、荒谷および大沢

同			江 良	同 字江良 910番地 1	同 字江良、字清部、字小 浜、字高野、字大津、字二越、字原 口、字白坂及び字神山
同			小 島	同 字静浦247番 地58	同 字赤神、字小島、字札前、 字静浦、字館浜及び字茂草
同	福 島			同 福島町 字三岳39番地 の 5	同 福島町字福島、字三岳、字白 符、字日向、字檜倉、字千軒、字岩 部、字日出、字浦和、字塩釜及び字月 崎
同			吉 岡	同 字吉野519番 地の 8	同 字吉岡、宮歌、豊浜、館 崎、吉野、松浦および美山
函館方面 江差警察 署	署所在地			檜山郡江差町 字上野町30番 地	檜山郡江差町字本町、字橋本町、字新 地町、字上野町、字津花町、字姥神 町、字中歌町、字豊川町、字新栄町、 字愛宕町、字海岸町、字陣屋町、字茂 尻町、字南浜町、字柏町、字椴川町、 字鷗島、字砂川、字萩ノ岱、字円山、 字緑丘、字桧岱、字東山、字南が丘、 字大潤町、字泊町、字尾山町、字田沢 町及び字伏木戸町
同			水 堀	同 字水堀町126 番地 2	同 字水堀町、字柳崎町、字 五厘沢町、字越前町、字中網町、字小 黒部町、字朝日町及び字鹹川町
同			上ノ国	同 上ノ国 町字大留174 番地	同 上ノ国町字上ノ国、字大留、字 新村、字北村、字向浜、字内郷、字勝 山、字原歌及び字大崎
同			石 崎	同 字石崎309 番地12	同 字石崎、字小砂子、字 早川、字館野及び字羽根差
同			滝 沢	同 字扇石512 番地	同 字汐吹、字扇石、字木 ノ子、字大安在及び字小安在
同			中須田	同 字 中 須 田 495番地 4	同 字桂岡、字中須田、字 豊田、字小森、字早瀬及び字宮越
同			湯ノ岱	同 字 湯 ノ 岱 913番地 6	同 字湯ノ岱
同			厚沢部	同 厚沢部 町新町92番地 2	同 厚沢部町本町、新町、松園町、 緑町、赤沼町、字上の山、字富栄、字 美和、字上里、字滝野、字稲見及び字 清水
同			鶉	同 鶉町257番 地 1	同 鶉町、字鶉、字共和、 字相生、字木間内、字社の山、字旭丘 及び字峠下

同			館	同 館町129番地4	同 館町、南館町、字新栄、字中館、字富里、字須賀、字城丘及び字当路
同			乙部	爾志郡乙部町字緑町242番地3	爾志郡乙部町字緑町、字滝瀬、字元町、字館浦、字姫川、字旭岱、字鳥山、字富岡、字栄浜及び字栄野
同			豊浜	同 字豊浜28番地2	同 字豊浜、字元和、字三ツ谷、字潮見及び字花磯
同			奥尻	奥尻郡奥尻町字奥尻810番地1	奥尻郡奥尻町字赤石、字奥尻、字稲穂、字球浦及び字宮津
同			青苗	同 字青苗411番地52	同 字青苗、字松江、字米岡、字湯浜及び字富里
同		奥尻空港		同 字米岡185番地2奥尻空港ターミナルビル内	空港施設一円
函館方面 せたな警察署	署所在地			久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地17	久遠郡せたな町北檜山区北檜山、徳島、豊岡、兜野、愛知、丹羽、東丹羽、西丹羽、小倉山及び松岡
同			若松	同 若松232番地1	同 若松、二俣、小川、富里、栄、太櫓、共和及び新成
同			瀬棚	同 瀬棚区本町792番地2	同 瀬棚区本町、三本杉、島歌、元浦、北島歌、西大里、東大里、共和及び南川
同			大成	同 大成区都239番地1	同 大成区本陣、花歌、久遠、上浦、都、富磯及び太田
同			宮野	同 宮野128番地2	同 宮野、平浜、長磯及び貝取澗
同	今金			瀬棚郡今金町字今金118番地3	瀬棚郡今金町字今金、字御影、字神丘、字鈴岡、字金原、字豊田、字鈴金、字八束、字白石、字日進、字旭台、字種川、字稲穂、字光台、字田代、字花石、字美利可、字宮島、字中里、字住吉及び字奥沢
函館方面 寿都警察署	署所在地			寿都郡寿都町字渡島町82番地1	寿都郡寿都町字渡島町、字六条町、字岩崎町、字開進町、字大磯町、字新栄町、字矢追町及び字政泊町
同			湯別	同 字湯別町下湯別86番2	同 字湯別町、字樽岸町及び歌棄町の一部（歌棄及び有戸）並びに黒松内町字南作開、字北作開、字作

					開、字制札、字観音岱及び岱下
同			磯谷	同 字磯谷町能津登56番地	同 字磯谷町及び字歌棄町の一部（種前及び美谷）
同			黒松内	同 黒松内町字黒松内281番地11	同 黒松内町字黒松内、字旭野、字西沢、字中里、字歌歳、字豊幌、字白炭、字熱郭、字中ノ川、字五十嵐、字添別、字目名及び字月越
同			白井川	同 字白井川17番地65	同 字白井川、字赤井川、字婆沢、字大谷地、字東栄、字大成、字東川、字西熱郭、字西熱郭原野、字熱郭原野及び字チョボシナイ
同			島牧	同 島牧郡島牧村字泊83番地79	同 島牧郡島牧村字永豊町、字泊、字賀老、字原歌町、字栄浜、字持田、字元町、字千走、字江の島、字豊平及び大平
同			本目	同 字本目88番地の2	同 字本目、字折川、字植原、字美川、字歌島、字豊岡、字富浦、字小川、字港、字栄磯、字軽白岱及び字豊浜
旭川方面 旭川中央 警察署	駅前			旭川市宮下通 8丁目2番1号	旭川市宮下通1丁目から11丁目まで、1条通から3条通までの1丁目から11丁目まで、4条通1丁目から11丁目まで（国道12号線及び国道39号線以南）、宮前1条1丁目及び2丁目並びに宮前2条1丁目から3丁目まで
同	四条西			同 4条西 5丁目2番4号	同 2条西2丁目から4丁目まで、3条西及び8条西の1丁目から6丁目まで、4条西及び5条西の1丁目から9丁目まで、6条西1丁目から8丁目まで、7条西1丁目から7丁目まで、9条西1丁目から4丁目まで、曙北2条5丁目から8丁目まで、曙北3条6丁目及び7丁目、曙1条1丁目から8丁目まで、曙2条3丁目から8丁目まで、曙3条1丁目から7丁目まで並びに亀吉1条から亀吉3条までの1丁目から3丁目まで
同	中央			同 5条通 4丁目893番地4	同 常盤通、上常盤町及び中常盤町1丁目から3丁目まで、4条通（国道12号線及び国道39号線以北）から9条通までの1丁目から9丁目まで（8条通3丁目及び4丁目並びに9条通3丁目から6丁目まで欠）、10条通8丁目及び9丁目並びに常盤公園
					同 宮下通12丁目から17丁目まで（宮下通17丁目の北海道旅客鉄道株式

同	七条通			同 7条通 17丁目83番地	会社宗谷本線以東を除く。)、1条通から4条通(国道39号線以南)までの12丁目から17丁目まで及び4条通(国道39号線以北)から10条通までの10丁目から17丁目まで
同	旭町			同 旭町1 条3丁目2764 番地1	同 旭町1条、旭町2条、大町1条及び大町2条の1丁目から6丁目まで、大町3条4丁目から6丁目まで、花咲町1丁目から4丁目まで及び5丁目の一部(市道花咲通線以西)、本町1丁目から3丁目まで、川端町1条から川端町4条までの4丁目から7丁目まで、川端町5条7丁目、大町3条の一部(大町2条の6丁目と7丁目の境界線の延長線以南)並びに春光町の一部(自衛隊敷地及び大町2条の6丁目と7丁目の境界線の延長線以南)
同	近文			同 緑町20 丁目2750番地 の16	同 近文町11丁目から25丁目まで、緑町12丁目から25丁目まで、錦町11丁目から24丁目まで、旭岡1丁目から6丁目まで、川端町3条8丁目、川端町4条から5条までの8丁目から10丁目まで及び川端町6条9丁目から10丁目まで並びに川端町7条10丁目
同	大町			同 住吉町 4条1丁目1 番1号	同 大町1条、大町2条及び旭町2条の7丁目から20丁目まで、旭町1条7丁目から21丁目まで、大町3条7丁目から9丁目まで、北門町7丁目から22丁目まで、住吉4条から6条までの1丁目及び2丁目、住吉7条1丁目、春光4条から6条までの1丁目から4丁目まで、春光7条2丁目及び3丁目、大町3条の一部(大町2条の6丁目と7丁目の境界線の延長線以南を除く。)、春光町の一部(自衛隊敷地及び大町2条の6丁目と7丁目の境界線の延長線以南を除く。))並びに字近文の一部(道道旭川幌加内線以西)
同	末広			同 末広5 条4丁目8番 19号	同 末広1条から末広8条までの4丁目から12丁目まで、末広東1条及び末広東2条の4丁目から12丁目まで並びに末広東3条4丁目から7丁目まで
同	春光			同 春光1 条8丁目12番	同 春光1条及び春光2条の7丁目から9丁目、春光3条6丁目から9丁目まで、春光4条から春光7条までの5丁目から9丁目まで、花咲町5丁目の一部(市道花咲通線以東)、花咲町

				47号	6丁目及び7丁目、末広1条から末広8条までの1丁目から3丁目まで、末広東1条から末広東3条までの1丁目から3丁目まで並びに字近文の一部（道道旭川幌加内線以東）
同	神居			同 神居2条6丁目103番地4	同 神居1条から神居5条までの1丁目から21丁目まで、神居6条1丁目から19丁目まで、神居7条1丁目から18丁目まで、神居8条1丁目から17丁目まで、神居9条1丁目から10丁目まで、高砂台1丁目から8丁目まで、神居町神岡、神居町雨紛、神居町上雨紛、神居町共栄、神居町神華、神居町富沢及び神居町御料
同	忠和			同 忠和7条5丁目1番6号	同 忠和1条2丁目、忠和1条4丁目及び5丁目、忠和2条3丁目から6丁目まで、忠和3条1丁目及び3丁目から8丁目まで、忠和4条から忠和6条までの1丁目から8丁目まで、忠和7条1丁目から7丁目まで、忠和8条3丁目から6丁目まで、忠和9条4丁目、南が丘1丁目から3丁目まで、台場1条及び2条の1丁目から6丁目まで、台場3条及び4条の1丁目、台場東1丁目から4丁目まで、神居町忠和、神居町台場、神居町富岡、神居町春志内の一部（通称小鳥の沢以東）江丹別町嵐山並びに江丹別町春日の一部（鱒取川以東）
同	春光台			同 春光台2条4丁目3番地9	同 春光台1条から春光台5条までの1丁目から12丁目まで
同			神居古潭	同 神居町神居古潭50番地の12	同 神居町神居古潭、神居町西丘、神居町豊里、神居町春志内（通称小鳥の沢以東を除く。）及び江丹別町春日（鱒取川以東を除く。）
同			東鷹栖	同 東鷹栖4条4丁目639番地の324	同 末広1条及び2条の13丁目から15丁目まで、末広東1条13丁目から15丁目まで、末広東2条13丁目、物流団地、東鷹栖1条から東鷹栖4条までの1丁目から6丁目まで、東鷹栖東1条から東鷹栖東3条までの1丁目から6丁目まで、東鷹栖東1線17号から19号まで、東鷹栖1線10号から19号まで、東鷹栖2線の11号から19号まで（12号及び13号欠）、東鷹栖3線10号から20号まで（12号及び13号欠）、東鷹栖4

					線11号から21号まで、東鷹栖5線及び東鷹栖6線の10号から22号まで、東鷹栖7線10号から21号まで、東鷹栖8線13号から21号まで、東鷹栖9線及び東鷹栖10線の13号から23号まで、東鷹栖11線13号から24号まで、東鷹栖12線18号から25号まで、東鷹栖13線及び東鷹栖14線の19号から25号まで、東鷹栖15線20号及び21号、東山、緑台並びに柏木
同			鷹 栖	上川郡鷹栖町南1条3丁目1番16号	上川郡鷹栖町の一部（鷹栖町7号から12号までのヨンカシユペ川以東）
同			北 野	同 北野東3条1丁目1番6号	同 鷹栖町の一部（鷹栖町6号以南）及び旭川市江丹別町（春日及び嵐山を除く。）
同			北 斗	同 13線15号	同 鷹栖町の一部（鷹栖町7号から12号までのヨンカシユペ川以西及び13号以北）
同			比 布	同 比布町北町1丁目1番5号	同 比布町中町1丁目及び2丁目、北町、東町、緑町及び南町の1丁目から3丁目まで、西町1丁目から4丁目まで、新町1丁目から5丁目まで、寿町1丁目から6丁目まで、市街地、南1線及び基線の1号から8号まで（基線6号欠）、北1線2号から8号まで（6号及び7号欠）、北2線3号から8号まで、北3線及び北4線の4号から8号まで、北5線5号から8号まで並びに北6線6号から8号まで
同			蘭 留	同 北9線14号	同 比布町9号以北
旭川方面 旭川東警察署	二 条 通			旭川市2条通18丁目916番地	旭川市1条通から6条通までの18丁目から25丁目まで、7条通及び8条通の18丁目から24丁目まで、9条通及び10条通の18丁目から23丁目まで、11条通19丁目から23丁目まで、宮下通17丁目の北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東、宮下通18丁目から26丁目まで並びに、宮前1条3丁目及び4丁目（宮前通線以北）
同	豊 岡			同 豊岡3条3丁目5番13号	同 豊岡1条から豊岡12条までの1丁目から10丁目まで、豊岡13条1丁目から9丁目まで、豊岡14条3丁目から9丁目まで、豊岡15条4丁目から8丁目まで並びに豊岡16条7丁目及び8丁目
					同 東光1条から東光9条までの1

同	東 光			同 東光12条4丁目2番21号	丁目から10丁目まで、東光10条から東光14条までの1丁目から9丁目まで、東光15条2丁目から9丁目まで、東光16条3丁目から9丁目まで、東光17条及び東光18条の4丁目から9丁目まで、東光19条から東光22条までの5丁目から9丁目まで、東光23条から東光25条までの6丁目から9丁目まで、東光26条7丁目から9丁目まで並びに東光27条8丁目及び9丁目
同	神 楽			同 神楽4条3丁目2番5号	同 神楽1条6丁目から12丁目まで、神楽2条及び神楽3条の2丁目から12丁目まで、神楽4条から神楽6条までの1丁目から14丁目まで並びに神楽7条7丁目から14丁目まで
同	緑 が 丘			同 緑が丘1条2丁目1番地2	同 神楽岡1条から神楽岡5条までの4丁目から7丁目まで、神楽岡6条から神楽岡9条までの5丁目から7丁目まで、神楽岡10条から神楽岡14条までの5丁目から9丁目まで、神楽岡15条5丁目、緑が丘1条から緑が丘5条までの1丁目から4丁目まで、緑が丘東1条の1丁目から4丁目まで、緑が丘東2条1丁目、緑が丘東2条の3丁目及び4丁目、緑が丘東3条から緑が丘東5条までの1丁目から3丁目まで、緑が丘南1条から緑が丘南5条までの1丁目及び2丁目、西御料1条から西御料5条までの1丁目及び2丁目、旭神1条の3丁目から5丁目まで、旭神2条及び旭神3条の1丁目から5丁目まで並びに旭神町
同	南 町			同 南6条通21丁目1978番地14	同 南1条通から南5条通までの20丁目から26丁目まで、南6条通16丁目から26丁目まで、南7条通17丁目から26丁目まで、南8条通19丁目から26丁目まで、南9条通26丁目、神楽岡6条及び神楽岡7条の3丁目及び4丁目、神楽岡8条から神楽岡12条までの1丁目から4丁目まで、神楽岡13条から神楽岡16条までの3丁目及び4丁目、宮前1条3丁目及び4丁目（宮前通線以南）、宮前1条5丁目並びに神楽岡公園
同	金 星			同 東3条5丁目1番39号	同 東1条及び東2条の1丁目から4丁目まで、東3条から東5条までの1丁目から11丁目まで、東6条及び東7条の1丁目から10丁目まで、東8条

					1丁目から9丁目まで並びに金星町1丁目から3丁目まで
同	大雪通			同 大雪通 4丁目505番地1	同 大雪通1丁目から9丁目まで、パルプ町1条1丁目から8丁目まで、パルプ町2条2丁目から9丁目まで、パルプ町3条7丁目から9丁目まで、パルプ町、新富1条1丁目から3丁目まで、新富2条及び新富3条の1丁目及び2丁目、秋月1条から秋月3条までの1丁目及び2丁目並びに新星町1丁目から5丁目まで
同	永山			同 永山2 条17目2番 18号	同 永山1条から永山6条までの13丁目から24丁目まで、永山7条及び永山8条の13丁目から21丁目まで、永山9条13丁目から16丁目まで、永山10条13丁目から15丁目まで、永山北1条及び永山北2条の7丁目から13丁目まで、永山北3条7丁目から11丁目まで（9丁目欠）並びに永山町7丁目から16丁目まで
同	永山西			同 永山2 条7丁目1番 45号	同 永山1条から永山10条までの1丁目から12丁目まで、永山11条及び永山12条の1丁目から4丁目まで、永山13条2丁目及び3丁目、永山14条3丁目、永山北1条から永山北4条までの6丁目、永山町2丁目から6丁目まで、流通団地1条及び流通団地2条の1丁目から5丁目まで、流通団地3条4丁目及び5丁目並びに流通団地4条5丁目
同	美瑛			上川郡美瑛町 中町4丁目	上川郡美瑛町（字旭、字横牛、字朗根内、字俵真布、字忠別及び字天人峽を除く。）
同	上川			同 上川町 北町69番地1	同 上川町（字層雲峽、字白川及び字清川を除く。）
同			層雲峽	同 字層雲峽	同 字層雲峽、字白川及び字清川
同			愛別	同 愛別町 字本町103番 地2	同 愛別町
同			当麻	同 当麻町 4条東2丁目 1番17号	同 当麻町3条から5条までの西2丁目から西4丁目まで及び東2丁目から東4丁目まで、4条南3丁目、6条西3丁目及び西4丁目、6条東3丁目及び東4丁目、伊香牛、開明、市街、中央の一部、東、北星並びに緑郷
同			宇園別	同	同 宇園別及び中央の一部

				宇園別2区	
同	東旭川			旭川市東旭川南1条3丁目2番9号	旭川市東旭川北1条1丁目から8丁目まで、東旭川北2条1丁目、東旭川北2条5丁目から7丁目まで、東旭川北3条5丁目及び6丁目、東旭川南1条1丁目から8丁目まで、東旭川2条1丁目から6丁目まで（4丁目及び5丁目欠）、豊岡4条から豊岡12条までの11丁目、東旭川町上兵村（北海道旅客鉄道株式会社石北本線以北の道道鷹栖東神楽線以東を除く。）、東旭川町下兵村並びに東旭川町日ノ出の一部（南端道路以南）
同			旭正	同 東旭川町旭正214番地3	同 東旭川町忠別、旭正及び共栄
同			旭山	同 東旭川町日の出271番地3	同 工業団地1条から工業団地4条までの1丁目から3丁目まで、工業団地5条2丁目及び3丁目、東旭川町上兵村の一部（北海道旅客鉄道株式会社石北本線以北の道道鷹栖東神楽線以東）、東旭川町倉沼、東旭川町桜岡、東旭川町日ノ出（南端道路以南を除く。）、東旭川町瑞穂並びに東旭川町米原
同			東川	上川郡東川町北町1丁目2番1号	上川郡東川町（西5号線通り以西を除く。）
同			東川西	同 西8号南2番地	同 東川町の一部（西5号線通り以西）
同	東神楽			同 東神楽町北1条西3丁目250番80号	同 東神楽町
同			西神楽	旭川市西神楽北1条2丁目604番地1	旭川市西神楽南1条及び西神楽南2条の1丁目から4丁目まで、西神楽北1条1丁目から4丁目まで、西神楽北2条1丁目から3丁目まで、西御料2条から4条までの3丁目、西神楽1線4号から19号まで、西神楽2線及び西神楽3線の6号から19号まで、西神楽4線の7号から19号まで、西神楽5線18号及び19号、西神楽南13号から17号まで並びに新開
				同 西神楽	同 西神楽1線20号から32号まで、西神楽2線から西神楽4線までの20号

同			千代ヶ岡	2線25号474番地3	から34号まで及び西神楽5線20号から29号まで並びに上川郡美瑛町字旭、字俵真布、字忠別、字天人峡、字横牛及び字朗根内
同		空 港		上川郡東神楽町字千代ヶ岡10番地138旭川空港ビル内	空港施設一円
旭川方面 士別警察署	駅 前			士別市西3条9丁目782番地	士別市大通北1丁目から9丁目まで（5丁目及び6丁目欠）、大通東及び大通西の1丁目から21丁目まで、東1条1丁目から17丁目まで、東2条から東5条までの1丁目から21丁目まで（東3条14丁目及び15丁目欠）、東6条1丁目から17丁目まで、東7条1丁目から14丁目まで、東8条1丁目から15丁目まで（14丁目欠）、東9条及び東10条の1丁目から13丁目まで、東1条から東8条までの北1丁目から北9丁目まで（東1条及び東2条の北5丁目及び北6丁目欠）、西1条から西3条までの1丁目から21丁目まで（西2条及び西3条の4丁目欠）、西4条1丁目から20丁目まで、西5条1丁目から13丁目まで、西1条から西5条までの北1丁目から北9丁目まで、東丘1丁目から3丁目まで、南町東及び南町西の3区及び4区、東山町、北町、南士別町、西士別町並びに下士別町
同			中士別	同 中士別町4線東3番地	同 中士別町、川西町及び武徳町
同			多 寄	同 多寄町36線西4番地	同 多寄町
同			温根別	同 温根別町南1線6362番地1	同 温根別町、温根別町北静川及び温根別町伊文
同			上士別	同 上士別町16線南3番地	同 上士別町
同			朝 日	同 朝日町中央4520番地105	同 朝日町
同			剣 淵	上川郡剣淵町仲町7番11号	上川郡剣淵町
同			和 寒	同 和寒町字西町166番	同 和寒町

				地	
同			幌加内	雨竜郡幌加内町字幌加内	雨竜郡幌加内町字雨煙内、字雨煙別、字長留内、字上幌加内、字下幌加内、字振興、字新成生、字親和、字清月、字政和の第一から第三まで、字東栄、字沼牛、字平和、字幌加内及び字弥運内、字帝白字土谷
同			朱鞠内	同 字朱鞠内	同 字大曲、字共栄、字朱鞠内、字新富、字添牛内、字露の台、字北星、字母子里及び通称白樺
旭川方面 名寄警察 署	西四条北			名寄市西4条 北3丁目5番 地	名寄市大通北及び西9条北の1丁目から10丁目まで、東1条北、西7条北、西8条北及び西10条北の1丁目から9丁目まで、東2条北1丁目及び2丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以西）並びに3丁目から9丁目まで、東3条北2丁目及び3丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以西）並びに4丁目から8丁目まで、東4条北3丁目及び4丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以西）並びに5丁目から8丁目まで、東5条北6丁目及び8丁目、西1条北及び西3条北の1丁目から7丁目まで、西2条北1丁目から8丁目まで、西4条北1丁目から11丁目まで（9丁目欠）、西5条北1丁目から11丁目まで、西6条北1丁目から11丁目まで（5丁目及び7丁目欠）、西11条北及び西12条北の1丁目から5丁目まで、西13条北1丁目並びに字日進、字大橋、字内淵、字砺波、字瑞穂、字及び字弥生
					同 大通南、西1条南、西2条南、西4条南、西6条南、西7条南及び西10条南の1丁目から12丁目まで、東2条北1丁目及び2丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東）、東3条北1丁目並びに2丁目及び3丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東）、東4条北1丁目、2丁目並びに3丁目及び4丁目の一部（北海道旅客鉄道株式会社宗谷本線以東）、東5条北及び東6条北の1丁目から5丁目まで、東1条南1丁目から9丁目まで、東2条南1丁目から12丁目まで（8丁目欠）、東3条南及び東4条南の1丁目から9丁目まで（8丁目欠）、

同	西五条南		同 西5条南7丁目21番地1	東5条南1丁目から9丁目まで(7丁目及び8丁目欠)、東6条南1丁目から9丁目まで(6丁目及び7丁目欠)、東7条南1丁目から9丁目まで(2丁目及び5丁目から7丁目まで欠)、東8条南5丁目から9丁目まで(6丁目及び7丁目欠)、東9条南5丁目、西3条南及び西5条南の1丁目から12丁目まで(9丁目欠)、西8条南1丁目から12丁目まで(7丁目から9丁目まで欠)、西9条南4丁目から6丁目まで、西11条南及び西12条南の1丁目から12丁目まで(2丁目欠)、西13条南1丁目から12丁目まで(3丁目欠)、西14条南5丁目から12丁目まで、西15条南1丁目から9丁目まで(2丁目、3丁目及び8丁目欠)、西16条南9丁目並びに字朝日、字旭東、字日彰、字緑丘、字徳田、字豊栄及び字共和
同			智恵文 同 智恵文11線北3番地	同 字智恵文
同			下川 上川郡下川町西町217番地	上川郡下川町西町、幸町、錦町、共栄町、旭町、緑町、南町、北町、上名寄、班溪、珊瑚、溪和、一の橋、二の橋及び三の橋
同			風連 名寄市風連町本町5番地1	名寄市風連町大町、風連町新生町、風連町仲町、風連町西町、風連町北栄町、風連町緑町、風連町南町、風連町本町、風連町字瑞生、風連町字中央、風連町字豊里及び風連町字西風連
同			風連旭 同 字旭2461番地	同 風連町字旭、風連町字東生、風連町字日進、風連町字池の上及び風連町字東風連
同	美深駅前		中川郡美深町字東3条南1丁目7番地の1	中川郡美深町大通南、東1条南、東2条南、東3条南、東4条南及び西1条南の5丁目から8丁目まで、東5条北3丁目、東6条北1丁目から3丁目まで、東6条南、字大通南、字東1条南、字東2条南、字東3条南及び字西1条南の1丁目から4丁目まで、西3条北、字大通北、字東1条北、字東2条北及び字東3条北の1丁目から7丁目まで、西2条南4丁目から8丁目まで、西3条南1丁目及び4丁目、字東4条北4丁目から7丁目まで、字東5条北5丁目から7丁目まで、字西1条北1丁目から5丁目まで並びに字美深、字

					南町、字西町、字若松町、字開運町、字北町、字敷島、字仁宇布、字辺溪、字菊丘、字吉野、字斑溪、字富岡、字川西、字六郷、字泉及び字玉川
同			恩根内	同 恩根内91番地45	同 字紋穂内、字西里、字報徳、字大手、字恩根内、字小車、字楠及び字清水
同			音威子府	同 音威子府村字音威子府437番地	同 音威子府村
同			中川	同 中川町字中川237番地4	同 中川町字琴平、字誉、字中川、字大富、字国府及び字歌内
同			佐久	同 字佐久163番地	同 字板谷、字大和、字共和、字安川、字富和、字佐久、字神路及び字豊里
旭川方面 枝幸警察 署	署所在地			枝幸郡枝幸町本町705番地2	枝幸郡枝幸町字本町、栄町、幸町、新栄町、梅ヶ枝町、三笠町、北幸町、北栄町、岬町、北浜町、南浜町、新港町、目梨泊、間牧、字遠内、下幌別、岡島及び徳志別
同			乙忠部	同 字乙忠部874番地	同 山白、乙忠部、風烈布、字音標及び上音標
同			中頓別	同 中頓別町字中頓別155番地5	同 中頓別町字中頓別、字藤井、字豊泉、字神崎、字兵安、字寿、字弥生、字旭台及び字上駒
同			小頓別	同 字小頓別233番地1	同 字小頓別、字上頓別、字敏音知、字松音知、字岩手、字秋田、字栄及び字豊平
同			浜頓別	同 浜頓別町大通5丁目1番地	同 浜頓別町
同			歌登	同 枝幸町歌登西町120番地40	同 枝幸町歌登東町、歌登南町、歌登西町、歌登桧垣町、歌登西歌登、歌登中央、歌登パンケナイ、歌登本幌別、歌登毛登別、歌登東歌登、歌登辺毛内、歌登志美字丹、歌登大奮、歌登豊沃、歌登上徳志別及び歌登大曲
旭川方面 稚内警察 署	中 央			稚内市中央4丁目5番27号	稚内市宝来、中央及び港の1丁目から5丁目まで、開運1丁目及び2丁目並びに大字稚内村字ヤムワッカナイの一部
同	大 黒			同 大黒3丁目2番6号	同 大黒、こまどり及び末広の1丁目から5丁目まで、緑1丁目から6丁目まで、新末広町、新港町並びに大字稚内村字ヤムワッカナイの一部

同	朝 日			同 朝日1丁目1番5号	同 萩見、栄及び潮見の1丁目から5丁目まで、富岡及び朝日の1丁目から6丁目まで、若葉台1丁目から3丁目まで、若葉台並びに新光町
同		空 港		同 大字声問村字声問6744番地、稚内空港ターミナルビル内	空港施設一円
同			野寒布	同 ノシャップ1丁目3番5号	同 恵比須、ノシャップ及び富士見の1丁目から5丁目まで、ノシャップ、西浜1丁目から4丁目まで、大字稚内村字キタウケナイ及び字ヤムワツカナイの一部
同			勇 知	同 大字抜海村字上ユーチ原野591番地12	同 大字抜海村及び大字声問村字更喜苦内
同			声 問	同 声問3丁目11番3号	同 はまなす及び声問の1丁目から5丁目並びに大字声問村字声問、字恵北及び字メクマ
同			沼 川	同 大字声問村字沼川2529番地	同 大字声問村字沼川、字曲淵、字樺岡、字川西、字川南、字開進、字上豊別、字下豊別、字上声問、字天興及び字曙
同			宗 谷	同 大字宗谷村字宗谷84番2	同 大字宗谷村字宗谷、字増幌、字富磯及び字清浜
同			宗谷岬	同 宗谷岬5番21号	同 宗谷岬並びに大字宗谷村字珊瑚内、字峰岡及び字豊岩
同			鬼志別	宗谷郡猿払村鬼志別東町25番地	宗谷郡猿払村鬼志別東町、鬼志別西町、鬼志別南町、鬼志別北町、小石、豊里、猿払、上猿払、浜猿払、芦野、浅茅野、浅茅野台地及び狩別
同			知来別	同 知来別4690番地36	同 知来別及び浜鬼志別並びに稚内市大字宗谷村字東浦
同			沓 形	利尻郡利尻町沓形字泉町335番地	利尻郡利尻町沓形
同			仙法志	同 仙法志字本町90番地	同 仙法志
同			鴛 泊	同 利尻富士町鴛泊字栄町156番地11	同 利尻富士町鴛泊字野塚、字雄忠志内、字湾内、字港町、字本町、字栄町、字富士野、字富士岬、字本泊及び字大磯

同		利尻空港		同 利尻富士町鴛泊字本泊1143番地利尻空港ターミナルビル内	空港施設一円
同			鬼 脇	同 鬼脇字鬼脇262番地	同 鬼脇
同			香 深	礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ700番地	礼文郡礼文町大字香深村および大字船泊村字ウエンナイ
同			船 泊	同 大字船泊村字ヲションナイ310番地の1	同 大字船泊村（字ウエンナイを除く。）
旭川方面 富良野警察署	駅 前			富良野市日の出町2番10号	富良野市朝日町、本町、若松町、日の出町、幸町、末広町、栄町、若葉町、緑町、扇町、南町、春日町、東町、弥生町、桂木町、新富町、西町、花園町、錦町、新光町、住吉町、瑞穂町、東麻町、西麻町、南麻町、北麻町、北の峰町、北斗町、字東学田二区、字西学田二区、字学田三区、字清水山、字島ノ下、字富問、字下御料、字中御料、字上御料、字下五区、字中五区、字上五区、字布部市街地、字布部石綿、字布部1、字西扇山、字南扇山、字北扇山、字北大沼、字南大沼、字東鳥沼、字東鳥沼新生、字西鳥沼及び字八幡丘
同			麓 郷	同 字麓郷市街地の5	同 字麓郷市街地、字東麓郷、字西麓郷、字南麓郷、字北麓郷、字ベベルイ、字東布礼別、字西布礼別、字南布礼別、字北布礼別、字中布礼別、字布礼別市街地、字富丘更正、字東富丘及び字西富丘
同			山 部	同 山部東町2番23号	同 山部北町、山部東町、山部中町、山部南町、山部西町及び字山部
同			東 山	同 字東山5063番地	同 字東山、字老節布、字平沢及び字西達布
同	上富良野			空知郡上富良野町宮町1丁目1番34号	空知郡上富良野町
同			中富良野	同 中富良野町本町6番45号	同 中富良野町

同			幾 寅	同 南富良 野町字 幾 寅 744番地 3	同 南富良野町字幾寅及び字東鹿越
同			落 合	同 字 落 合 1180番地 4	同 字落合及び字北落合
同			金 山	同 字 金 山 1119番地の 5	同 字金山及び字下金山
同			占 冠	勇払郡占冠村 字中央	勇払郡占冠村
旭川方面 深川警察 署	駅 前			深川市 1 条 9 番16号	深川市 1 条から 9 条まで、開西町及び 新光町の 1 丁目から 3 丁目まで、北光 町 1 丁目の一部（界川以南）、一已町 字一已の一部（大鳳川から北海道旅客 鉄道株式会社函館本線までの通称 5 丁 目通以西（通称五月及び通称共進を除 く。）、大鳳川以北の通称 2 丁目通以 西及び北海道旅客鉄道株式会社函館本 線以南）、太子町、錦町、錦町北、錦 町西、西町、文光町、緑町並びに深川 町字メム及び深川町字オーホ
同			稲 田	同 音江町 字稲田1616番 地 1	同 音江町字稲田、音江町字向陽、 音江町字豊泉（通称26部落を除く。） 及び音江町字広里の一部（通称27部落 及び通称28部落）
同			音 江	同 音江町 2 丁目 5 番37 号	同 音江町 1 丁目及び 2 丁目、広里 町 1 丁目から 5 丁目、音江町字音江、 音江町字国見（通称14部落を除く。）、 音江町字豊泉の一部（通称26部落）並 びに音江町字広里（通称27部落及び通 称28部落を除く。）
同			更 進	同 音江町 字更進762番 地 2	同 音江町字内園、音江町字菊丘、 音江町字国見の一部（通称14部落）、 音江町字更進及び音江町字吉住
同			納 内	同 納内町 2 丁目13番 1 号	同 納内町 2 丁目及び 3 丁目、納内 町北、納内町グリーンタウン並びに納 内町字納内
同			一 已	同 北光町 2 丁目 8 番38 号	同 稲穂町 1 丁目及び 2 丁目、北光 町 1 丁目（界川以北）、2 丁目及び 3 丁目、あけぼの町並びに一已町字一已 の一部（大鳳川以北の通称 2 丁目通以 東、大鳳川から北海道旅客鉄道株式会 社函館本線までの通称 5 丁目通以東並 びに通称五月及び通称共進）
同			多度志	同 多度志 1220番地	同 宇摩、多度志、多度志南及び湯 内

同			鷹 泊	同 鷹 泊 386番地	同 ウツカ、鷹泊及び幌内
同	沼田警察 庁舎			雨竜郡沼田町 北1条6丁目 1番2号	雨竜郡沼田町旭町1丁目から4丁目まで、北1条3丁目から6丁目まで、本通1丁目から6丁目まで、南1条1丁目から7丁目まで、西町、緑町並びに字浅野、字浅野官有地、字旭町、字恵比島、字恵比島鉄道用地、字昭和官有地、字沼田、字北竜、字幌新、字幌新官有地及び字真布
同			雨 竜	同 雨竜町 字満寿33番地 27	同 雨竜町
同			妹背牛	同 妹背牛 町字妹背牛 417番地8	同 妹背牛町
同			秩父別	同 秩父別 町1875番地の 1	同 秩父別町
同			共 成	同 沼田町 字共成212番 地の2	同 沼田町字共成、字更進、字高穂及び字東予
同			和	同 北竜町 字和27番地7	同 北竜町字板谷、字恵岱別、字西川、字三谷、字和及び字竜西
同			碧 水	同 字碧水15番地 2	同 字岩村、字美葉牛及び字碧水
旭川方面 留萌警察 署	幸 町			留萌市幸町3 丁目12番地の 3	留萌市寿町、大町及び港町の1丁目から3丁目まで、本町、幸町、錦町及び宮園町の1丁目から4丁目まで、明元町1丁目から6丁目まで、瀬越町、平和台、沖見町1丁目から6丁目まで、見晴町1丁目から7丁目まで、礼受町並びに浜中町
同	駅 前			同 栄町1 丁目3番28号	同 船場町、堀川町、東雲町、泉町、元川町及び緑ヶ丘町の1丁目及び2丁目、栄町、開運町及び旭町の1丁目から3丁目まで、末広町、住之江町及び千鳥町の1丁目から4丁目まで、花園1丁目から5丁目まで並びに野本町、高砂町及び五十嵐町の1丁目から3丁目まで
同			幌 糠	同 大字留 萌村字幌糠 1941番地	同 大字留萌村字幌糠、字峠下、字藤山、字奥幌糠、字水車の沢、字スプリマオマナイ、字ポレルルモッペ及び字チバベリ
				同 元町5	同 元町1丁目から5丁目まで、春

同			港 北	丁目89番地の1	日町1丁目から3丁目まで、三泊町及び塩見町
同			潮 静	同 潮静3丁目146番地	同 大和田1丁目から3丁目まで、潮静及び南町の1丁目から4丁目まで、大字留萌村並びに大字留萌村字アイトシナイ、字エトウエンベツ沢、字エラウシナイ、字川上、字ヌプリケシユオマップ、字ポロユートロマップ、字ポロユードルマップ、字メンコ、字ユードロ、字ユードロマップ、字留萌、字ルモイ及び字留萌原野
同			小 平	留萌郡小平町字小平町129番地の11	留萌郡小平町字小平町、字花岡、字臼谷、字本郷、字岐富、字平和、字富里、字豊平、字桑園、字菊岡、字沖内、字豊岡、字住吉、字寧楽、字達布、字滝下及び字川上
同			鬼 鹿	同 字鬼鹿広富242番地の1	同 字大楸、字鬼鹿富岡、字鬼鹿秀浦、字鬼鹿広富、字鬼鹿港町、字鬼鹿田代、字鬼鹿元浜、字鬼鹿千松及び字鬼鹿豊浜
同			増 毛	増毛郡増毛町暑寒町1丁目6番地	増毛郡増毛町南永寿町1丁目から3丁目まで、稲葉町1丁目から4丁目、弁天町、永寿町、畠中町及び暑寒町の1丁目から5丁目まで、南畠中町及び南暑寒町の1丁目から9丁目まで、稲葉海岸町、港町、栄町、暑寒海岸町、野塚町、七源町、畠中北町、見晴町、箸別、中歌、暑寒沢並びに湯の沢の一部
同			別 苧	同 別苧41番地の17	同 別苧、岩尾、岩老及び雄冬
同			舎 熊	同 舎熊342番地	同 阿分、御料、信砂、舎熊及び湯の沢
旭川方面 羽幌警察 署	北 大 通			苫前郡羽幌町北大通2丁目7番地1	苫前郡羽幌町南1条から南7条までの1丁目から6丁目まで、南大通1丁目から6丁目まで、北1条から北6条までの1丁目から4丁目まで、北大通り1丁目から4丁目まで、港町1丁目から6丁目まで、浜町1丁目から5丁目まで、字曙、字朝日、字上築、、字上羽幌南町、北町、、寿町、幸町、字汐見、字平、字高台、字築別、字築別炭砦、字中央、字羽幌砦、緑町及び南町
同			苫 前	同 苫前町字苫前236番地の2	同 苫前町字苫前、字三豊、字栄浜、字豊浦、字興津、字昭和、字旭、字香川、字力昼、字上平
同			古丹別	同 字古丹別9線	同 字長島、字古丹別、字九重、字三溪、字岩見、字小川、字東川

					及び霧立
同			初山別	同 初山別 村字初山別 105番地1	同 初山別村
同			焼尻	同 羽幌町 大字焼尻字東 浜	同 羽幌町大字焼尻
同			天売	同 大字天売字和 浦	同 大字天売
旭川方面 天塩警察 署	署所在地			天塩郡天塩町 新栄通9丁目 1466番地の 116	天塩郡天塩町（字オノプナイおよびウ ブシの一部を除く。）
同			幌延	同 幌延町 宮園町	同 幌延町1条から6条まで、元 町、栄町、宮園町、東町、字幌延、字 上幌延、字開進、字北浦、字浜里およ び字下沼
同			問寒別	同 字問寒別31番 地	同 字問寒別、中間寒および 上問寒
同			雄信内	同 天塩町 字オノプナイ	同 字オノプナイおよびウブ シの一部ならびに幌延町字雄興
同			豊富	同 豊富町 字上サロベツ	同 豊富町字上サロベツの一部（通 称豊富市街、東豊富、徳満、落合、福 永、南豊富、中豊富、西豊富および豊 富温泉）、字メナシベツの一部（通称 9線以南、豊徳および稚咲内）および 字下エベコロベツ
同			兜沼	同 字上サロベツ 西14線	同 字上サロベツの一部（通 称兜沼市街、芦川および開源）、アチャ ルベシベおよびメナツベシの一部（通 称9線以北）
同			遠別	同 遠別町 字本町4丁目	同 遠別町
釧路方面 釧路警察 署	富士見			釧路市富士見 1丁目1番9 号	釧路市幣舞町、富士見1丁目から3丁 目まで、柏木町、千代ノ浦、宮本1丁 目及び2丁目、弥生1丁目及び2丁 目、浦見1丁目から8丁目まで、南大 通及び大町の1丁目から8丁目まで、 入船3丁目から7丁目まで、米町1丁 目から4丁目まで、港町、知人町並び に弁天ヶ浜
同	城山			同 城山1 丁目118番3 号	同 城山、鶴ヶ岳及び住吉の1丁目 及び2丁目、緑ヶ岡1丁目、2丁目、 4丁目及び6丁目、貝塚1丁目から4 丁目まで、大川町、千歳町、材木町並

					びに春湖台
同	栄町			同 栄町6丁目9番1	同 北大通1丁目から8丁目まで、錦町2丁目から5丁目まで、黒金町6丁目から8丁目まで、栄町及び末広町の1丁目から9丁目まで、川上町2丁目から10丁目まで、幸町及び浪花町の3丁目から8丁目まで、旭町、南浜町の一部（1番から5番まで）
同	駅前			同 北大通14丁目1番4	同 北大通、川上町11丁目、栄町10丁目から12丁目まで、末広町10丁目から14丁目まで、黒金町及び幸町の9丁目から14丁目まで、浪花町9丁目から13丁目まで、寿1丁目から4丁目まで、海運1丁目から3丁目まで、南浜町の一部（6番から10番まで）、仲浜町、浜町並びに宝町
同	川北通			同 新富町9番17号	同 松浦町、中島町、花園町、堀川町、双葉町、新富町、川北町、新釧路町、入江町及び光陽町
同	共栄			同 共栄大通5丁目2番17号	同 共栄大通1丁目から9丁目まで、春日町、若草町、若竹町、新川町、住之江町、駒場町、川端町、新橋大通1丁目から9丁目まで、柳町、暁町、治水町、新栄町、中園町、豊川町、白金町、若松町及び喜多町
同	鳥取			同 鳥取大通2丁目2番57号	同 鳥取大通1丁目から6丁目まで、鳥取南2丁目から6丁目まで、鳥取北3丁目から5丁目まで、新富士1丁目から6丁目まで、西港1丁目から4丁目まで
同	昭和			同 昭和南5丁目33番17号	同 昭和北1丁目から3丁目まで、昭和中央1丁目から6丁目まで、昭和南3丁目から6丁目まで、昭和町1丁目から4丁目まで、昭和、安原、北園1丁目及び北園
同	鳥取西			同 星が浦大通3丁目1番41号	同 鳥取大通7丁目から9丁目まで、鳥取南7丁目及び8丁目、鳥取北6丁目から10丁目まで、星が浦大通1丁目から5丁目まで、星が浦北1丁目から5丁目まで、星が浦南1丁目から6丁目まで、鶴野東1丁目から5丁目まで、中鶴野並びに鶴野
同	望洋			同 桜ヶ岡1丁目5番30号	同 桜ヶ岡1丁目の一部（1番から10番まで及び13番から30番まで）、春採1丁目から8丁目まで、興津1丁目から4丁目まで、興津5丁目の一部（1番及び3番から30番まで）、緑ヶ岡3

					丁目、緑ヶ岡5丁目、鶴ヶ岱3丁目並びに紫雲台
同		空 港		同 鶴丘2の2 釧路空港ビル内	空港施設一円
同	武 佐			同 武佐4丁目28番2号	釧路市武佐1丁目から5丁目まで
同	桜ヶ岡			同 桜ヶ岡5丁目5番7号	同 益浦1丁目から4丁目まで、桜ヶ岡1丁目の一部(11番及び12番)、桜ヶ岡3丁目から6丁目まで及び興津5丁目の一部(2番)
同	大 楽 毛			同 大楽毛5丁目8番20号	同 大楽毛1丁目から5丁目まで、大楽毛西、大楽毛北の1丁目及び2丁目、大楽毛南1丁目から南5丁目まで、大楽毛、北斗、音羽、新野、美濃、鶴丘、山花、駒牧、桜田並びに青山
同	愛 国			同 愛国西1丁目12番4号	同 愛国、愛国東1丁目から東4丁目まで、愛国西1丁目から西4丁目まで、芦野1丁目から5丁目まで、文苑1丁目から4丁目まで、東川町及び古川町
同	美 原			同 美原4丁目1番1号	同 美原1丁目から5丁目まで及び広里
同			白 樺	同 白樺台2丁目24番1号	同 白樺台1丁目から7丁目まで、桜ヶ岡7丁目及び8丁目、桂恋、三津浦並びに高山
同			阿 寒	同 阿寒町富士見2丁目9番1号	同 富士見、旭町、北町及び北新町の1丁目から3丁目まで、仲町、新町の1丁目及び2丁目、中央1丁目から4丁目まで、ウエンベツ、オトンベツ、舌辛の一部、舌辛原野10線から25線まで、舌辛原野17線新から22線新まで、舌辛原野20線号外から22線号外まで、舌辛原野20線北及び21線北、舌辛原野増区画20線及び21線、ツチャップ、ユッパナイ、ニニシベツ、ニニシベツ原野16線から27線まで(20線欠)並びにニニシベツ原野
同			徹 別	同 阿寒町徹別市街地本通2丁目6番地1	同 飽別、飽別原野基線、飽別原野東1線、オリヨマップ、オンネナイ、オンネナイ原野、サイヤナイ、舌辛の一部、舌辛原野26線、舌辛原野甲22線及び23線、舌辛原野22線北及び23線北、下徹別市街、徹別、徹別原野、徹別原野25線から59線まで、徹別市街地本通1丁目から3丁目まで、中

					徹別、ニニシベツ原野28線から47線まで（45線欠）、ペンケナイ、ワッカタンネナイ、シアンヌの一部（白水川以南）、シュンクシタカラ、フプシュナイ並びに雄別
同			阿寒湖畔	同 阿寒町 阿寒湖温泉2丁目1番13-1号	同 阿寒湖温泉1丁目から6丁目まで、シアンヌの一部（白水川以北）、シュリコマベツ、チクショベツ、ルベシベ及びオクルシュベ
同	桂			釧路郡釧路町 桂5丁目1番地	釧路郡釧路町光和1丁目から8丁目まで、新開及び北見団地の1丁目から7丁目まで、北都及び豊美の1丁目及び2丁目、木場1丁目から3丁目まで、桂1丁目から5丁目まで、若葉、睦、桂木及び国誉の1丁目から6丁目まで、中央1丁目から10丁目まで、曙1丁目から4丁目まで、雪裡、富原並びに雁来
同	遠 矢			同 釧路町 河畔7丁目52番2	同 遠矢、河畔、南陽台、鳥通西及びよし野の1丁目から10丁目まで、鳥通東1丁目から9丁目まで、鳥里、遠野南、柏東及び柏西の1丁目から7丁目まで、わらび1丁目から4丁目まで、緑1丁目から6丁目まで、釧望台1丁目及び2丁目、字達古武、字イワボッケ、字トリトウシ原野、字床丹、字トリトウシ、字遠野、字別保原野の一部（町道床丹5号線以北）並びに字別保の一部（108番）
同			別 保	同 釧路町 別保2丁目7番地	同 別保1丁目から10丁目まで、別保東1丁目及び2丁目、別保南1丁目から5丁目まで、字別保（108番を除く。）、字上別保原野、字別保原野の一部（町道床丹5号線以南）、字オビラシケ、字モセウシナイ、字フタカウベ、字ムサ並びに字遠野原野
同			昆布森	同 昆布森 3丁目68番	同 大字昆布森村、跡永賀村および仙鳳跡村
同			鶴 居	阿寒郡鶴居村 鶴居西4丁目3番地	阿寒郡鶴居村
					白糠郡白糠町西1条北及び東1条北から東3条北までの1丁目から11丁目まで、西1条南及び東1条南の1丁目から4丁目まで、西2条北6丁目から11丁目まで、西2条南3丁目、西3条北1丁目から11丁目まで（3丁目から6

同	白 糠		白糠郡白糠町 東2条南2丁 目2番地	丁目まで欠)、西4条北から西6条北まで及び東3条南の1丁目及び2丁目、東2条南、刺牛及び岬の1丁目から3丁目まで、上茶路乙西、上茶路乙東及びチャロ西の1線及び2線、上茶路増画東、上茶路東及び茶路東の1線南、上茶路東、茶路西及び茶路東の1線から3線まで、上茶路東1線北、上茶路西1線から5線まで、茶路、茶路基線西及びチャロ東の1線、茶路西1線西2線、イワイト、エヨロシ、オオナイ、上茶路、上茶路基線、上茶路基線北、上茶路基線南、上茶路増基線、カリシヨ、カリソ、キナチャシナイ、キラコタン、刺牛、シユウトナイ、白糠、シラヌカ、白糠甲区、石炭崎、タンタカ、茶路、チャロ、チャロ乙区、茶路基線、茶路基線新、茶路増画基線、チャロ丁区、チャロ丙区、泊、ヌイベツ、ノイベツ、ポンビラ、マカヨ、マサルカ、ルークシチャロ、和天別、和天別乙区、和天別甲区並びに和天別丙区
同			同 庶路 庶路1丁目3 番地33	同 西庶路東3条北1丁目から5丁目まで、西庶路東3条南1丁目から4丁目まで、恋問1丁目から6丁目まで、工業団地1丁目から4丁目まで、庶路1丁目及び2丁目、庶路宮下1丁目から7丁目まで、庶路東1線から4線まで、ショロ東1線及び2線、大楽毛、オタノシケ、オニヨップ、オレウケナイ、コイトイ、コイトヒ、下庶路市街、庶路、庶路乙区、庶路基線の一部(庶路川以東)、庶路甲区、庶路丙区、庶路マサルカ、タン子ニー、チノミ、トーパラベツ、トチビヤニウシ、泊別並びにフラサカオマナイ
同			同 西庶路 西庶路東1条 北2丁目1番 地1	同 西庶路西1条北、西庶路東1条北及び西庶路東2条北の1丁目から5丁目まで、西庶路西1条南、西庶路西2条南、西庶路東1条南及び西庶路東2条南の1丁目から4丁目まで、西庶路西2条北及び西庶路西5条南の1丁目及び2丁目、西庶路西3条北1丁目、西庶路西3条南及び西庶路西4条南の1丁目から3丁目まで、西庶路学園通1丁目、庶路西1線及び5

					線、ショロ西2線、オシツクシ、上庶路、上庶路基線、上庶路甲区、ショロ、庶路基線の一部（庶路川以西）、ショロ基線、滝の上、タン子ナイ、タンネナイ、タンネニー、チカヨップ、チブタナイ、チブタナイ並びにパナアンソーポコマナイ
同			音 別	釧路市音別町 中園1丁目 155番地	釧路市音別町
釧路方面 厚岸警察 署	署所在地			厚岸郡厚岸町 真栄1丁目7 番地	厚岸郡厚岸町真栄及び山の手の1丁目から3丁目まで、住の江、宮園、白浜及び門静の1丁目から4丁目まで、太田1の通りから太田9の通りまで、糸魚沢、太田北、太田宏陽、太田西、太田東、太田南、大別、光栄、サツテベツ、サンヌシ、セタニウシ、チライカリベツ、トライベツ、別寒辺牛並びに若松
同	本 町			同 奔渡1丁目1 番地	同 奔渡1丁目から7丁目まで、港町1丁目から5丁目まで、松葉及び若竹の1丁目から4丁目まで、湾月1丁目から3丁目まで、有明及び梅香の1丁目及び2丁目、愛冠、御供、神岩、小島、大黒島、筑紫恋、東梅、登喜岱、床潭、ホロニタイ並びに末広
同			尾 幌	同 厚岸町 尾幌280番地	同 尾幌、沖万別、乙幌、片無去、上尾幌、苫多、敏内、来別及びルークシュポール
同			霧多布	同 浜中町 霧多布西2条 1丁目62番地	同 浜中町霧多布西1条から西3条までの1丁目及び2丁目、霧多布西4条1丁目、霧多布東1条から東3条までの1丁目及び2丁目、霧多布東4条1丁目、暮帰別西1丁目から3丁目まで、暮帰別東1丁目から3丁目まで、新川東1丁目及び2丁目、新川西1丁目、丸山散布1丁目及び2丁目、一番沢、大津屋沢、北の沢、霧多布湿原、鯨浜、嶮暮帰、小島、榊町、榊町西、三番沢、後静、新川、湯沸、道有林、仲の浜、二番沢、走古潭、火散布、琵琶瀬、丸山散布、藻散布、養老散布、四番沢並びに渡散布
					同 浜中桜北、浜中桜東、浜中桜南、浜中桜西、浜中東1線から6線まで、浜中東、浜中西1線から3線まで、浜中基線、熊牛東1線から6線

同			浜 中	同 浜中桜北122番地	まで、熊牛西1線から3線まで、姉別1丁目から3丁目まで、熊牛基線、姉別北1線から3線まで、姉別北、姉別南1線から8線まで、姉別南、姉別緑栄、姉別基線、羨古丹、恵茶人、仙鳳趾、幌戸、奔幌戸、貰人、赤泊及び厚陽
同			茶 内	同 茶内橋北東41番	同 茶内橋北東、茶内橋北西、茶内旭及び茶内若葉の1丁目から3丁目まで、茶内東1線から6線まで、茶内西1線から17線まで、茶内西、茶内栄、茶内緑、茶内本町、茶内基線、円朱別西3線から10線まで、西円朱別西14線から27線まで並びに六番沢
釧路方面 弟子屈警察署	署所在地			川上郡弟子屈町字弟子屈	川上郡弟子屈町の一部（字川湯、跡佐登、美留和および仁伏を除く。）
同			川 湯	同 字川湯	同 字川湯、跡佐登、美留和および仁伏
同			標 茶	同 標茶町 字標茶546番地5	同 標茶町字標茶、字ルラン、字中オソベツ原野、字上オソベツ原野、字オソベツ原野、字沼幌原野、字シロンド、字中オソツベツ、字オソツベツ、字ヌマオロ、字コムケツブ、字標茶開運橋向、字多和、字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字中チャンベツ原野、字オモチヤリ、字ヌビナイ、字雷別、字下チャンベツ、字中チャンベツおよび字チャンベツ
同			塘 路	同 字塘路原野北7番24番地	同 字塘路、塘路原野、クチヨロ原野、コツタロ原野、サルボ、シラルトロエトロ、通称茅沼、阿歴内、阿歴内原野、クチヨロ、ウライヤ、マサヤノシマ、中久著呂市街およびコツタロ
同			磯分内	同 字熊牛原野15線西1番地	同 字熊牛原野、通称磯分内、小林部落、乙西および上磯分内、字ヌツパシユナイ、虹別原野、虹別市街、プライクニ、虹別ならびにシワンベツ
釧路方面 根室警察署	明 治			根室市明治町2丁目16番地2	根室市鳴海町1丁目から4丁目まで、駒場町、光洋町、明治町、朝日町及び琴平町の1丁目から3丁目まで（光洋町2丁目については1番地から15番地まで）、汐見町、有磯町、千島町、弁天町及び北浜町の1丁目及び2丁目、曙町、宝町、栄町、月見町、海岸町、

					牧之内並びに弁天島
同	桜橋			同 弥生町 2丁目4番地	同 本町1丁目から5丁目まで、松ヶ枝町、花咲町、梅ヶ枝町、緑町、常盤町及び清隆町の1丁目から3丁目まで、弥栄町及び弥生町の1丁目及び2丁目、平内町、北斗町、定基町及び松本町の1丁目から4丁目まで、岬町1丁目から5丁目まで、花園町1丁目から9丁目まで、西浜町7丁目から10丁目まで、穂香、幌茂尻並びに温根沼
同	駅前			同 光和町 2丁目7番地	同 光和町、大正町及び幸町の1丁目から3丁目まで、昭和町及び宝林町の1丁目から4丁目まで、月岡町1丁目、西浜町1丁目から6丁目まで、敷島町1丁目及び2丁目並びに東和田
同			厚床	同 厚床1 丁目36番地	同 川口、初田牛、湖南、槍昔、明郷、厚床1丁目及び2丁目、西厚床、東厚床、春国岱、酪陽並びに東梅
同			花咲	同 花咲港 164番地3	同 花咲港、光洋町2丁目の一部(16番地から34番地まで)、4丁目及び5丁目、宝林町5丁目、月岡町2丁目並びに桂木
同			落石	同 落石東 392番地	同 昆布盛、浜松、落石東、落石西、別当賀、西和田および長節
同			齒舞	同 齒舞4 丁目40番地1	同 友知、双沖1丁目及び2丁目、豊里並びに齒舞1丁目から5丁目まで
同			納沙布	同 納沙布 33番地8	同 納沙布、瑠瑠瑠1丁目から3丁目まで及び温根元
					標津郡中標津町大通北、大通南及び西1条南の1丁目から4丁目まで、西2条南1丁目から6丁目まで(5丁目欠)、西3条南及び西4条南の1丁目から5丁目まで、西5条南から西8条南までの1丁目から11丁目まで(6丁目欠)、西9条南1丁目から11丁目まで(2丁目及び6丁目欠)、西10条南5丁目から10丁目まで、西11条南5丁目から9丁目まで、西1条北1丁目から3丁目まで、西2条北1丁目から4丁目まで、西3条北から西9条北までの1丁目から11丁目まで(西9条北は2丁目欠)、西10条北1丁目から12丁目まで(2丁目欠)、西11条北及び西12条北の3丁目から14丁目まで、東1条南1丁目から15丁目まで、西13条北及び西14条北の4丁目から14丁目まで、東2条南から東19条南までの1丁

<p>釧路方面 中標津警 察署</p>	<p>中 央</p>			<p>標津郡中標津 町東10条南1 丁目1番地4</p>	<p>目から11丁目まで（東3条南及び東4条南の2丁目及び3丁目欠、東8条南7丁目及び8丁目欠、東9条南及び東10条南の2丁目欠、東12条南1丁目、2丁目及び7丁目欠並びに東18条南7丁目欠）、東20条南から東25条南までの1丁目から6丁目まで（東20条南及び東21条南の4丁目欠、東22条南3丁目欠、東23条南及び東25条南の2丁目欠並びに東24条南1丁目及び2丁目欠、東1条北1丁目から4丁目まで、東2条北から東5条北までの1丁目から3丁目まで、東6条北1丁目及び2丁目、東7条北から東11条北までの1丁目から11丁目まで（東8条北2丁目及び3丁目欠、東11条北3丁目欠）、東12条北5丁目から11丁目まで、東13条北の1丁目から11丁目まで（2丁目及び3丁目欠）、東14条北の1丁目から6丁目まで（2丁目及び3丁目欠）、東15条北及び東16条北の1丁目及び3丁目から6丁目まで、東17条北1丁目から6丁目まで、東18条北の1丁目から6丁目まで（5丁目欠）、東19条北及び東20条北の1丁目から5丁目まで、東21条の北1丁目及び北3丁目から北5丁目まで、東22条北から東25条北までの1丁目から6丁目まで（東25条北3丁目欠）、東26条北及び東27条北の1丁目及び2丁目、北町、桜ヶ丘及び並美ヶ丘1丁目及び2丁目、丸山1丁目から4丁目まで、西町1丁目から5丁目まで、字中標津、字俵橋、字武佐、字開陽、字俣落、字当幌、字豊岡並びに字協和</p>
<p>同</p>		<p>空 港</p>		<p>同 字中標津1847 番地3中標津 空港ターミナ ルビル内</p>	<p>空港施設一円</p>
<p>同</p>			<p>計根別</p>	<p>同 計根別本通 西2丁目2番 地</p>	<p>標津郡中標津町計根別、字計根別、字西竹、字上標津及び字養老牛並びに野付郡別海町本別</p>
					<p>野付郡別海町別海西本町、別海、別海旭町、別海川上町、別海寿町、別海新栄町、別海鶴舞町、別海常盤町、別海</p>

同			別海	野付郡別海町別海西本町56番地	緑町、別海宮舞町、上風連、中西別の一部（中西別19番地の7、40番地の6及び46番地の1を結ぶ線以西を除く）、中西別朝日町、中西別光町、中西別本町、中西別緑町、本別海、奥行、床丹の一部（床丹川以南）及び走古丹
同			中春別	同 中春別東町90番地	同 中春別の一部（中春別23番地の2及び268番地の8を結ぶ線以西）、美原及び豊原
同			西春別駅前	同 西春別駅前寿町101番地	同 西春別の一部（西春別57線零号以北）及び泉川
同			西春別	同 西春別幸町55番地2	同 西春別の一部（西春別57線零号以南）、中西別の一部（中西別19番地の7、40番地の6及び46番地の1を結ぶ線以西）及び矢白別
同			上春別	同 上春別南町24番地の1	同 上春別及び大成
同			標津	標津郡標津町北1条西1丁目1番20号	標津郡標津町北1条から北10条までの東1丁目、北1条西1丁目から西6丁目まで、北2条から北5条までの西1丁目から西5丁目まで、北6条西1丁目から西4丁目まで、北7条西1丁目及び西2丁目、北8条から北10条までの西1丁目、南1条から南8条までの東1丁目、南1条西1丁目から西6丁目まで、南2条西1丁目から西5丁目まで、南3条西1丁目から西4丁目まで、南4条西1丁目から西3丁目まで、南5条及び南6条の西1丁目から西4丁目まで、南7条西1丁目から西3丁目まで、南8条西1丁目及び西2丁目、字標津、字茶志骨並びに字伊茶仁
同			川北	同 字川北2460番地134	同 字川北及び字古洞
同			薫別	同 字薫別	同 字薫別、字忠類、字古多糖及び字崎無異
同			尾岱沼	野付郡別海町尾岱沼潮見町125番地	野付郡別海町尾岱沼、中春別の一部（中春別23番地の2及び268番地の8を結ぶ線以東）及び床丹の一部（床丹川以北）
同			羅白	目梨郡羅白町栄町100番地の83	目梨郡羅白町（松法町、知昭町、八木浜町、麻布町、春日町、峯浜通町及び幌萌町を除く。）

同			麻 布	同 麻布町108番地	同 松法町、知昭町、八木浜町、麻布町、春日町、峯浜町及び幌萌町
釧路方面 池田警察 署	署所在地			中川郡池田町 字西3条6丁目10	中川郡池田町字大通1丁目から7丁目まで、字南1丁目、字西1条及び字西2条の1丁目から11丁目まで、字西3条4丁目から9丁目まで、字東1条及び字東2条、字富岡、字昭栄、字旭町1丁目から6丁目まで、字清見、字様舞、字東台並びに字清見ヶ丘
同			利 別	同 字利別本町16番地の27	同 字利別、字利別西町、字利別本町、字利別東町、字利別南町、字豊田、字千代田、字青山及び字川合
同			高 島	同 字高島4番地の9	同 字高島、字近牛、字美加登、字常盤、字大森及び字信取
同			茂 岩	同 豊頃町 茂岩新和町12番地	同 豊頃町茂岩新和町、茂岩末広町、茂岩栄町、茂岩本町、茂岩、統内、背負、礼作別、農野牛、牛首別、二宮及び薄別
同			豊 頃	同 豊頃南町101番地の1	同 豊頃南町、豊頃旭町、豊頃佐々田町、中央新町、中央若葉町、北栄、育素多、十弗、十弗宝町、礼文内、豊頃及び幌岡
同			大 津	同 大津寿町34番地	同 大津元町、大津幸町、大津寿町、大津港町、安骨、旅来、長節、湧洞、大津及び打内
同			浦 幌	十勝郡浦幌町 字桜町16番地26	十勝郡浦幌町字本町、字緑町、字栄町、字新町、字桜町、字東山町、字幸町、字寿町、字住吉町、字南町、字北町、字末広町、字西町、字材木町、字宝町、字円山、字福山、字炭山、字常室、字常豊、字時和、字幾栄、字帯富、字瀬多来、字幾千世、字千歳町及び字留真並びに字万年の一部（浦幌川以東）
同			吉 野	同 字吉野116番地3	同 字稲穂、字平和、字吉野、字大平、字共栄、字統太、字生剛、字養老、字朝日、字愛牛、字トイツキ、字ヌタバツト、字ウツナイ、字ベツチヤロ、字ツツナイ、字下浦幌、字十勝太、字ラエベツプト、字十勝、字十勝太大通1丁目から東5丁目まで、字十勝太南1条1丁目から3丁目まで、字十勝太北2条東4丁目から6丁目まで、字昆布刈石の一部（昆布刈石ずい道以西）及び字万年の一部（浦

					幌川以西)
同			厚内	同 字厚内3条通 2丁目2番地	同 字厚内大通、字厚内大通 1丁目及び2丁目、字厚内1条通2丁 目から5丁目まで、字厚内2条通2丁 目から6丁目まで、字厚内3条通2丁 目から6丁目まで(3丁目及び4丁目 欠)、字厚内、字直別、字チャロ、字 ヲコツペ、字ヲトベ、字オタフンベ、 字チプ子オコツペ、字上厚内並びに字 昆布刈石の一部(昆布刈石ずい道以 東)
同			上浦幌	同 字宝生164番 地13	同 字川上、字栄穂、字貴老 路、字恩根内、字川流布、字宝生、字 合流、字相川、字富川、字美園及び字 活平
釧路方面 本別警察 署	署所在地			中川郡本別町 北1丁目4番 地の20	中川郡本別町北1丁目から北8丁目ま で、南1丁目から南4丁目まで、朝日 町、山手町、錦町、東町、向陽町、柏 木町、緑町、柳町、坂下町、栄町、新 町、弥生町、上本別、東本別、共栄、 仙美里、仙美里元町、西仙美里、美里 別及び西美里別(旧負箆及び旧螺運別 を除く。)
同			勇足	同 勇足元町4番 地3	同 勇足、勇足元町、西勇足、押 帯、美蘭別及び西美里別の一部(旧負 箆及び旧螺運別)
同	足寄			足寄郡足寄町 南7条1丁目 1番	足寄郡足寄町南1条から南3条までの 1丁目から5丁目まで、南4条及び南 5条の1丁目から6丁目まで、南6条 1丁目から7丁目まで、南7条1丁目 から4丁目まで、北1条及び北2条の 1丁目から4丁目まで、北3条及び北 4条の1丁目及び2丁目、北5条及び 北6条の1丁目、旭町1丁目から5丁 目まで、西町1丁目から9丁目まで、 下愛冠1丁目から4丁目まで、栄町及 び郊南の1丁目及び2丁目、美盛、常 盤、里美が丘、共栄町、新町、平和、 忠足寄並びに中矢の一部(通称花輪地 区を除く。)
同			螺湾	同 螺湾本 町53番地	同 螺湾、螺湾本町、上足寄本町、 上螺湾、上足寄、茂足寄及び稻牛
同			芽登	同 芽登本町114 番地	同 芽登、芽登本町、喜登 牛、茂喜登牛、美里別及び中矢の一部 (通称花輪地区)
同			上利別	同 上利別本町67	同 上利別本町、大誉地本 町、上利別、大誉地、白糸、鷲府及び

				番地	愛冠
同			陸 別	同 陸別町 東 3 条 3 丁目 4 番地	同 陸別町
釧路方面 帯広警察 署	西十七条			帯広市西17条 北 1 丁目 1 番 16号	帯広市西 4 条本通から西17条までの北 海道旅客鉄道株式会社根室本線以北十 勝川まで（西 4 条北 4 丁目並びに西 4 条橋から帯広川及びウツベツ川を經由 高倉橋に至る線以南を除く。）
同	東 四 条			同 東 4 条 南 9 丁目	同 東 2 条及び東 3 条の南11丁目以 北帯広川まで、東 4 条から東15条まで の北海道旅客鉄道株式会社根室本線以 北
同	駅 前			同 西 3 条 南12丁目 1 番 地 5	同 大通北 1 丁目、北 2 丁目及び南 1 丁目から南13丁目まで、東 1 条北 1 丁目、北 2 丁目及び南 1 丁目から南13 丁目まで、東 2 条北 1 丁目から北 3 丁 目まで、南 1 丁目及び南 2 丁目（帯広 川以西）並びに南12丁目から南14丁 目まで、東 3 条北 1 丁目（帯広川以北） から北 3 丁目まで及び南12丁目から南 15丁目まで、西 1 条北 1 丁目、北 2 丁 目及び南 1 丁目から南12丁目まで、西 2 条北 1 丁目から北 3 丁目まで及び南 1 丁目から南12丁目まで、西 3 条北 1 丁目から北 4 丁目まで及び南 1 丁目か ら南11丁目まで、西 4 条北 1 丁目から 北 3 丁目まで（西 4 条本通以東）及び 北 4 丁目から北 6 丁目まで、南 1 丁目 及び南 2 丁目（西 4 条本通以東）、南 3 丁目（西 4 条本通以西の帯広川以北 を除く。）並びに南 4 丁目から南10丁 目まで、西 5 条南 3 丁目（帯広川以南） から南 9 丁目まで、西 6 条南 3 丁目（帯 広川以南）から南 8 丁目まで、西 7 条 南 3 丁目（帯広川以南）及び南 4 丁目 から南 8 丁目まで、西 8 条南 4 丁目か ら南 6 丁目（ウツベツ川以東）及び南 7 丁目、西 9 条南 7 丁目（ウツベツ川 以東の北海道旅客鉄道株式会社根室本 線以北）、大川町並びに大通南14丁目、 東 1 条南14丁目及び南15丁目、東 2 条 南15丁目及び南16丁目、東 3 条南16丁 目、西 1 条南13丁目及び南14丁目、西 3 条南12丁目、西 4 条南11丁目、西 5 条南10丁目、西 6 条及び西 7 条の南 9 丁目並びに西 8 条南 8 丁目の一部（北

					海道旅客鉄道株式会社根室本線以北)
同	大通			同 大通南 21丁目6番地 1	同 西2条西仲通から札内川までの 北海道旅客鉄道株式会社根室本線から 南26丁目線
同	西五条			同 西5条 南15丁目	同 西6条から西12条までの南7丁 目から南9丁目まで(西11条南7丁目 及び南8丁目欠、北海道旅客鉄道株式 会社根室本線以北を除く。)、西3条から 西10条までの南10丁目から南12丁目 まで(北海道旅客鉄道株式会社根室本 線以北を除く。)、西3条から西10条ま での南13丁目から南17丁目まで、西3 条から西7条までの南18丁目から南23 丁目まで、西8条から西10丁目までの 南18丁目及び南19丁目、西10条南20丁 目、西3条から西12条までの南24丁目 から南26丁目まで、字緑ヶ丘3番地並 びに公園東町1丁目から5丁目まで
同	緑ヶ丘			同 緑ヶ丘 東通東47番	同 西10条西仲通及び緑ヶ丘公園東 端からウツベツ川、西16条南4丁目及 び西17条南6丁目の以南までの南26丁 目線以北及び通称自衛隊用地、通称旧 帯広空港用地
同	柏林台			同 西16条 南2丁目	同 西9条から西20条までの国道38 号線以南から南5線まで(西16条南4 丁目及び南5丁目並びに西19条及び西 20条の南3丁目から南5丁目までを除 く。)。ただし、西15条以东は北海道旅 客鉄道株式会社根室本線以南からウツ ベツ川以北まで
同	稲田			同 稲田町 南8線西14番 地33	同 南26丁目線及び南6線から川西 3号までの札内川から道道八千代線ま で(通称自衛隊用地東端まで)
同	大空			同 大空町 12丁目1番地	同 空港南町及び大空町
同	西帯広			同 西23条 南1丁目70番 地の1	同 西18条から西25条までの十勝川 から国道38号線まで及び西21条から西 25条までの国道38号線以南から南3線 まで(西21条及び西22条の南2丁目及 び南3丁目並びに西23条南3丁目を除 く。)
同	新緑通			同 西22条 南4丁目1番 地6	同 西19条から西25条までの南3丁 目から南6線まで(西24条及び西25条 の南3丁目を除く。)、西21条及び西22 条の南2丁目並びに自由が丘(通称自 衛隊用地及び旧帯広空港用地を除く。)

同			十勝川温泉	河東郡音更町十勝川温泉南12丁目1番地	河東郡音更町十勝川温泉、十勝川温泉北1丁目から北20丁目まで、十勝川温泉南1丁目から南20丁目まで、宝来南1条、宝来南2条、宝来本通及び宝来北1条から宝来北6条までの7丁目及び8丁目（ただし、宝来北5条及び宝来北6条の7丁目の音更川以西を除く。）、字東昭和の一部（3号以南）、字下士幌並びに字長流枝の一部（字東昭和3号と字長流枝18号を結ぶ線以南）
同	木野			同 木野大通東7丁目1番地	同 東通、新通及び大通の18丁目から20丁目まで、木野東通1丁目から5丁目まで、木野大通東及び木野大通西の1丁目から19丁目まで、木野西通4丁目から19丁目まで、南鈴蘭南、南鈴蘭北及び中鈴蘭南の1丁目から6丁目まで、共栄台東10丁目から13丁目まで、共栄台西11丁目から13丁目まで、中鈴蘭北5丁目及び6丁目、北鈴蘭南1丁目から5丁目まで、北鈴蘭北2丁目から5丁目まで、南住吉台の一部（7番地から12番地まで）、柳町北区、柳町仲区、柳町南区、緑陽台南区、緑陽台仲区、緑陽台北区、木野公園下町、鈴蘭公園、木野新町、中鈴蘭元町、字下音更、字音更の一部（1号以南）、なつぞら、字然別の一部（1号以南）、宝来南1条及び南2条の1丁目から6丁目まで、宝来西町南1丁目及び2丁目、宝来仲町北1丁目、宝来仲町南1丁目及び2丁目、宝来東町北1丁目、宝来東町南1丁目及び2丁目、宝来本通1丁目から6丁目まで（3丁目から5丁目まで欠）、宝来北1条及び宝来北2条の1丁目から6丁目まで、宝来北3条及び宝来北4条の4丁目から6丁目まで並びに宝来北5条及び宝来北6条の7丁目（音更川以西）
同			駒場	同 駒場北1条通2丁目2番地	同 駒場本通、駒場北1条通、駒場北2条通及び駒場南1条通の1丁目から5丁目まで、駒場南2条通から駒場南4条通まで、駒場北町、駒場平和台、駒場東、駒場西、駒場南、字駒場、字中士幌の一部（通称北武儀、通称北星及び通称南武儀）、字中音更、字西中音更、字南中音更、字上然別並びに十勝種畜牧場

同	音 更			同 大通11丁目3番地	同 大通北1丁目、新通北1丁目及び2丁目、大通及び新通の1丁目から17丁目まで、東通10丁目から17丁目まで、北明台、柏寿台、北陽台、桜が丘、桜が丘西、元町、住吉台、雄飛が丘、希望が丘、南住吉台の一部（1号以北）、字音更の一部（1号以北）、字東士狩、字万年、字高倉、字然別の一部（1号以北）、字東和の一部（3号以北）、字長流枝の一部（字東和3号と字長流枝18号を結ぶ線以北、字中士幌8号以南）並びに字中士幌の一部（西3線以西を除く8号以南）
同			幕 別	中川郡幕別町宝町53番地1	中川郡幕別町旭町、幸町、本町、錦町、寿町、南町、緑町、宝町、新町、字相川、字明野、字新川、字大豊、字軍岡、字猿別、字新和及び字豊岡
同			糠 内	同 字五位373番地	同 字糠内、字南勢、字美川、字中里、字駒畠、字弘和、字明倫、字五位及び字勢雄
同			忠 類	同 忠類白銀町165番地1	同 忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類元忠類、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成
同	札 内			同 札内中央町487番地	同 札内中央町、札内東町、札内西町、札内北町、札内新北町、札内北栄町、札内共栄町、札内桜町、札内稔町、札内豊町、札内暁町、札内堤町、札内桂町、札内若草町、札内青葉町、札内文京町、札内泉町、札内春日町、札内あかしや町、札内みずほ町、字千住、字依田、字日新、字途別、字古舞及び字栄
同			上士幌	河東郡上士幌町東3線237番地199	河東郡上士幌町字上士幌字居辺及び字上音更
同			糠 平	同 字糠平南区12番地	同 字黒石平、糠平、幌加および三股
同			士 幌	同 士幌町字士幌西2線160番59	同 士幌町字士幌、字下居辺、字ワツカクンネツプ、字イシヨツポおよび字ウリマク
同			中士幌	同 字中士幌西2	同 字中士幌、河東郡音更町字中士幌の一部（西3線以西を除く8

				線77番地	号以北)及び字長流枝の一部(8号以北)
同	芽室			河西郡芽室町東2条3丁目	河西郡芽室町本通1丁目から9丁目まで、東1条から東7条までの1丁目から10丁目まで、東8条3丁目から10丁目まで、東9条5丁目から10丁目まで、東10条から東12条までの10丁目、西1条から西5条までの1丁目から9丁目まで、西6条から西9条までの2丁目から9丁目まで、西10条及び西11条の6丁目及び7丁目、本通南1丁目から南5丁目まで、東1条から同3条までの南1丁目から南7丁目まで、東4条南1丁目から南4丁目まで(南3丁目を欠く。)、東6条南1丁目から南4丁目まで、東7条南1丁目及び南3丁目、西1条から西3条までの南1丁目から南5丁目まで、西4条南1丁目、芽室、祥栄、毛根、西士狩、平和、北明、新朝日、東芽室、上芽室、北芽室、中伏古、北伏古、新生並びに中美生の一部(通称中島及び西美生)
同			上美生	同上美生	同上美生、上美生、雄馬別、栄、上伏古、伏美、坂の上、渋山及び中美生の一部(通称常盤、菊水、博進及び中渋山)
同			大正	帯広市大正本町2丁目	帯広市大正本町、大正町、昭和町、愛国町、中島町、桜木町、以平町、泉町および幸福町
同			川西	同川西町基線57	同川西町、別府町、豊西町、基松町、富士町、美栄町、清川町、上帯広町、広野町、上清川町、大平町、八千代町、拓成町及び岩内町
同			中札内	河西郡中札内村大通北1丁目15番地	河西郡中札内村
同			更別	同更別村字更別南1線91番地129	同更別村
同		空港		帯広市泉町西9線中9番地28、帯広空港ターミナルビル内	空港施設一円
					上川郡新得町本通南及び1条南から5条南までの1丁目から7丁目まで、本通北1丁目から6丁目まで、1条北1

釧路方面 新得警察 署	署所在地			上川郡新得町 4条南6丁目 1番地の2	丁目及び2丁目、2条北から4条北ま での1丁目、西1条から西4条までの 南1丁目から南7丁目まで、西1条及 び西2条の北1丁目から北3丁目ま で、西3条及び西4条の北1丁目、元 町、栄町、拓鉄、字新得、字新内、字 上佐幌並びに字下佐幌
同			屈 足	同 屈足柏町1丁 目44番地1	同 屈足幸町及び屈足旭町の 1丁目から4丁目まで、屈足柏町及び 屈足緑町の1丁目から5丁目まで、屈 足旭町東1丁目から東4丁目まで、屈 足柏町東1丁目から東5丁目まで、屈 足幸町西1丁目から西4丁目まで、屈 足緑町西1丁目から西5丁目まで、屈 足南町並びに字屈足
同			鹿 追	河東郡鹿追町 新町1丁目42 番地	河東郡鹿追町東町、西町、北町、元 町、仲町、新町、泉町及び緑町の1丁 目から4丁目まで、南町1丁目から5 丁目まで、栄町1丁目及び2丁目、柏 ヶ丘、西笹川の一部（2番地の3及び 4番地の5）、鹿追南1線、南2線及 び北1線から北5線まで、鹿追基線、 笹川及び北鹿追の北6線から北9線ま で、上然別、美蔓並びに字幌内
同			瓜 幕	同 瓜幕西2丁目 5番地	同 瓜幕、東瓜幕、中瓜幕、 北瓜幕、瓜幕東、瓜幕西、瓜幕南、笹 川及び北鹿追の北10線から北15線ま で、西笹川の一部（2番地の3及び4 番地の5を除く。）、字ウリマク並び に字上幌内
同	清 水			上川郡清水町 南4条4丁目 2番地2	上川郡清水町北1条、南1条西及び本 通西の1丁目から10丁目まで、北1条 西1丁目から5丁目まで、北2条1丁 目から10丁目まで（9丁目欠）、北2 条西及び南2条西の1丁目から7丁目 まで、北3条1丁目から10丁目まで（8 丁目及び9丁目欠）、北3条西1丁目 から7丁目まで（4丁目及び5丁目 欠）、北4条1丁目から5丁目まで（2 丁目欠）、北4条西の1丁目から7丁 目まで（2丁目、4丁目及び5丁目欠）、 北5条4丁目及び5丁目、南1条、南 2条及び本通の1丁目から12丁目ま で、南3条及び南4条の1丁目から13 丁目まで、南3条西1丁目から6丁目 まで、南4条西1丁目から5丁目まで、 南5条1丁目から12丁目まで（5丁目

				及び7丁目欠)、南5条西3丁目から5丁目まで、南6条4丁目から12丁目まで(5丁目及び7丁目から9丁目まで欠)、南6条西4丁目、南7条6丁目から10丁目まで(8丁目欠)、南8条4丁目から10丁目まで(5丁目欠)、南9条及び南10条の6丁目から10丁目まで、字清水、字清水第1線から第12線まで、字清水東1線、字清水基線、字清水基線西、字清水西基線、字下佐幌、字下佐幌西1線から西5線まで、字下佐幌東1線から東3線まで、字下佐幌基線、字熊牛、字人舞、字美蔓、字美蔓西16線から西25線まで並びに上然別西25線及び西26線
同			御影	同 御影東1条3丁目 同 御影本通、御影西1条、御影西2条、御影東1条及び御影東3条の1丁目から5丁目まで、御影西3条及び御影東2条の1丁目から4丁目まで、御影東1条南から御影東3条南までの1丁目から3丁目まで、御影東4条の1丁目から6丁目まで、御影東5条及び御影東6条の1丁目から6丁目まで(2丁目及び3丁目欠)、御影東7条の1丁目から5丁目まで(2丁目及び3丁目欠)、御影東8条4丁目及び5丁目、字御影、字羽帯並びに字旭山
釧路方面 広尾警察 署	署所在地			広尾郡広尾町並木通東1丁目から東4丁目まで、並木通西1丁目から西4丁目まで、錦通北2丁目、錦通南2丁目から南4丁目まで、公園通北2丁目から北4丁目まで、公園通南2丁目から南4丁目まで、丸山通北1丁目から北7丁目まで、丸山通南1丁目から南9丁目まで、白樺通北1丁目から北4丁目まで、白樺通南1丁目から南4丁目まで、紅葉通北1丁目から北4丁目まで、紅葉通南1丁目から南4丁目まで、本通2丁目から13丁目まで、東1条5丁目から14丁目まで、東2条10丁目から12丁目まで、東3条11丁目及び12丁目、西1条1丁目から11丁目まで、西2条1丁目から11丁目まで、西3条2丁目から11丁目まで、西4条5丁目から10丁目まで、会所前1丁目から4丁目まで、会所通、陣屋、字茂

					寄、字広尾、字オソウシ、字茂寄幹線並びに字茂寄南1号
同			音調津	同 字音調津693番地の2	同 字ルベシベツ、モイケシ、タンネソ、ピタタヌンケ、音調津、美幌、エビニマイ、オナヲベツおよびフンベ
同			豊似	同 字豊似	同 字ラツコベツ、楽古、野塚、豊似、小紋別、トヨイベツ、カシユウンナイ、紋別、チシユウシ、エツキサイ、上トリボシマ、下トリボシマおよび島臼
同			大樹	同 大樹町西本通73番地の3	同 大樹町
北見方面 北見警察署	中央			北見市寿町3丁目1番12号	北見市寿町1丁目から6丁目まで、北斗町1丁目から3丁目まで、美芳町1丁目から10丁目まで、高栄東町1丁目から4丁目まで、緑ヶ丘1丁目から6丁目まで、北進町1丁目から7丁目まで、美山町東及び美山町西の1丁目から5丁目まで、美山町南1丁目から10丁目まで、番場町、清見町、花月町並びに昭和
同	駅前			同 大通東1丁目18番地2	同 大通東1丁目から東9丁目まで、大通西1丁目から西6丁目まで、北2条から北4条までの東1丁目から東9丁目まで、北1条及び北5条の東1丁目から東6丁目まで、北1条から北3条までの西1丁目から西6丁目まで、北4条から北6条までの西1丁目から西7丁目まで、北6条から北9条までの東1丁目から東4丁目まで、北7条西1丁目から西6丁目まで（西3丁目欠）、北8条西1丁目、北10条及び北11条の東2丁目から東4丁目まで、山下町1丁目から5丁目まで、常磐町1丁目から6丁目まで、幸町1丁目から8丁目まで、大町、公園町、高砂町、青葉町、三楽町、三住町、中央町、東陵町、文京町、柏陽町、曙町並びに並木町
同	南			同 南町1丁目15番地20	同 南町及び南仲町の1丁目から3丁目まで、中ノ島町1丁目から4丁目まで、泉町1丁目から4丁目まで、桜町1丁目から7丁目まで、春光町の1丁目、3丁目、5丁目及び7丁目、清月町、若松、川東、田端町並びに朝日

					町
同	西			同 東三輪 4丁目16番地 172	同 本町、桂町及び東三輪の1丁目から5丁目まで、緑町及び西三輪の1丁目から7丁目まで、卸町1丁目から3丁目まで、双葉町及び西富町の1丁目から4丁目まで、栄町1丁目から5丁目まで、中央三輪1丁目から9丁目まで、光西町、とん田西町、とん田東町、光葉町、花園町、新生町、川沿町、北央町、錦町、広明町、末広町、無加川町並びに北光
同	高 栄			同 高栄西 町7丁目98番 地760	同 高栄西町1丁目から10丁目まで、若葉1丁目から7丁目まで及び大正
同			小 泉	同 春光町 6丁目2番1 号	同 春光町の2丁目、4丁目、6丁目及び8丁目、ひかり野1丁目から8丁目まで並びに小泉
同			仁 頃	同 仁頃町 237番地1	同 仁頃町、大和、北陽、美里及び上仁頃並びに常呂郡端野町字豊美及び字北登
同			上常呂	同 上とこ ろ355番地33	同 上ところ、北上、常川、開成、南丘、豊地及び広郷
同			東相内	同 東相内 町183番地4	同 東相内町、柏木及び富里
同			相 内	同 相内町 111番地1	同 相内町、豊田、本沢、住吉、西相内および美園
同			端 野	同 端野町 二区476番地 4	同 端野町一区から三区まで、端野町川向、端野町協和、端野町端野、端野町忠志、端野町豊実、端野町緋牛内及び端野町北登
同			常 呂	同 常呂町 字常呂387番 地	同 常呂町字常呂、常呂町字東浜、常呂町字土佐、常呂町字岐阜、常呂町字栄浦、常呂町字共立、常呂町字豊川、常呂町字富丘、常呂町字福山、常呂町字日吉、常呂町字吉野及び常呂町字登
同			置 戸	常呂郡置戸町 字置戸9番10	常呂郡置戸町字置戸、字中里、字拓殖、字北光、字幸岡、字雄勝、字秋田、字境野、字豊住及び字川南
同			勝 山	同 字安住139番 地22	同 字安住、字勝山、字春日及び字常元
同			訓子府	同 訓子府 町栄町31番	同 訓子府町
					北見市留辺蘂町元町、留辺蘂町上町、留辺蘂町東町、留辺蘂町仲町、留辺蘂町栄町、留辺蘂町宮下町、留辺蘂町旭

同	留 辺 薬			北見市留辺薬町元町49番地	東、留辺薬町旭中央、留辺薬町旭南、留辺薬町旭公園、留辺薬町旭北、留辺薬町旭1区、留辺薬町旭西、留辺薬町旭3区、留辺薬町富岡、留辺薬町大富、留辺薬町金華、留辺薬町豊金、留辺薬町泉、留辺薬町丸山、留辺薬町瑞穂及び留辺薬町花園
同			温根湯	同 松山1番地7	同 留辺薬町温根湯温泉、留辺薬町昭栄、留辺薬町松山、留辺薬町平里、留辺薬町花丘、留辺薬町川北、留辺薬町大和、留辺薬町滝の湯、留辺薬町富士見及び留辺薬町厚和
北見方面遠軽警察署	駅 前			紋別郡遠軽町大通北1丁目2番地35	紋別郡遠軽町1条通北1丁目から10丁目まで、1条通南1丁目から3丁目まで、2条通北1丁目から8丁目まで、2条通南1丁目及び2丁目、岩見通北及び大通北の1丁目から11丁目まで、岩見通南、大通南及び南町の1丁目から4丁目まで、学田及び東町の1丁目から5丁目まで、西町及び福路の1丁目から3丁目まで、柏、清川、寿町、栄野、社名淵、瀬戸瀬西町、瀬戸瀬東町、千代田、留岡、豊里、野上、白竜、丸大、見晴、美山、宮前町、向遠軽、弥生、湯の里、若咲内及び若松
同			丸瀬布	同 丸瀬布東町259番地2	同 丸瀬布中町、丸瀬布東町、丸瀬布西町、丸瀬布新町、丸瀬布水谷町、丸瀬布天神町、丸瀬布金山、丸瀬布武利、丸瀬布上武利、丸瀬布南丸、丸瀬布上丸、丸瀬布大平及び丸瀬布元町
同			白 滝	同 白滝1056番地の3	同 下白滝、旧白滝、白滝、上白滝、奥白滝、白滝天狗平、白滝支湧別、白滝北支湧別、白滝上支湧別及び東白滝
同			生田原	同 生田原416番地	同 生田原、生田原伊吹、生田原八重、生田原清里及び生田原岩戸
同			安 国	同 安国92番地	同 生田原安国、生田原水穂、生田原豊原及び生田原旭野
同			湧 別	同 湧別町曙町76番地	同 湧別町港町、曙町、緑町、栄町、錦町、福島、東、川西、信部内、緑陰及び登栄床
同			芭 露	同 芭露282番地	同 芭露、志撫子、計呂地、上芭露、東芭露及び西芭露
				同	同 中湧別東町、中湧別北町、

同			中湧別	中湧別南町 539番地	中湧別中町、中湧別南町、旭及び北兵村1区から3区まで
同			上湧別	同上湧別屯田市街地224番地の1	同 開盛、南兵村1区から3区まで、上湧別屯田市街地、札富美、富美及び上富美
同			佐呂間	常呂郡佐呂間町字宮前町166番地1	常呂郡佐呂間町字永代町、宮前町、幸町、富武士、西富、北、東および若里
同			浜佐呂間	同上字浜佐呂間61番地	同上字浜佐呂間、仁倉、知来、浪速、国有林および幌岩
同			若佐	同上字若佐45番地の2	同上字若佐、字栃木、字川西、字中園、字武士、字朝日、字富丘、字栄、字共立、字大成及び字啓生
北見方面 網走警察署	中 央			網走市南1条東1丁目2番地の5	網走市南1条西1丁目及び2丁目、南2条西1丁目から5丁目まで、南3条西から南8条西までの1丁目から4丁目まで、南9条西及び南10条西の2丁目から4丁目まで、南11条西から南14条西までの2丁目及び3丁目、南1条東1丁目及び2丁目、南2条東1丁目から3丁目まで、南3条東から南8条東までの1丁目から7丁目まで、南9条東2丁目から6丁目まで、南10条東3丁目から5丁目まで、北1条西1丁目から5丁目まで、北2条西1丁目から7丁目まで、北3条西から北5条西までの1丁目から8丁目まで、北6条西1丁目から7丁目まで、北7条西から北10条西までの1丁目から6丁目まで、北11条西1丁目から5丁目まで、北12条西2丁目、北1条東から北7条東までの1丁目及び2丁目、北8条東から北12条東までの1丁目、港町、海岸町、字明治、字二ツ岩並びに字美岬
同	駒 場			同 駒場北4丁目1番1-2号	同 つくしヶ丘1丁目から6丁目まで、台町1丁目から3丁目まで、潮見1丁目から11丁目まで、字潮見、桂町1丁目から5丁目まで、桂町、駒場南1丁目から8丁目まで、駒場北1丁目から6丁目まで及び駒場
同	新 町			同 新町1丁目8番1号	同 新町1丁目から3丁目まで、向陽ヶ丘1丁目から7丁目まで、大曲1丁目及び2丁目、緑町、錦町、向陽ヶ丘、字天都山、字大曲並びに字三眺
				同 字呼人	同 字呼人、字八坂、字東網走及び

同			呼 人	317番地	字中園の一部（道道490号中園網走停車場線以西）
同			卯原内	同 字卯原内89番地3	同 字卯原内、能取港町1丁目から5丁目まで、字能取、字平和、字二見ヶ岡、字嘉多山及び字越歳
同			藻 琴	同 字藻琴109番地	同 字藻琴、字昭和、字山里、字稲富、鱒浦1丁目から5丁目まで、字鱒浦、字豊郷、字中園の一部（道道490号中園網走停車場線以東）、字北浜、字丸万、字実豊、字音根内、字浦士別、字栄及び字清浦
同			女満別	網走郡大空町女満別西3条4丁目2番7号	網走郡大空町女満別西1条から女満別西3条まで及び女満別公園の1丁目から6丁目まで、女満別西4条1丁目から5丁目まで、女満別西5条2丁目から5丁目まで、女満別西6条3丁目から5丁目まで、女満別西7条4丁目及び5丁目、女満別東1条及び女満別本通の1丁目から6丁目まで（2丁目欠）、女満別東2条1丁目から6丁目まで（2丁目及び3丁目欠）、女満別夕陽台、女満別東陽及び女満別眺湖台の1丁目から3丁目まで、女満別湖畔1丁目から4丁目まで、女満別本郷、女満別住吉、女満別豊里、女満別公園通、女満別昭和、女満別湖南、女満別朝日、女満別中央、女満別大東、女満別巴沢、女満別大成、女満別開陽並びに女満別日新
同			東藻琴	同 東藻琴82番地の1	同 東藻琴東区、東藻琴西区、東藻琴南区、東藻琴中央区、東藻琴北一区及び北二区、東藻琴上東、東藻琴旭台、東藻琴大進、東藻琴新富、東藻琴明生、東藻琴千草、東藻琴福富、東藻琴西倉、東藻琴末広、東藻琴山園、東藻琴清浦並びに東藻琴栄
同		空 港		同 女満別町字中央201番地3女満別空港ビル内	女満別空港施設一円
北見方面				網走郡美幌町	網走郡美幌町字大通北、字鳥里、字西1条北、字西2条北、字栄町及び字東1条北から字東3条北までの1丁目から4丁目まで、字大通南、字西1条南、字西2条南及び字東1条南から字東3条南までの1丁目から5丁目まで、字東4条南2丁目から5丁目まで、字青

美幌警察署	仲町			字仲町2丁目38番地の1	葉1丁目及び2丁目、字新町1丁目から3丁目まで、字仲町1丁目及び2丁目、字東町1丁目及び2丁目、字日の出1丁目及び2丁目、字三橋町1丁目及び2丁目、字青山北、字青山南、字高野、字豊岡、字鳥里、字美里、字瑞治、字三橋南、字美禽、字美芳、字元町並びに字稲美
同			上美幌	同 字美富416番地の11	同 字美富、字野崎、字豊幌、字登栄、字昭野、字美和、字栄森及び字上町
同			福住	同 字福住635番地の1	同 字福住、字豊富、字古梅、字都橋、字駒生、字田中、字日並及び字報徳
同	津別			同 津別町字旭町7番地	同 津別町字旭町、字大通、字1条通、字東2条、字東3条、字東4条、字西2条、字西3条、字西4条、字本町、字幸町、字緑町、字新町、字柏町、字共和、字豊永、字美都、字上里、字活汲、字東岡、字岩富、字最上、字達美及び字高台
同			本岐	同 字本岐4番地11	同 字本岐、字二又、字木樋、字大昭、字双葉、字沼沢、字恩根、字栄、字相生及び字布川
北見方面斜里警察署	署所在地			斜里郡斜里町字本町43番地6	斜里郡斜里町港町、本町、文光町、朝日町、港西町、前浜町、西町、新光町、青葉町、光陽町、字日の出、字峰浜、字越川、字朱円、字以久科北、字以久科南、字美咲、字大栄、字豊倉及び字真鯉の一部（遠音別川以南）
同			中斜里	同 字中斜里22番地51	同 字富士、字三井、字中斜里、字豊里、字来運及び字川上
同			ウトロ	同 ウトロ東26番地	同 ウトロ西、ウトロ東、ウトロ香川、ウトロ高原、ウトロ中島、字真鯉の一部（遠音別川以北）、大字遠音別村字岩尾別及び字岩宇別
同			清里	同 清里町羽衣町43番地8	同 清里町、羽衣町、水元町、字上斜里、字向陽及び字江南
同			札弦	同 札弦町9番地3	同 札弦町、字神威及び字川向
同			緑	同 緑町7番地	同 緑町、字青葉及び字清泉
同			小清水	同 小清水町南町1丁目	同 小清水町南町及び元町の1丁目及び2丁目、字旭、字泉、字神浦、字

				6番1号	上徳、字萱野、字共和、字東野、字水上並びに字美和の一部(第4及び第5)
同			浜小清水	同 字浜小清水41番地	同 字浜小清水、字北斗、字倉栄、字中里、字美和の一部(第1から第3まで)および字止別
北見方面 紋別警察署	中 央			紋別市幸町5丁目1番	紋別市新港町1丁目から4丁目まで、弁天町及び北浜町の1丁目から3丁目まで、大山町1丁目から4丁目まで、緑町、潮見町及び真砂町の1丁目から5丁目まで、港町、南が丘町、花園町、本町及び幸町の1丁目から8丁目まで、落石町1丁目から7丁目まで、新生、元紋別、藻別、上藻別、鴻之舞、上鴻之舞、海洋公園、鴻之舞旭町、鴻之舞泉町、鴻之舞喜楽町、鴻之舞金竜町、鴻之舞栄町、鴻之舞末広町、鴻之舞住吉町並びに鴻之舞元町
同		オホーツク紋別空港		同 小向19番地3オホーツク紋別空港ビル内	空港施設一円
同			小 向	同 小向193番地	紋別市小向、八十土、弘道、沼の上及び志文
同			渚 滑	同 渚滑町4丁目104番地	同 渚滑町1丁目から9丁目まで、渚滑町元新1丁目から5丁目まで、渚滑町元新、渚滑町川向、渚滑町元西及び渚滑町字津々
同			上渚滑	同 上渚滑町4丁目121番地	同 上渚滑町1丁目から11丁目まで、上渚滑町下渚滑、上渚滑町中渚滑、上渚滑町上東、上渚滑町更正、上渚滑町奥東、上渚滑町下立牛、上渚滑町中立牛、上渚滑町上立牛、上渚滑町上古丹及び上渚滑町和訓別
同			滝 上	紋別郡滝上町字滝ノ上市街地3条通2丁目20番地	紋別郡滝上町
北見方面 興部警察署	署所在地			紋別郡興部町字興部755番地の3	紋別郡興部町字興部、字北興、字宇津、字秋里および字朝日
同			沙 留	同 字沙留405番地5	同 字沙留、字住吉、字富丘、字豊畑および字豊野
同			西興部	同 西興部村字西興部56番地	同 西興部村(字上興部原野の一部、上興部市街および上興部市街地を除く。)
				同	同 上興部原野の一部(通

同			上興部	字上興部47番地 地の1	称東興、札滑および奥興部) および上興部市街
同			雄武	同 雄武町 字雄武1022番地	同 雄武町字雄武、字北雄武、字中雄武、字南雄武、字沢木、字上沢木および字道有林の一部
同			幌内	同 字幌内371番地	同 字幌内、字北幌内、字中幌内、字上幌内および字道有林の一部